

# **(仮称)赤坂溜池地区市街地再開発事業**

## **環境影響調査計画書**

**令和8年3月**

**赤坂溜池地区市街地再開発準備組合**



# 目 次

1. 事業者の氏名及び住所	1
2. 対象事業の名称、目的及び内容	3
2.1 対象事業の名称	3
2.2 対象事業の目的	3
2.3 対象事業の内容	4
2.3.1 事業の位置	4
2.3.2 事業計画の概要	7
2.3.3 工事の概要	14
2.3.4 対象事業のスケジュール	14
3. 地域の概況	17
3.1 一般項目	17
3.1.1 人 口	17
3.1.2 交 通	19
3.1.3 土地利用	27
3.1.4 関係法令の指定・規制等	33
3.1.5 環境保全に関する計画等	35
3.2 環境項目	47
3.2.1 大気汚染	47
3.2.2 臭 気	51
3.2.3 静 穏	52
3.2.4 土壌汚染	55
3.2.5 地形・地質	55
3.2.6 水循環	61
3.2.7 緑	61
3.2.8 日 影	65
3.2.9 電波障害	65
3.2.10 風環境	65
3.2.11 景 観	68
3.2.12 史跡・文化財	70
4. 環境調査項目の選定	75
4.1 選定した項目	75
4.2 選定しなかった項目及びその理由	76
5. 調査・予測方法等	77
6. その他	133
6.1 実施者	133
6.2 参考資料	133
6.3 問い合わせ先	136



## 1. 事業者の氏名及び住所



## 1. 事業者の氏名及び住所

名 称 赤坂溜池地区市街地再開発準備組合  
代表者 理事長 古角 博治  
住 所 東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号



## 2. 対象事業の名称、目的及び内容



## 2. 対象事業の名称、目的及び内容

### 2.1 対象事業の名称

名 称：(仮称)赤坂溜池地区市街地再開発事業

種 類：建築物の新築

### 2.2 対象事業の目的

本事業の計画地は、都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域 東京都心・臨海地域」(平成14年7月)に位置し、整備の目標として「中央官庁街に近接し、大使館等が数多く立地する地域において、環状二号線の整備とその沿道土地利用の促進を図るとともに、国際金融・業務・商業・文化・交流機能や生活・業務支援機能など多様な機能を備えたにぎわいにあふれた国際性豊かな交流ゾーンを形成」、緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項として「環状二号線周辺の土地利用の更新にあわせ、細分化した街区の再編による大街区化を誘導し、緑豊かなオープンスペースや機能的な道路空間を創出」等が掲げられています。また、「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 -サステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくり-」(令和3年3月 東京都)では、計画地は中枢広域拠点域に分類され、将来像として「高層建築物が建ち並び特色ある個性的な街区が織りなす市街地において、国際色豊かな業務、商業・エンターテインメント、文化、宿泊、居住、医療、教育などの多様な機能が、相互に連携する複合開発により高度に集積し、外国人にとっても暮らしやすく、交流の生まれる中核的な拠点を形成」等が掲げられています。

さらに、「都市再生整備計画 六本木・虎ノ門地区」(令和5年6月 港区)では、目標として「すべての人にやさしく、活力と魅力に満ちた、誰もが歩きたくなる緑豊かな国際生活交流都市」等が掲げられています。

本事業では、これらの上位計画等を踏まえ、街区再編整備による施設建築物と一体となった魅力的な公共的空間の創出、広域歩行者ネットワークの強化に資する基盤整備、新たな駅まち一体空間の創出や文化性豊かな国際ビジネス交流拠点の形成に資する高次都市機能の導入、良質な複合市街地にふさわしい都市環境への配慮、溜池山王駅周辺の都市防災機能の強化を図り、大街区の玄関口としてふさわしい魅力的な駅まち一体空間の創出と文化性豊かな国際ビジネス交流拠点の形成に寄与することを目的としています。

## 2.3 対象事業の内容

### 2.3.1 事業の位置

計画地は、図2.3.1-1～2及び表2.3.1-1に示すとおり、東京都港区の赤坂一丁目に位置する区域です。

区域面積は約1.2ha、用途地域は「商業地域」です。

鉄道の最寄り駅は、計画地の北西方向の東京メトロ銀座線・南北線溜池山王駅です。その他、北方向に東京メトロ千代田線・丸ノ内線国会議事堂前駅、東方向に東京メトロ銀座線虎ノ門駅、南東方向に東京メトロ日比谷線虎ノ門ヒルズ駅、南西方向に東京メトロ南北線六本木一丁目駅が、いずれも徒歩圏内にあります。

主要道路として、計画地北側に隣接して都道405号線が東西方向に、西側に隣接して都道412号線が南北方向に通っています。

計画地北側には、国会議事堂や各府省庁等の官公庁施設が多く集積しており、計画地南側には、アメリカ合衆国大使館などの外国大使館も多く立地しています。

表2.3.1-1 計画地の所在地等

所在地	東京都港区赤坂一丁目地内
区域面積※	約1.2ha
用途地域	商業地域

※：区域面積は、市街地再開発事業の施行区域面積です。

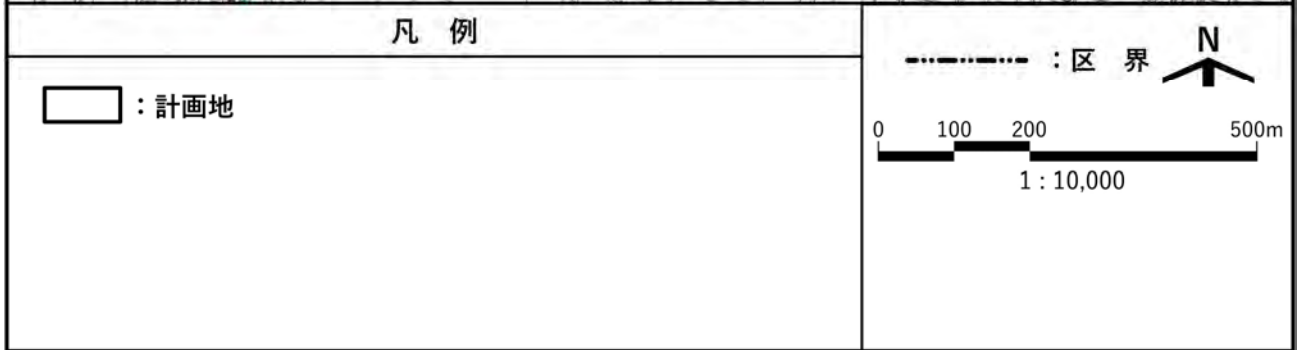
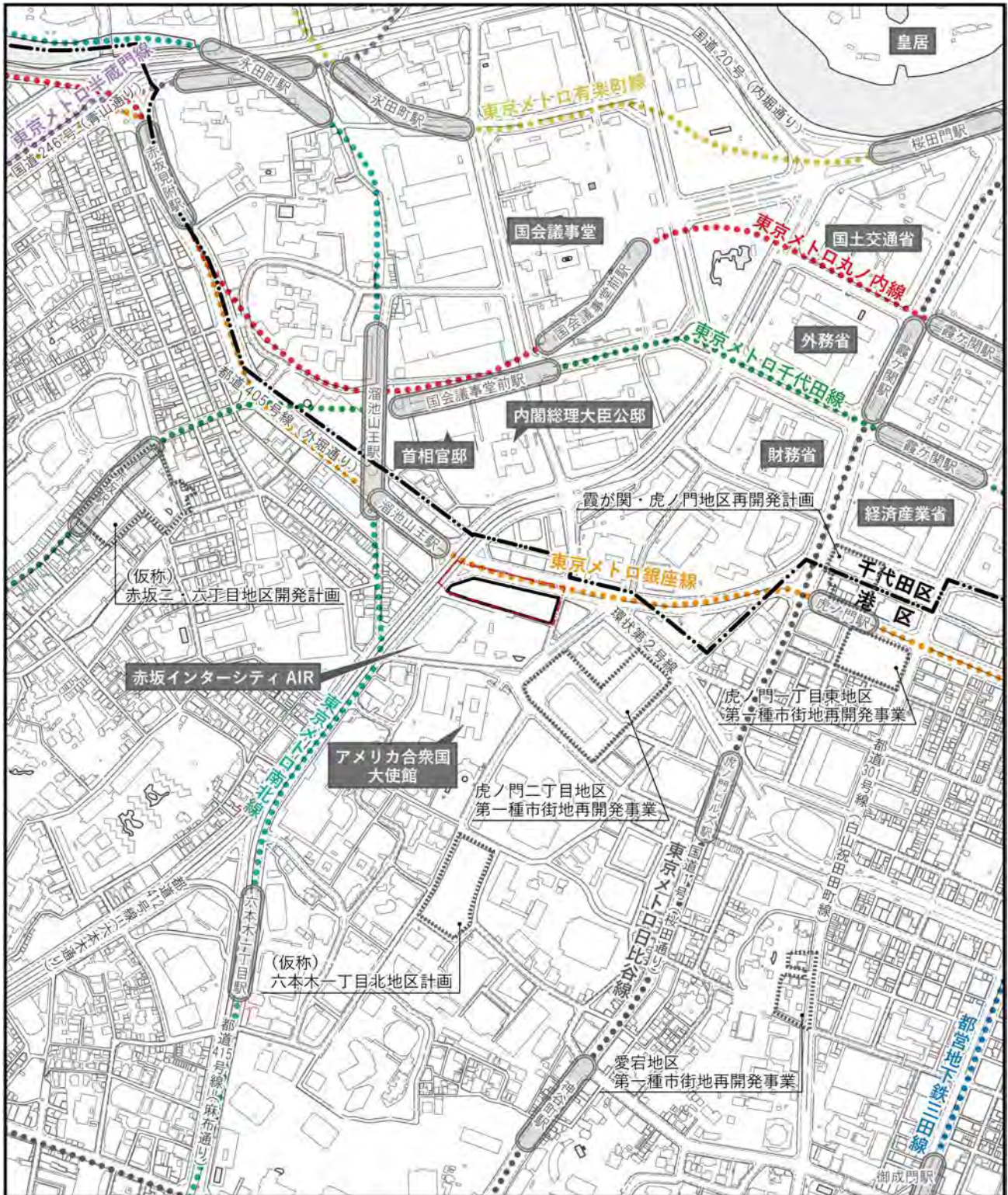


図2.3.1-1 計画地位置図(広域)

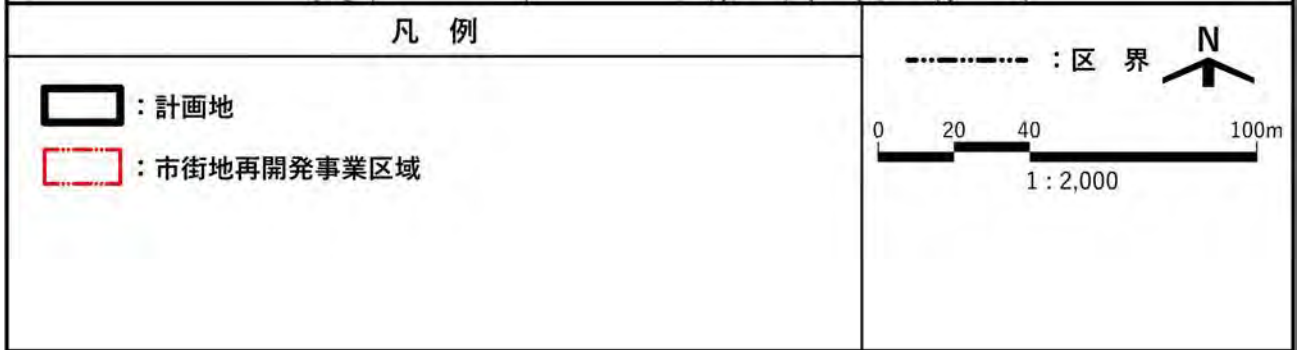
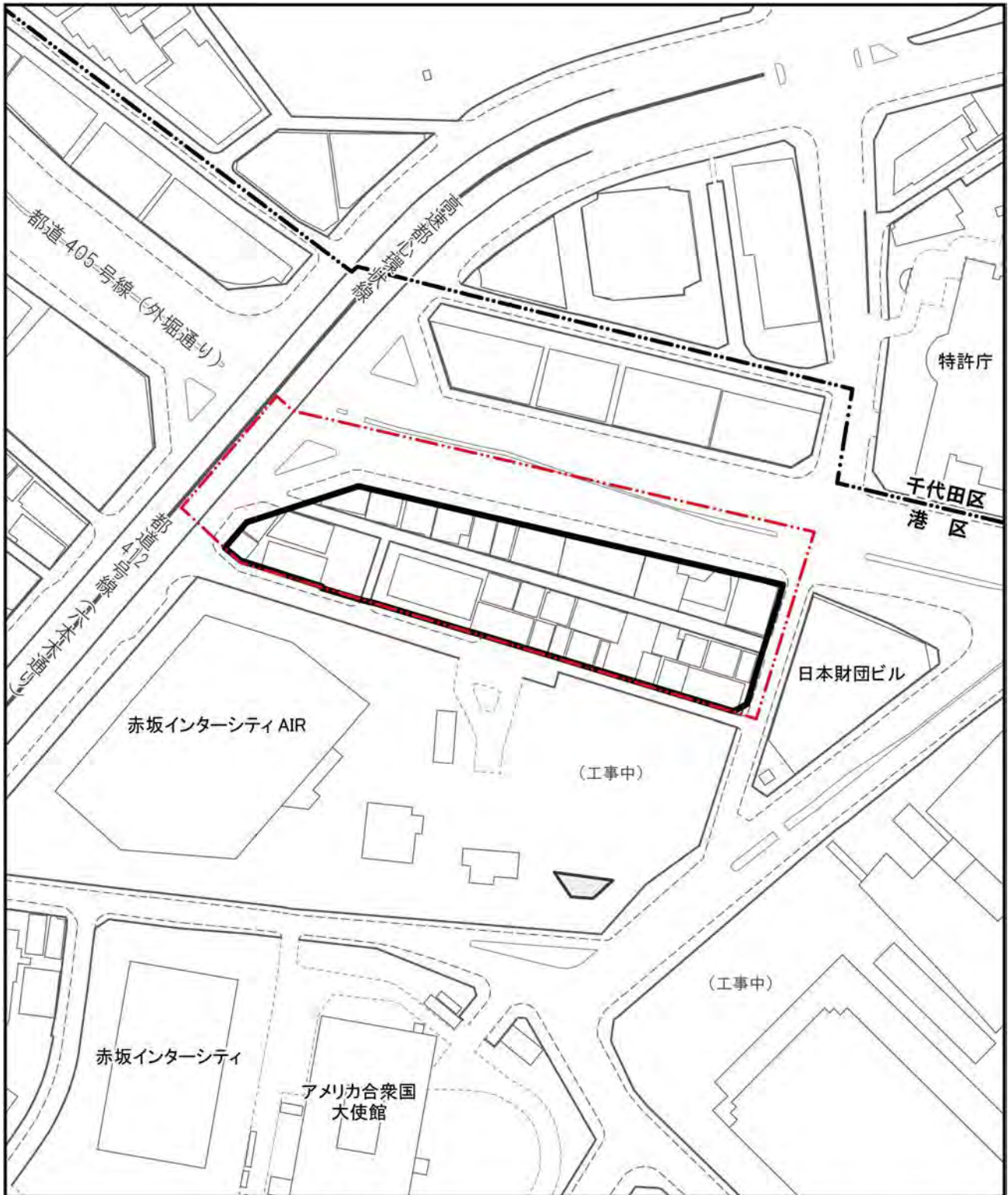


図2.3.1-2 計画地位置図(詳細)

## 2.3.2 事業計画の概要

### (1) 上位計画

本事業に関連する主な上位計画としては、「都市再生緊急整備地域 東京都心・臨海地域」(平成14年7月)、「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 -サステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくり-」(令和3年3月 東京都)、「都市再生整備計画 六本木・虎ノ門地区」(令和5年6月 港区)等があり、計画内容等は表2.3.2-1(1)～(3)に示すとおりです。

本事業は、これらの上位計画等を踏まえて計画を検討しています。

表2.3.2-1(1) 本事業に関連する主な上位計画

上位計画	計画内容等
都市再生 緊急整備地域 東京都心・臨海地域 (環状二号線 新橋周辺・赤坂 ・六本木) (平成14年7月)	<p><b>【整備の目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中央官庁街に近接し、大使館等が数多く立地する地域において、環状二号線の整備とその沿道土地利用の促進を図るとともに、国際金融・業務・商業・文化・交流機能や生活・業務支援機能など多様な機能を備えたにぎわいにあふれた国際性豊かな交流ゾーンを形成</li> <li>○緑豊かな地域特性を生かしたうまいのある都市空間を形成</li> </ul> <p><b>【都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○良好な住環境を備えた住居機能のほか、国際金融をはじめとする業務・商業・文化・交流・宿泊等の多様な機能の誘導及び高度な専門性を有する業務支援機能の強化</li> <li>○国際化に対応した、教育・医療・情報提供・MICE・カンファレンス・滞在型宿泊機能等を誘導</li> </ul> <p><b>【公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環状二号線周辺においては、道路と沿道が一体となって風の道となる空間を確保し、快適で魅力的な街並みを形成</li> <li>○道路や敷地内通路等の連携による地上・地下の重層的な歩行者ネットワーク等の充実や、駅や周辺の開発に併せた交通結節機能の強化</li> <li>○まとまった公共的空地の確保・緑化や保水性舗装などの実施によりヒートアイランド現象の緩和に寄与</li> </ul> <p><b>【緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環状二号線周辺の土地利用の更新にあわせ、細分化した街区の再編による大街区化を誘導し、緑豊かなオープンスペースや機能的な道路空間を創出</li> <li>○国際的なビジネスセンターにふさわしい拠点性と象徴性を備えた国際競争力の強化に資する景観形成にも配慮した都市開発事業を促進</li> <li>○都市開発事業において、①敷地内緑化・屋上緑化・壁面緑化等ヒートアイランド対策を誘導、②建築物等の高断熱化・省エネルギー化等により地球温暖化対策を誘導、③自立・分散型かつ効率的なエネルギーシステムの導入を誘導、④備蓄倉庫の設置や一時滞留可能な空間を確保することにより、帰宅困難者対策を誘導、⑤ゆとりある共用スペースや良質なオープンスペースの充実など、新しい日常に向けた対策を誘導</li> <li>○学校、国際交流施設等の地区独自の文化性、国際性に富んだ資源を活用</li> </ul>

表2.3.2-1(2) 本事業に関連する主な上位計画

上位計画	計画内容等
<p>特定都市再生 緊急整備地域 東京都心・臨海地域 (環状二号線新橋・ 虎ノ門周辺地区) (平成14年7月)</p>	<p><b>【整備の目標〔都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針〕】</b>  ○都市部と臨海部を結ぶ環状二号線の整備による広域的な交通利便性の向上、大使館や外資系企業、外国人居住者等の集積、虎ノ門ヒルズをはじめとする都市開発が進む本地区において、交通結節機能の更なる強化や大街区化等と併せて、生活環境を備えた国際的なビジネス・交流拠点の形成を図る。</p> <p><b>【生活環境を備えた国際的なビジネス・交流拠点の整備】</b>  ○街区再編や大規模土地利用転換など、今後見込まれる複数の都市開発の推進により、業務、商業、住宅、医療、教育、宿泊、文化機能を備えた外国人にとっても暮らしやすい生活環境を整備するとともに、国内外の企業や人々の交流、新たなビジネスの創出・企業の集積を推進し、国際的なビジネス・交流拠点と誰もが住み続けられる生活都心の形成を図る。</p> <p><b>【交通結節機能の強化】</b>  ○環状二号線の整備による空港アクセスや広域的な交通利便性の向上を契機に、地下鉄駅の新設・改良、バスターミナル、地下鉄駅を結ぶ地下歩行者ネットワーク等の整備により、交通結節機能の強化を図る。  ○大規模土地利用転換に併せ、地区の骨格を形成する道路を整備し自動車交通の円滑化を図るとともに、誰もが安全・安心に利用できる歩行者ネットワークを整備し、地区間や公共交通などへのアクセス・利便性の向上を図る。</p>
<p>東京都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び 保全の方針 ーサステナブル ・リカバリー 東京の新しい 都市づくりー (令和3年3月)</p>	<p><b>【六本木・虎ノ門】</b>  ○高層建築物が建ち並び特色ある個性的な街区が織りなす市街地において、国際色豊かな業務、商業・エンターテインメント、文化、宿泊、居住、医療、教育などの多様な機能が、相互に連携する複合開発により高度に集積し、外国人にとっても暮らしやすく、交流の生まれる中核的な拠点を形成  ○エリアマネジメントによる地域の魅力向上、アート・デザイン関連施設の集積、歩行者空間のネットワーク化などにより、回遊性が高く、活発な交流の生まれる地域を形成  ○駅を中心とした交通結節機能の強化や、防災性を向上させる緑豊かなオープンスペースや公園機能の充実、自立分散型エネルギーの確保、周辺の住宅地と調和した高度利用が進み、高層建築物を中心とした、魅力のある拠点を形成</p>
<p>都市づくりの グランドデザイン (平成29年9月)</p>	<p><b>【赤坂・六本木・虎ノ門】</b>  ○国際色豊かな業務、商業、エンターテインメント、文化、宿泊、居住、教育などの多様な機能が、連担する開発により高度に集積し、外国人にとっても暮らしやすく、交流の生まれる複合拠点が形成されている。  ○エリアマネジメントによる地域の魅力向上、アート・デザイン関連施設の集積、歩行者空間のネットワーク化などにより、回遊性が高く、活発な交流の生まれる地域が形成されている。  ○地域の防災性を向上させる緑豊かなゆとりのある空間の創出や、自律分散型エネルギーの確保、駅を中心とした交通結節機能の強化が進んでいる。  ○周辺の住宅地と調和した高度利用が進み、高層建築物を中心とした、魅力のある拠点が形成されている。</p>

表2.3.2-1(3) 本事業に関連する主な上位計画

上位計画	計画内容等
<p>港区まちづくり マスタープラン (平成29年3月)</p>	<p><b>【赤坂地区のまちづくりの方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○赤坂見附駅周辺や外堀通り、青山通りなどの主要な幹線道路沿道では、都市の魅力やにぎわいを備えた商業、文化、交流等の多様な集客機能及び業務機能の集積を更に促進する。</li> <li>○開発事業等においては、地域のにぎわいを創出するイベント等が開催できるオープンスペースの整備を促進し、来街者や地域住民が日常的に利用できる空間や、道路と一体となった良好な歩行空間を確保する。</li> <li>○表参道駅や青山一丁目駅、赤坂駅、溜池山王駅等主要な駅とその周辺を含め、公共交通の利用時や乗継ぎ時の利便性の向上を図る。</li> <li>○自転車利用と歩行者が互いに快適に楽しく過ごせるまちを目指し、自転車の利用マナー向上のためのイベントの開催や自転車シェアリングポートの拡充、自転車走行空間の整備など、自転車利用環境の向上を図る。</li> <li>○赤坂・虎ノ門緑道においては、緑豊かな歩道状空地の設置などを推進し、区道と沿道の民有地が一体となった大規模な緑道空間を形成する。</li> <li>○表参道駅や溜池山王駅周辺においては、歩いて行ける身近な公園が不足していることから、公園等と同等の機能を有するオープンスペース等(公園空地等)を確保する。</li> <li>○昼間人口が多い赤坂駅や赤坂見附駅、溜池山王駅周辺においては、帰宅困難者の一時滞在施設の確保など、地域と事業者が一体となったエリア防災の取組を推進する。</li> <li>○聖徳記念絵画館や迎賓館、国会議事堂の周辺においては、首都東京を象徴するランドマークへの配慮を誘導し、風格ある景観を創出する。</li> <li>○開発事業等の機会を捉え、自立分散型エネルギーの導入やICTを活用したCEMS(地域エネルギー管理システム)の構築による、地域全体のエネルギー効率と防災性の向上を図る。</li> <li>○屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンの設置など、民有地内のオープンスペースの緑化を促進し、熱をためにくいまちを形成する。</li> <li>○開発事業等の機会を捉え、質の高い緑豊かなオープンスペースの創出を図り、二酸化炭素の吸収源となる緑化を推進する。</li> <li>○赤坂見附駅周辺、外堀通りや青山通り、神宮外苑銀杏並木沿いを中心とした、商業・文化等の集客施設及び業務機能の集積を促進する。</li> </ul>
<p>都市再生整備計画 六本木・虎ノ門地区 (令和5年6月)</p>	<p><b>【目標】</b></p> <p>「すべての人にやさしく、活力と魅力に満ちた、誰もが歩きたくなる緑豊かな国際生活交流都市」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○目標1：安全で快適な歩行空間や広場などの整備とネットワーク化</li> <li>○目標2：緑豊かなオープンスペースの創出・活用</li> <li>○目標3：街区全体の魅力を向上させるための取組および連携の拡充</li> </ul> <p><b>【一体型滞在快適性等向上事業の計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設と一体的に歩行者空間・オープンスペースを整備し、来街者が滞留し、憩える空間を創出する。また、地区全体で地域の主体が連携した、イベント・情報発信、サービス、環境演出、コミュニティ形成を行う。</li> </ul>

## (2) 土地利用計画・建築計画

本事業では、街区再編整備に伴い、高層建築物を新築する計画です。

建築計画の概要は、表2.3.2-2に示すとおりです。

主要用途は事務所、店舗、文化・交流施設等であり、敷地面積は約6,950m<sup>2</sup>、延床面積は約102,700m<sup>2</sup>、建物最高高さは約155mの規模を想定して検討しています。

表2.3.2-2 建築計画の概要

項目	内容
主要用途	事務所、店舗、文化・交流施設等
敷地面積	約 6,950m <sup>2</sup>
延床面積	約 102,700m <sup>2</sup>
建物最高高さ*	約 155m
駐車場台数	約 191台

※: T.P.+7.2mからの高さです(T.P.(Tokyo Peil):東京湾平均海面)。

注) 調査計画書提出時点のものであり、今後の関係機関との協議等により変更する可能性があります。

## (3) 建物の外観及び景観計画

建物の外観は、色彩、材料等の選択及びデザインに配慮します。

また、周辺の建築物等との調和に配慮し、風格、潤い、にぎわいのある街並み形成を目指します。

なお、詳細については、「港区景観条例」等に基づき、関係機関と協議を行いながら、景観計画を進めていきます。

## (4) 動線計画

計画建築物を利用する歩行者動線(想定)は、図2.3.2-1に示すとおりです。計画建築物を利用する歩行者は、地上レベルでは主に計画地北側に面する都道405号線や計画地西側に面する都道412号線等の歩道、デッキレベルでは計画地南側に将来整備予定のデッキ、地下レベルでは計画地北西側に将来整備予定の地下通路(溜池山王駅と接続)を經由した動線を想定しています。

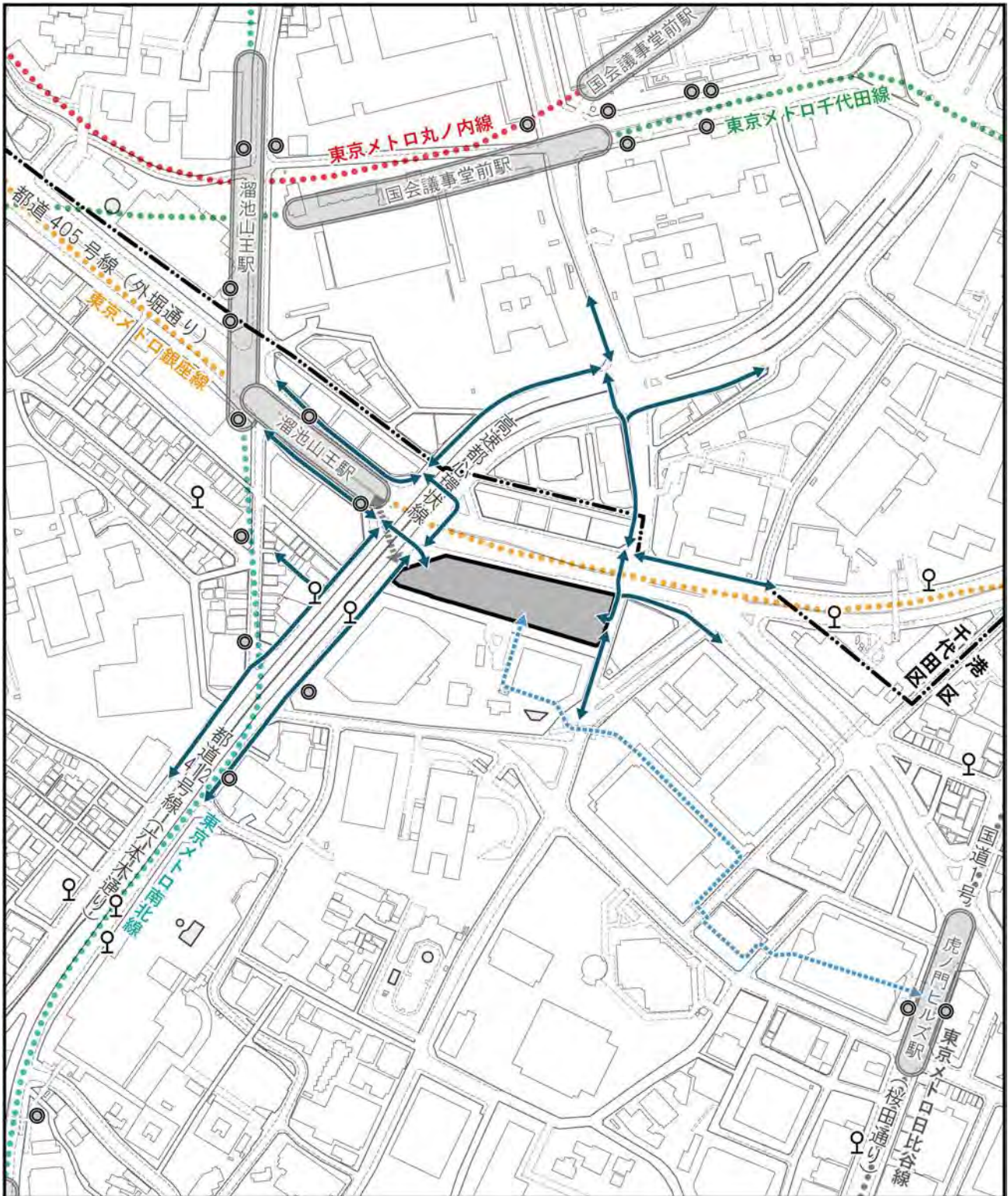
関係車両の自動車動線(想定)は、図2.3.2-2に示すとおりです。関係車両は、計画地南側の特別区道第886号線沿いに設ける出入口から入出庫する計画です。

なお、詳細については、関係機関と協議を行い、動線計画を進めていきます。

## (5) 緑化計画

「港区緑と水に関する基本方針」等を踏まえて、「港区みどりを守る条例」に準拠するとともに、計画地内には積極的な緑化を図る計画です。

また、緑化に当たっては緑の量の確保のみではなく、緑の質、植生等に配慮して樹種、樹高、配置等を検討し、周辺との調和を図ります。



凡例

■ : 計画地



♀ : バス停留所



● : 地下鉄出入口

○ : 駅 (地下鉄)

●●●●● : 路線 (地下鉄)



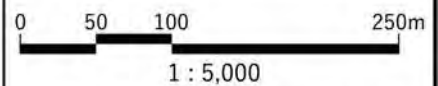
【歩行者動線】

↔ : 地上動線

⋯↔ : デッキ上動線(計画)

⋯⋯↔ : 地下動線(計画)

--- : 区界



注) 下記出典資料を基に加工して作成  
 出典: 「国土数値情報(鉄道データ)」  
 (国土交通省)  
[https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/data/list/KsjTmplt-N02-v3\\_0.html](https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/data/list/KsjTmplt-N02-v3_0.html)

図2.3.2-1 歩行者動線図(想定ルート)



## (6) 給水計画

計画地内で使用する上水は、東京都の公共上水道より給水を受ける計画です。

## (7) 排水計画

計画地からの排水は、汚水、雨水ともに公共下水道に放流する計画です。

汚水は「ビルの新築に伴う地下排水槽(ビルピット)設計の手引き」(平成31年1月 東京都)等に準拠し、十分配慮する計画です。

雨水は「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき、雨水流出抑制施設を設置する計画です。

## (8) 熱源・エネルギー計画

空調、給湯等熱源は、電気または都市ガス(13A)を用いる計画です。

熱源は中央熱源方式を予定しています。

また、省エネルギー機器の導入等、省エネルギー・CO<sub>2</sub>排出抑制対策を検討します。

## (9) 防災計画

関係法令に基づく防災、消火設備を設置する計画です。

また、計画建築物の耐震化を図ることにより安全性に寄与するとともに、計画地内には、災害発生時の帰宅困難者の一時受け入れ場所を確保する計画です。

## (10) 廃棄物処理計画

廃棄物の収集、処理、再利用及び保管場所等については、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」、「港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱」等を満足するよう計画します。

業務等から排出される事業系廃棄物は、廃棄物処理業者に委託し、収集・処分する計画です。

## (11) 地域貢献計画

地下鉄溜池山王駅からの地下接続通路で結ばれ、周辺地区と連結した重層的な歩行者ネットワークの結節機能を担うことで、地上・地下の交通結節機能の強化を図る計画です。

また、計画地内には、溜池山王駅前の拠点性を高める広場空間を整備する計画です。

### 2.3.3 工事の概要

#### (1) 工事工程

本事業は、令和11年度(2029年度)に新築工事に着手し、令和15年度(2033年度)に竣工する予定です。

#### (2) 工事管理計画

工事用車両の出入口、走行ルートの設定については、施工計画及び周辺交通状況を考慮し、調整を図りながら計画します。

工事用車両は可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用し、周辺環境に及ぼす影響の低減に努めます。

また、計画地及び周辺道路の歩行者の通行の安全等を図るため、工事用車両出入口周辺には交通誘導員を適切に配置し、走行ルート沿道の交通安全や大気汚染、騒音・振動、交通渋滞の防止に努めるとともに、施工計画の検討に際しては、極力台数を抑え、安全、環境等に配慮する計画です。

なお、工事用車両の走行に当たっては、今後、道路管理者、交通管理者等の関係機関と十分に協議します。

建設機械は原則として低騒音・排出ガス対策型建設機械を使用し、施工計画の検討に際しては、極力集中稼働台数を抑え、周辺環境に及ぼす影響の低減に努める計画です。

工事中に発生する建設廃棄物及び建設発生土は、「東京都建設リサイクル推進計画」(令和6年4月 東京都)等を踏まえ、積極的に建設資源の循環利用に取り組む計画です。

#### (3) 工事用車両及び建設機械

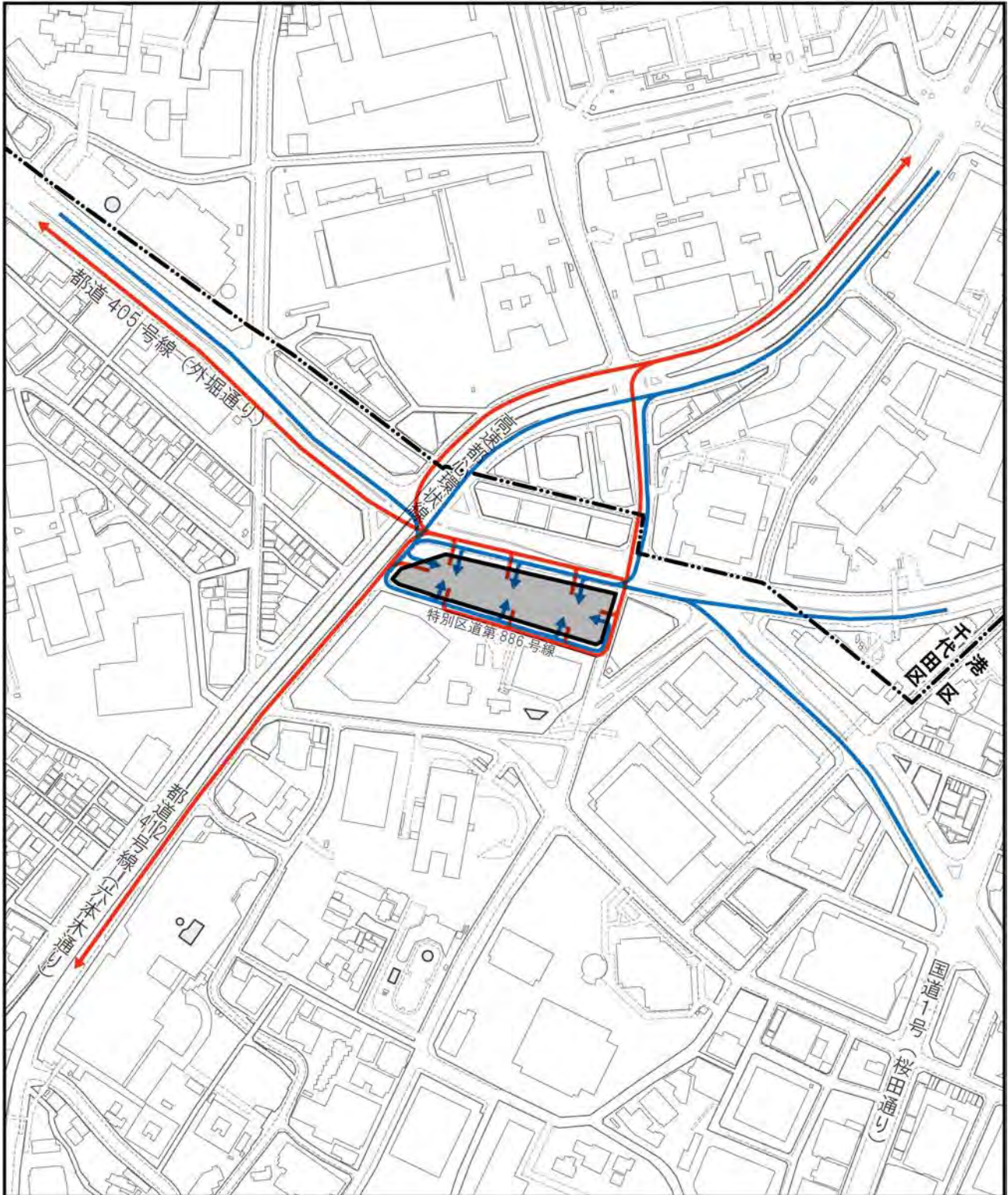
工事用車両の走行を想定しているルートは、図2.3.3-1に示すとおりです。

工事用車両は、都道405号線や都道412号線、特別区道第886号線等から計画地に入出庫する経路を利用すると想定しています。

また、工事では、油圧ショベル、クレーン車、タワークレーン、コンクリートポンプ車、コンクリートミキサー車、ダンプトラック、トラック、トレーラ等の大型建設機械、大型車両が稼働すると想定しています。

### 2.3.4 対象事業のスケジュール

本事業は、令和15年度(2033年度)に供用を開始する予定です。



凡例

- : 計画地
- : 工事用車両の主な走行ルート(入)
- : 工事用車両の主な走行ルート(出)



注) 工事状況・時点等により、工事用車両の出入口の数・位置等が変わることが想定されます。今後の施工計画や周辺交通状況等を考慮し、歩行者の安全・通行に留意の上、調整を図りながら計画します。

図2.3.3-1 工事用車両の主な走行ルート



### 3. 地域の概況



### 3.1 一般項目



### 3. 地域の概況

#### 3.1 一般項目

##### 3.1.1 人口

環境要素「地域貢献等」における環境調査項目(地域活動・コミュニティ、公開空地等、防災・防犯、住民への説明)の選定の基礎資料として、人口について整理しました。

計画地及びその周辺の過去5年間の町丁目別人口の推移は表3.1.1-1に、町丁区域は図3.1.1-1に示すとおりです。

計画地の位置する赤坂一丁目の令和8年の人口は612人であり、港区人口の0.23%を占めています。赤坂一丁目の人口が港区人口に占める割合は、横ばい傾向にあります。

港区、計画地及びその周辺の人口(下表の「小計」を参照)は、概ね横ばい傾向にあります。

表3.1.1-1 町丁目別人口の推移

単位：人(%)

区・町丁名	年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	港区		257,183	261,615	266,306	267,780
	赤坂一丁目	613 (0.24)	606 (0.23)	646 (0.24)	615 (0.23)	612 (0.23)
	赤坂二丁目	2,955	3,022	3,001	2,979	2,992
	虎ノ門一丁目	425	414	409	421	419
	虎ノ門二丁目	14	11	21	19	18
	虎ノ門三丁目	1,862	1,922	1,903	1,934	2,006
	虎ノ門四丁目	597	775	809	848	817
	六本木一丁目	2,488	2,603	2,614	2,539	2,436
千代田区	永田町一丁目	10	11	13	11	13
	永田町二丁目	563	532	588	589	577
	霞が関三丁目	7	4	6	2	6
小計 (計画地及びその周辺)		9,534	9,900	10,010	9,957	9,896

注) ( )内は、区全体の人口に占める割合(%)をあらわします。

■：計画地は、赤坂一丁目に位置しています。

出典：「各年1月1日現在の人口・世帯数(昭和29年～令和8年)」

「2022年1月～2026年1月 町丁目別人口・世帯数(赤坂地区総合支所管内)」

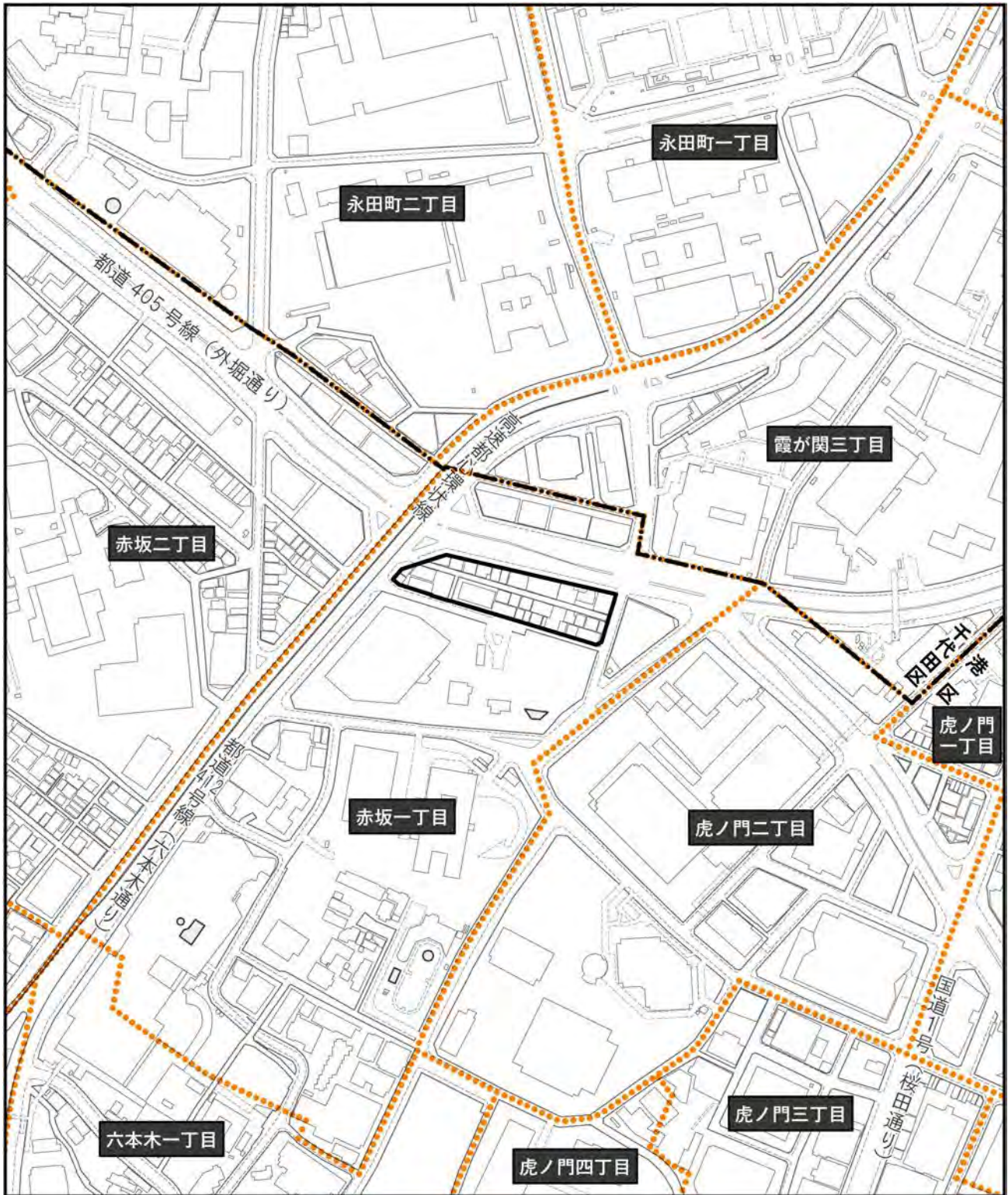
「2022年1月～2026年1月 町丁目別人口・世帯数(芝地区総合支所管内)」

「2022年1月～2026年1月 町丁目別人口・世帯数(麻布地区総合支所管内)」

(令和8年2月閲覧 港区ホームページ)

「町丁目別世帯数および人口(住民基本台帳)：令和4年1月～令和8年1月」

(令和8年2月閲覧 千代田区ホームページ)



凡例

□ : 計画地

●●●●● : 町丁界



図3.1.1-1 町丁区域図

### 3.1.2 交通

工事中の工事用車両の走行、供用後の施設関連の関係車両の走行及び歩行者の往来により、自動車・歩行者交通量、交通安全(交通)、車両の走行に伴う大気質(大気)及び静穏(道路交通騒音・振動)への影響が考えられるため、これらの検討の基礎資料として、計画地周辺の交通条件を整理しました。

#### (1) 道路網及び自動車交通量

計画地周辺の主要道路は図3.1.2-1に示すとおり、主要道路として、計画地の北側を東西方向に都道405号線(外堀通り)、西側を南北方向に都道412号線(六本木通り)が通っています。

計画地周辺の令和3年度道路交通センサス調査地点(地点1～10)は図3.1.2-1に、調査結果は表3.1.2-1に示すとおりです。

令和3年度における計画地周辺の主要道路の交通量(平日)は、都市高速道路(地点1～3)で74,494～78,274台/24h(大型車混入率：10.5～11.8%)、一般国道(地点4～6)で3,898～32,165台/12h(大型車混入率：7.8～12.3%)、主要地方道(地点7～8)で11,473～12,576台/12h(大型車混入率：2.6～8.7%)、特例都道(地点9～10)で19,118～19,703台/12h(大型車混入率：7.9～8.1%)です。

表3.1.2-1 道路交通センサス調査結果(平日：令和3年度)

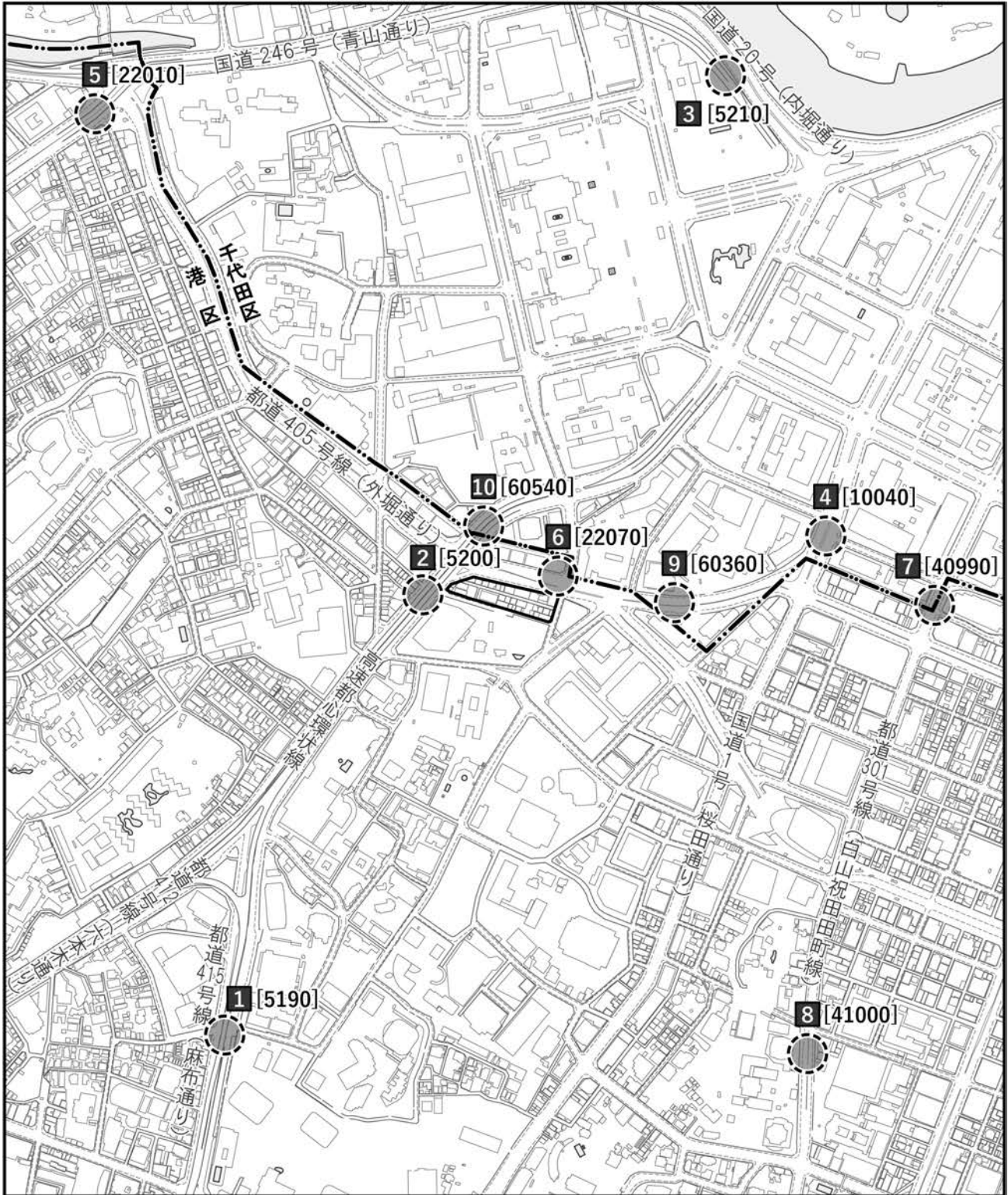
地点※1	調査路線	調査時間※2	交通量(台)			大型車混入率(%)
			大型車	小型車	合計	
1 [5190]	高速都心環状線(首都高速都心環状線) (飯倉出入口～谷町JCT)	12h	5,048	49,729	54,777	9.2
		24h	8,760	65,734	74,494	11.8
2 [5200]	高速都心環状線(首都高速都心環状線) (谷町JCT～霞が関出入口)	12h	4,225	51,157	55,382	7.6
		24h	8,213	69,835	78,048	10.5
3 [5210]	高速都心環状線(首都高速都心環状線) (霞が関出入口～三宅坂JCT)	12h	4,726	50,487	55,213	8.6
		24h	8,799	69,475	78,274	11.2
4 [10040]	一般国道1号(桜田通り) (千代田区霞が関1-3)	12h	1,030	10,506	11,536	8.9
		24h	—	—	—	—
5 [22010]	一般国道246号(青山通り) (港区元赤坂1-2)	12h	2,521	29,644	32,165	7.8
		24h	—	—	—	—
6 [22070]	一般国道246号 (千代田区霞ヶ関3-4)	12h	480	3,418	3,898	12.3
		24h	—	—	—	—
7 [40990]	白山祝田田町線(内堀通り) (港区西新橋1-1-3)	12h	295	11,178	11,473	2.6
		24h	—	—	—	—
8 [41000]	白山祝田田町線 (港区愛宕2-3)	12h	1,096	11,480	12,576	8.7
		24h	—	—	—	—
9 [60360]	外濠環状線(外堀通り) (港区虎ノ門2-1-1)	12h	1,510	17,608	19,118	7.9
		24h	—	—	—	—
10 [60540]	霞ヶ関渋谷線(六本木通り) (千代田区霞が関3-7-4)	12h	1,595	18,108	19,703	8.1
		24h	—	—	—	—

※1: [ ]内の数字は、下記出典資料における地点番号をあらわします。

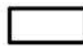
※2: 12h：7～19時の12時間をあらわします。

24h：7～翌7時もしくは0～翌0時の24時間をあらわします。


出典:「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」(東京都建設局)



凡例

 : 計画地

 : 道路交通センサス調査地点 (地点1～10)

----- : 区界 

0 100 200 500m  
1 : 10,000

注) 各地点の[ ]内の数字は、下記出典資料における地点番号をあらわします。  
出典: 「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果」  
(東京都建設局)

図3.1.2-1 自動車交通量既存資料調査地点位置図

## (2) 鉄道及びバス

### A. 鉄 道

計画地周辺の鉄道網図は、図3.1.2-2に示すとおりです。

計画地の最寄り駅は、溜池山王駅(東京メトロ銀座線・南北線)及び国会議事堂前駅(東京メトロ千代田線・丸ノ内線：溜池山王駅と地下で接続)です。

令和5年度の各駅の乗車人員、降車人員の状況は表3.1.2-2に示すとおり、最寄り駅である溜池山王駅では東京メトロ銀座線の乗車人員：8,543千人/年(降車人員：8,013千人/年)、東京メトロ南北線の乗車人員：5,358千人/年(降車人員：5,395千人/年)です。国会議事堂前駅では東京メトロ千代田線の乗車人員：3,264千人/年(降車人員：3,351千人/年)、東京メトロ丸ノ内線の乗車人員：3,732千人/年(降車人員：3,761千人/年)です。

また、各駅の乗車人員の経年変化は図3.1.2-3に示すとおり、令和元年度から令和2年度に減少し、その後は横ばい傾向または増加傾向となっています。

表3.1.2-2 各駅の乗車人員、降車人員の状況(令和5年度)

単位：千人/年

駅名	路線名	乗車人員	降車人員
溜池山王	東京メトロ銀座線	8,543	8,013
	東京メトロ南北線	5,358	5,395
国会議事堂前	東京メトロ千代田線	3,264	3,351
	東京メトロ丸ノ内線	3,732	3,761
虎ノ門ヒルズ	東京メトロ日比谷線	7,626	8,907
虎ノ門	東京メトロ銀座線	16,637	16,764
霞ヶ関	東京メトロ千代田線	8,627	8,715
	東京メトロ日比谷線	4,343	4,328
	東京メトロ丸ノ内線	10,597	10,440
六本木一丁目	東京メトロ南北線	12,403	12,780
神谷町	東京メトロ日比谷線	16,261	16,303
赤坂見附	東京メトロ銀座線	7,583	7,486
	東京メトロ丸ノ内線	8,444	8,143
永田町	東京メトロ南北線	2,945	2,974
	東京メトロ半蔵門線	5,719	5,582
	東京メトロ有楽町線	4,759	4,462
桜田門	東京メトロ有楽町線	2,403	2,364

出典：「東京都統計年鑑 令和5年版」(東京都総務局)

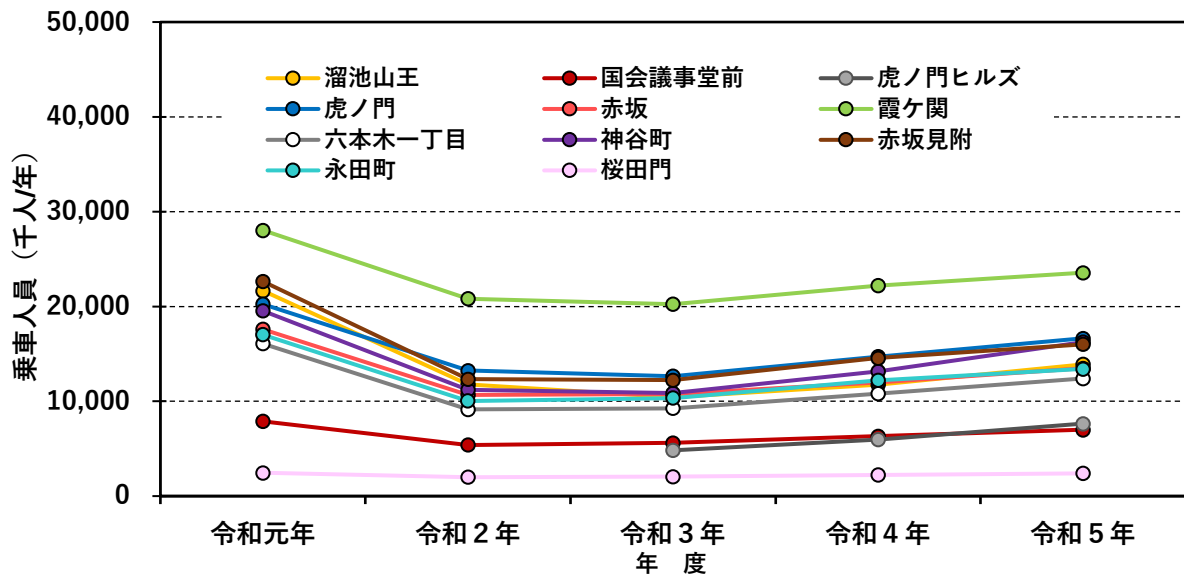
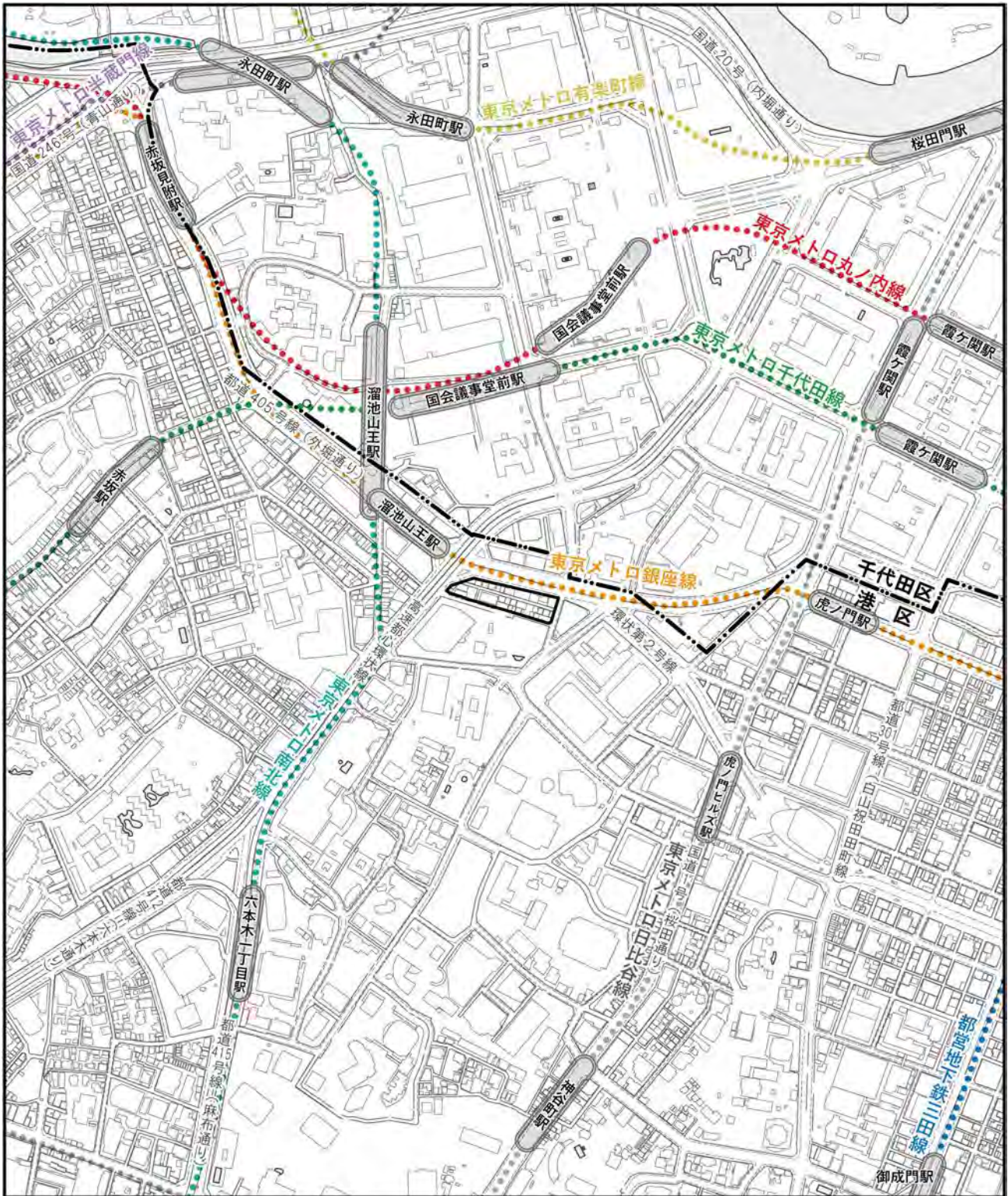


図3.1.2-3 各駅の乗車人員の経年変化

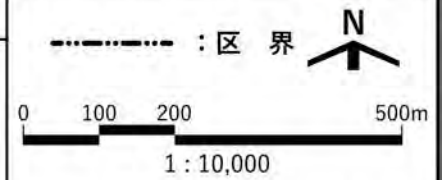
注) 虎ノ門ヒルズ駅は令和2年6月開業のため、令和2年度までの乗降車人員数は公表されていません。

出典：「東京都統計年鑑 令和元年～令和5年版」(東京都総務局)



凡例

- : 計画地
- : 駅 (地下鉄)
- : 路線 (地下鉄)



注) 下記出典資料を基に加工して作成  
 出典: 「国土数値情報(鉄道データ)」  
 (国土交通省)  
[https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/data/list/KsjTmplnt-N02-v3\\_0.html](https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/data/list/KsjTmplnt-N02-v3_0.html)

図3.1.2-2 計画地周辺の鉄道網図

## B. バス

### 《都営バス等》

計画地周辺のバス路線網は、表3.1.2-3(1)及び図3.1.2-4(1)に示すとおりです。

計画地最寄りのバス停としては、計画地西側の都道412号線(六本木通り)沿いに「都営(都01)溜池バス停」があります。

表3.1.2-3(1) 計画地周辺の都営バス等路線

系統	起点	主な経由地	終点
都営(都01)	渋谷駅前	六本木駅前	赤坂アークヒルズ 新橋駅前
都営(都03)	晴海埠頭 東京駅丸の内北口※	銀座四丁目 有楽町駅前	四谷駅
都営(渋88)	渋谷駅前	神谷町駅前	新橋駅前
都営(橋63)	小滝橋車庫前	市ヶ谷駅前	新橋駅前
都営(橋86)	目黒駅前	愛育クリニック前	東京タワー 新橋駅前
都営(浜95)	品川駅港南口	田町駅東口	東京タワー
都営(反96)	五反田駅	麻布十番駅前	六本木ヒルズ
東急バス(東98)	等々力操車場	目黒駅前	東京駅南口

※: 東京駅発着は平日のみ

出典:「都バス路線案内『みんなのガイド』(2025年4月版)」(令和7年4月 東京都交通局)

「都バス運行情報サービス」(令和8年2月閲覧 東京都交通局ホームページ)

「東急バス路線図」(令和8年2月閲覧 東急バスホームページ)

### 《港区コミュニティバス「ちいばす」等》

計画地周辺のバス路線網は、表3.1.2-3(2)及び図3.1.2-4(2)に示すとおりです。

計画地最寄りのバス停としては、計画地西側に「ちいばす(赤坂ルート)溜池山王駅バス停」があります。

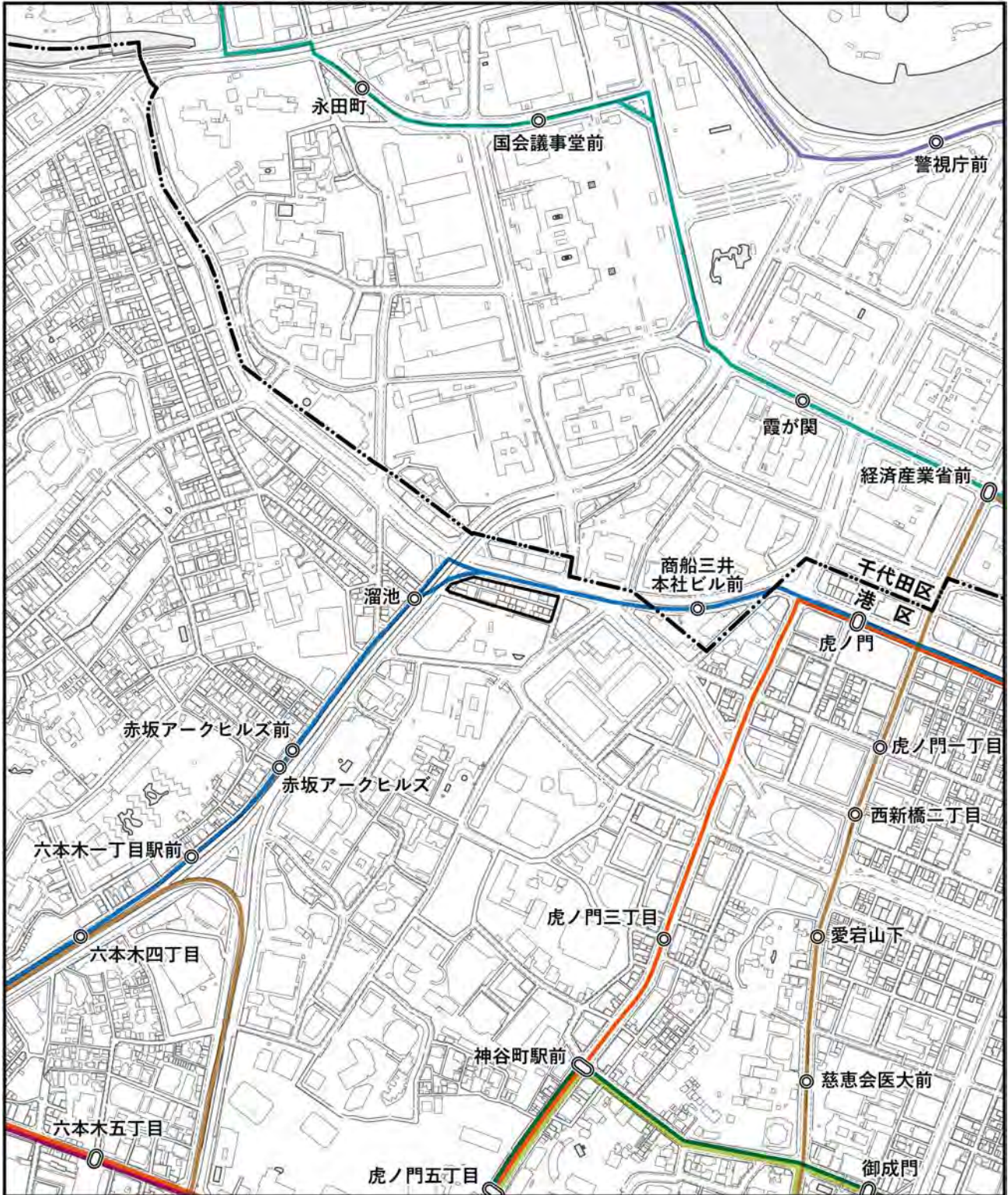
表3.1.2-3(2) 計画地周辺の港区コミュニティバス路線

ルート	主な経由地
ちいばす(芝ルート)	新橋駅～虎ノ門二丁目～港区役所～田町駅東～みなとパーク芝浦
ちいばす(赤坂ルート)	六本木ヒルズ～赤坂駅前～溜池山王駅～青山一丁目駅前 ～六本木駅前～六本木ヒルズ
ちいばす(麻布東ルート)	港区役所北～神谷町駅前～六本木けやき坂～港区役所北
ちいばす(麻布西ルート)	広尾駅～麻布十番駅前(一の橋)～六本木けやき坂～広尾駅
ちいばす(田町ルート)	田町駅東口～赤羽橋駅前～麻布十番駅前(一の橋) ～六本木ヒルズ～六本木駅前
ちいばす(青山ルート)	六本木ヒルズ～日赤医療センター～表参道駅 ～青山一丁目駅前～赤坂見附駅

出典:「ちいばす路線図」(令和8年2月閲覧 港区ホームページ)

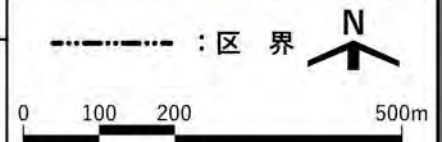
「港区コミュニティバス「ちいばす」路線図」

(令和8年2月閲覧 株式会社フジエクスプレスホームページ)



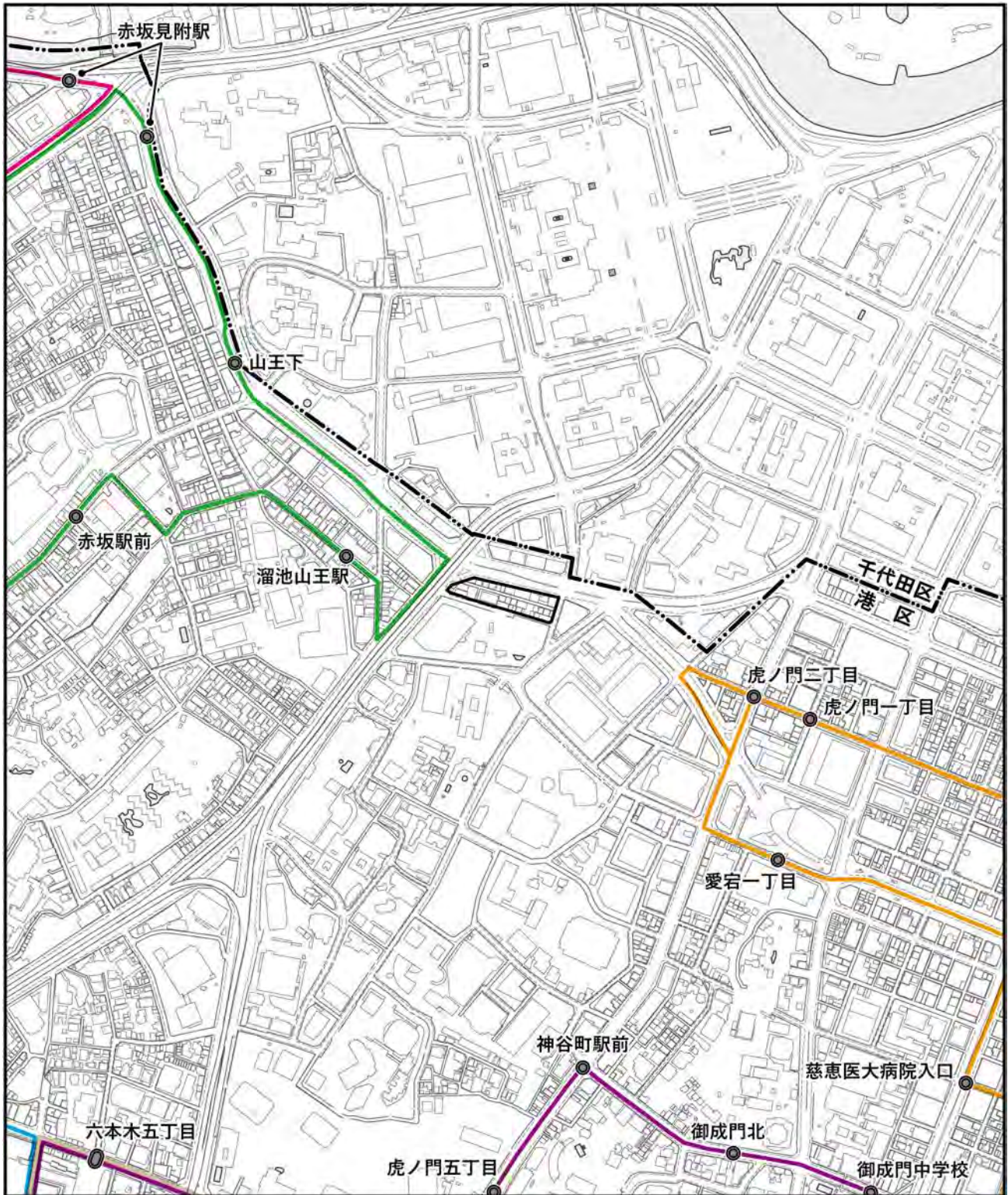
凡例

- |                     |        |        |
|---------------------|--------|--------|
| : 計画地               | 都営バス等  |        |
| : バス停留所             | : 都 01 | : 都 03 |
| : バス停留所<br>(複数路線利用) | : 渋 88 | : 橋 63 |
|                     | : 橋 86 | : 浜 95 |
|                     | : 反 96 | : 東 98 |



1 : 10,000  
 注) 下記出典資料を基に加工して作成  
 出典: 「国土数値情報(バス停留所データ)」  
 「国土数値情報(バスルートデータ)」  
 (国土交通省)  
 (https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P11-v3\_0.html)(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N07-v2\_0.html)

図3.1.2-4(1) 計画地周辺のバス路線図(都営バス等)



凡例

- |                  |          |
|------------------|----------|
| : 計画地            | ちいばす     |
| : バス停留所          | : 芝ルート   |
| : バス停留所 (複数路線利用) | : 赤坂ルート  |
|                  | : 麻布東ルート |
|                  | : 麻布西ルート |
|                  | : 田町ルート  |
|                  | : 青山ルート  |

----- : 区界

N

0 100 200 500m

1 : 10,000

注) 下記出典資料を基に加工して作成  
 出典: 「国土数値情報(バス停留所データ)」  
 「国土数値情報(バスルートデータ)」  
 (国土交通省)  
 (https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P11-v3\_0.html)(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N07-v2\_0.html)

図3.1.2-4(2) 計画地周辺のバス路線図(港区コミュニティバス)

### 3.1.3 土地利用

工事中の建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後の関係車両の走行や計画建築物の供用に伴い、大気質(大気)、静穏(音、振動)、温室効果ガス及びヒートアイランド現象(資源・エネルギー・地球環境)、緑地、都市景観(景観)への影響が考えられるため、これらの検討の基礎資料として、計画地周辺の土地利用条件を整理しました。

#### (1) 土地利用の状況

計画地及びその周辺の土地利用の状況は、図3.1.3-1に示すとおりです。

計画地周辺は、事務所建築物の立地割合が高い地域です。

都道405号線北側は、事務所建築物のほか、官公庁施設が多く立地する地域となっています。

また、計画地南西側は、住宅用途(住商併用建築物、集合住宅等)が混在する地域となっています。

計画地近隣の住宅用途として利用のある建築物の分布(東京都土地利用現況図より判読)は、図3.1.3-2に示すとおりです。

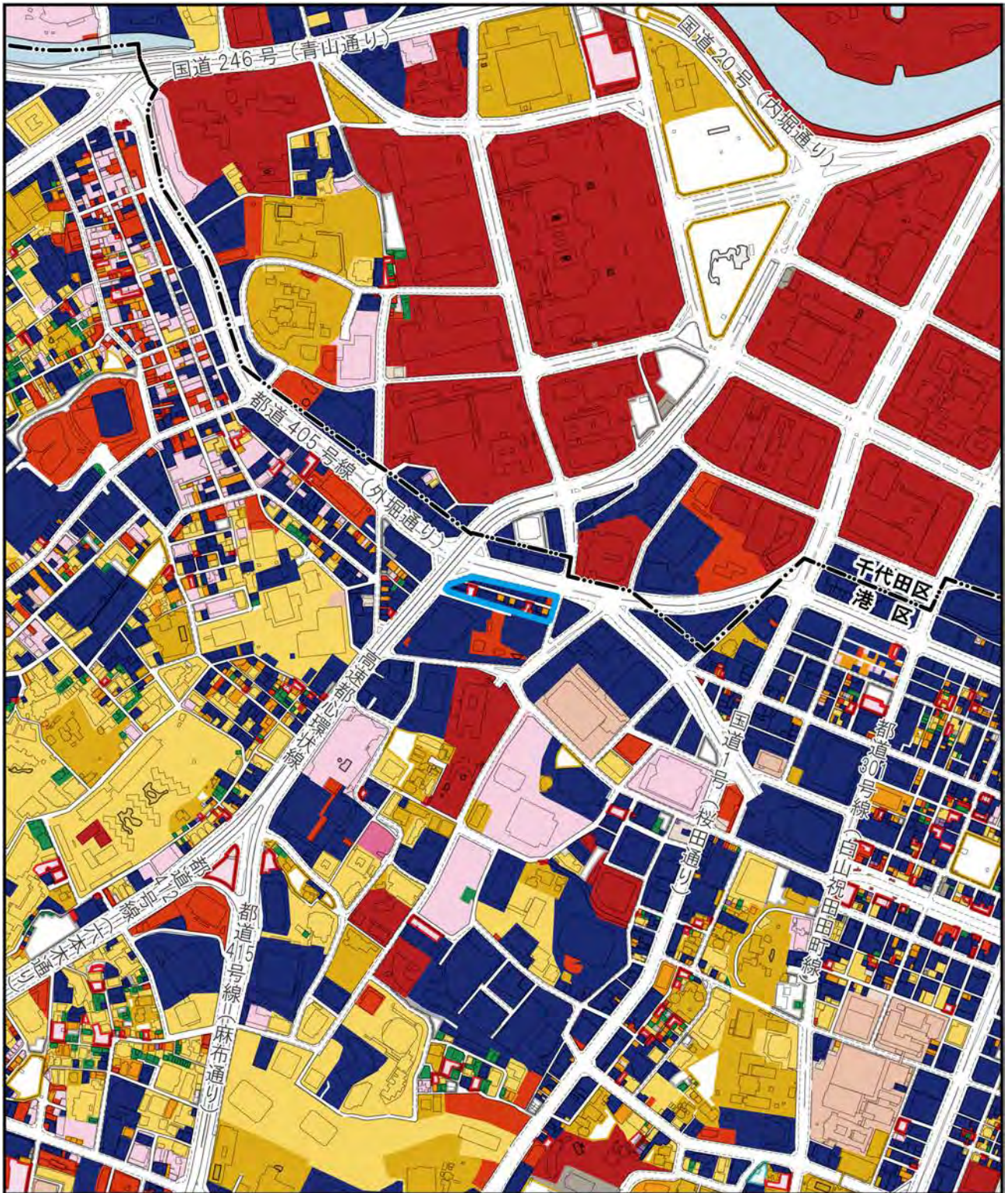
工事用車両及び関係車両が走行すると想定する計画地周辺道路(都道412号線)に面しては、一部に住宅用途の土地利用がみられます。

#### (2) 都市計画区域等の状況

計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は、図3.1.3-3に示すとおりです。

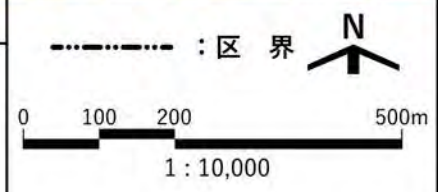
計画地は、商業地域に指定されています。

計画地周辺は、商業地域に指定されており、商業地域を隔てて、南側は第二種住居地域、南西側は第二種住居地域、第一種中高層住居専用地域等に指定されています。



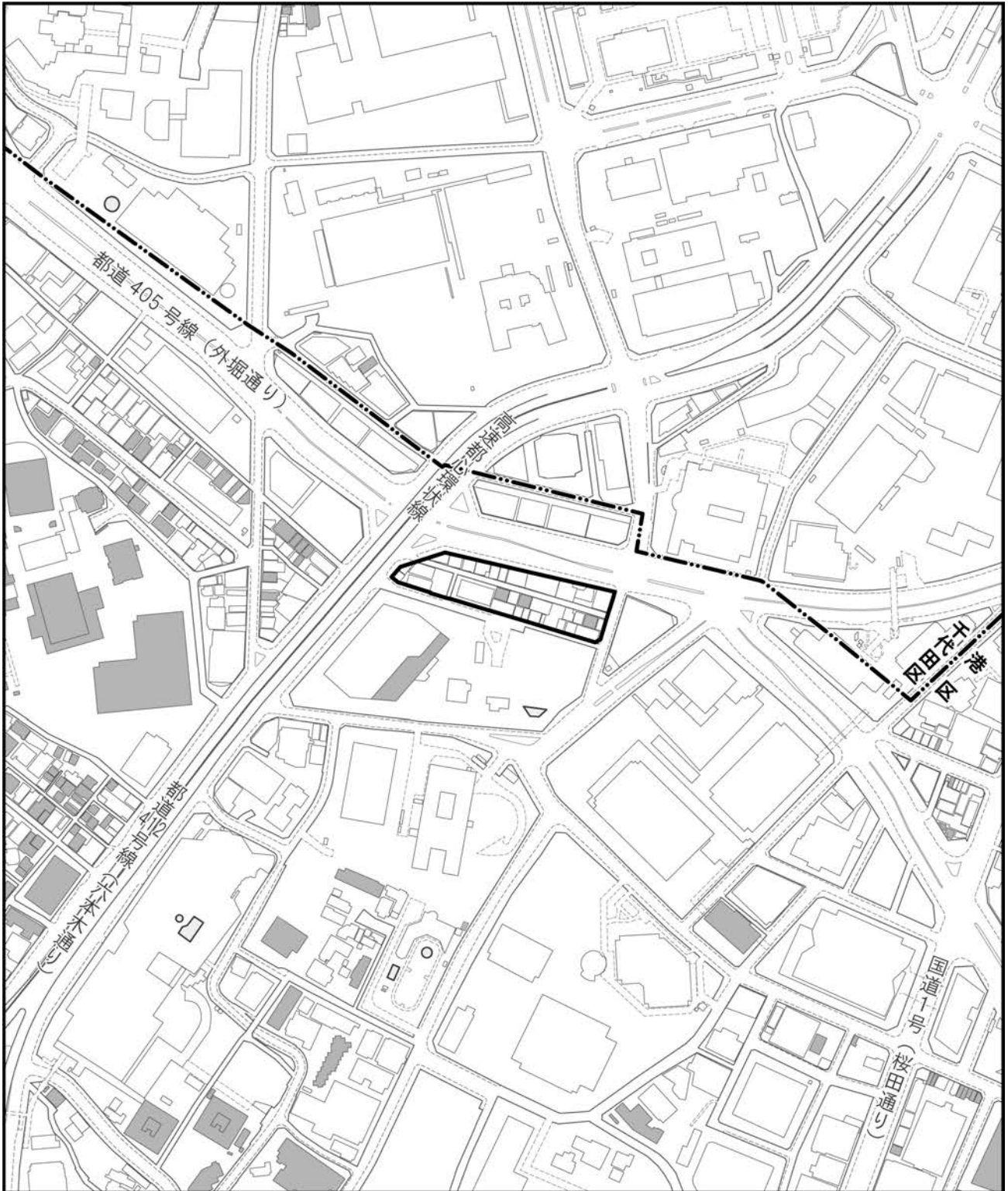
凡例

- |          |             |             |
|----------|-------------|-------------|
| : 計画地    | : 住商併用建物    | : 倉庫・運輸関係施設 |
| : 官公庁施設  | : 宿泊・遊興施設   | : 平面駐車場     |
| : 教育文化施設 | : スポーツ・興行施設 | : 公園、運動場等   |
| : 厚生医療施設 | : 独立住宅      | : 未利用地等     |
| : 供給処理施設 | : 集合住宅      | : 水面・河川・水路  |
| : 事務所建築物 | : 住居併用工場    | : 森林        |
| : 専用商業施設 |             |             |



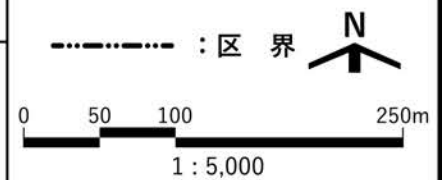
注) 下記出典資料を基に加工して作成  
 出典: 「土地利用現況調査GISデータ  
 令和3年区部」(東京都都市整備局)  
<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t000008d2000000019>

図3.1.3-1 計画地周辺の土地利用現況図



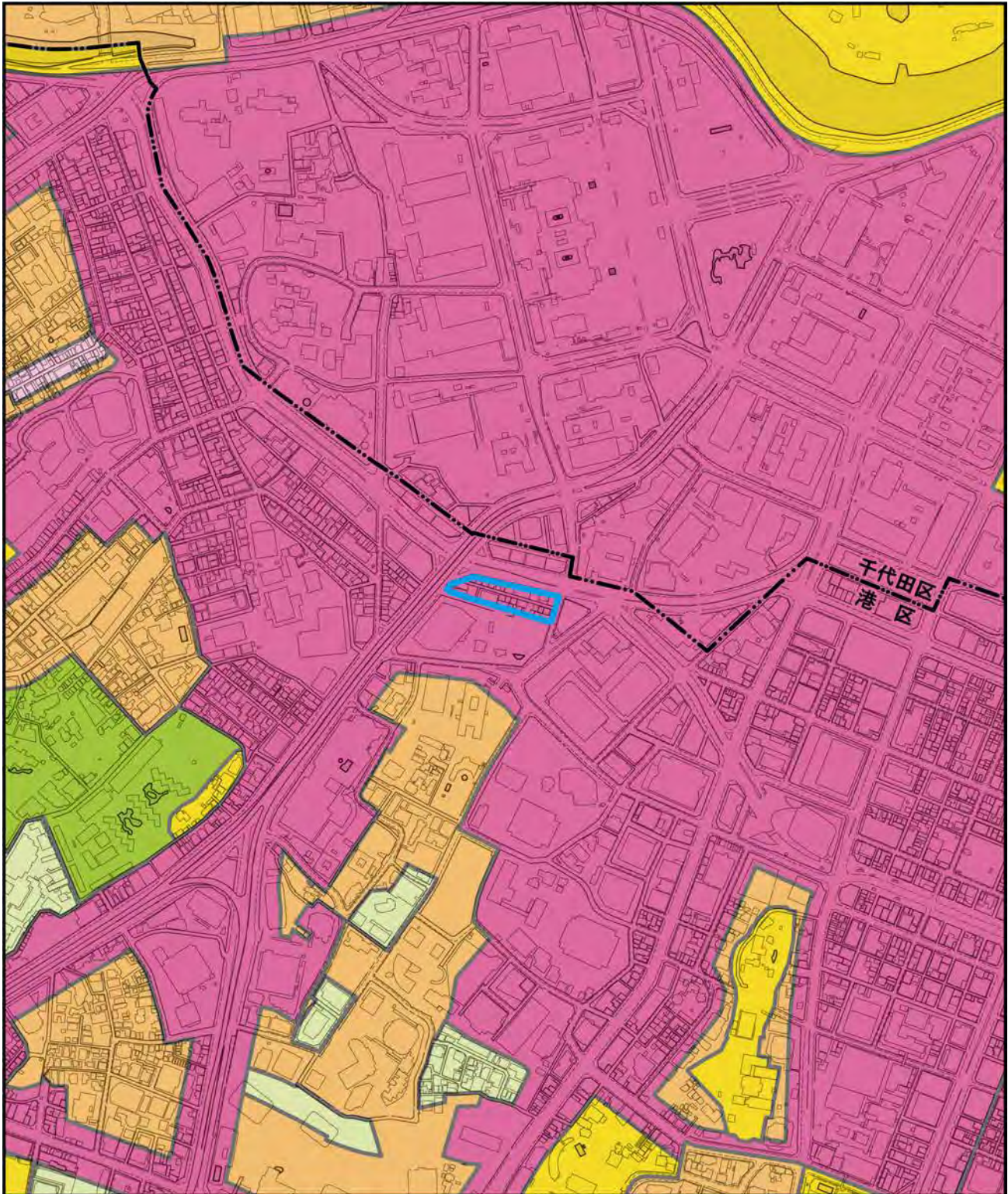
凡例

- : 計画地
- : 住宅用途として利用のある建物  
(独立住宅、集合住宅、住商併用建物、住居併用工場)



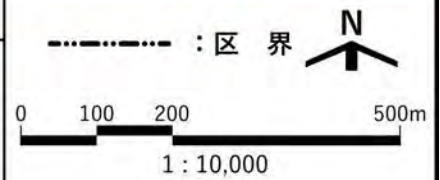
注) 下記出典資料を基に作成  
 出典: 「土地利用現況調査GISデータ  
 令和3年区部」(東京都都市整備局)  
<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t000008d2000000019>

図3.1.3-2 計画地周辺の住宅用途として利用のある建物



凡例

- : 計画地
- : 第一種中高層住居専用地域
- : 第二種中高層住居専用地域
- : 第一種住居地域
- : 第二種住居地域
- : 近隣商業地域
- : 商業地域



注) 下記出典資料を基に加工して作成  
 出典: 「港区都市計画情報サービス」(港区)  
 「千代田区都市計画情報提供ポータル」  
 (千代田区)

図3.1.3-3 計画地周辺の用途地域図

### (3) 公共施設等の状況

計画地及びその周辺の公共施設等の状況は、表3.1.3-1及び図3.1.3-4に示すとおりです。  
 計画地周辺の主な公共施設としては、保育園等、官公庁施設、寺院・神社等が分布しています。計画地最寄りの主な公共施設等としては、計画地西南側に「ポピンズナーサリースクール赤坂(地点1)」、計画地東北東側に「特許庁(地点4)」が位置しています。

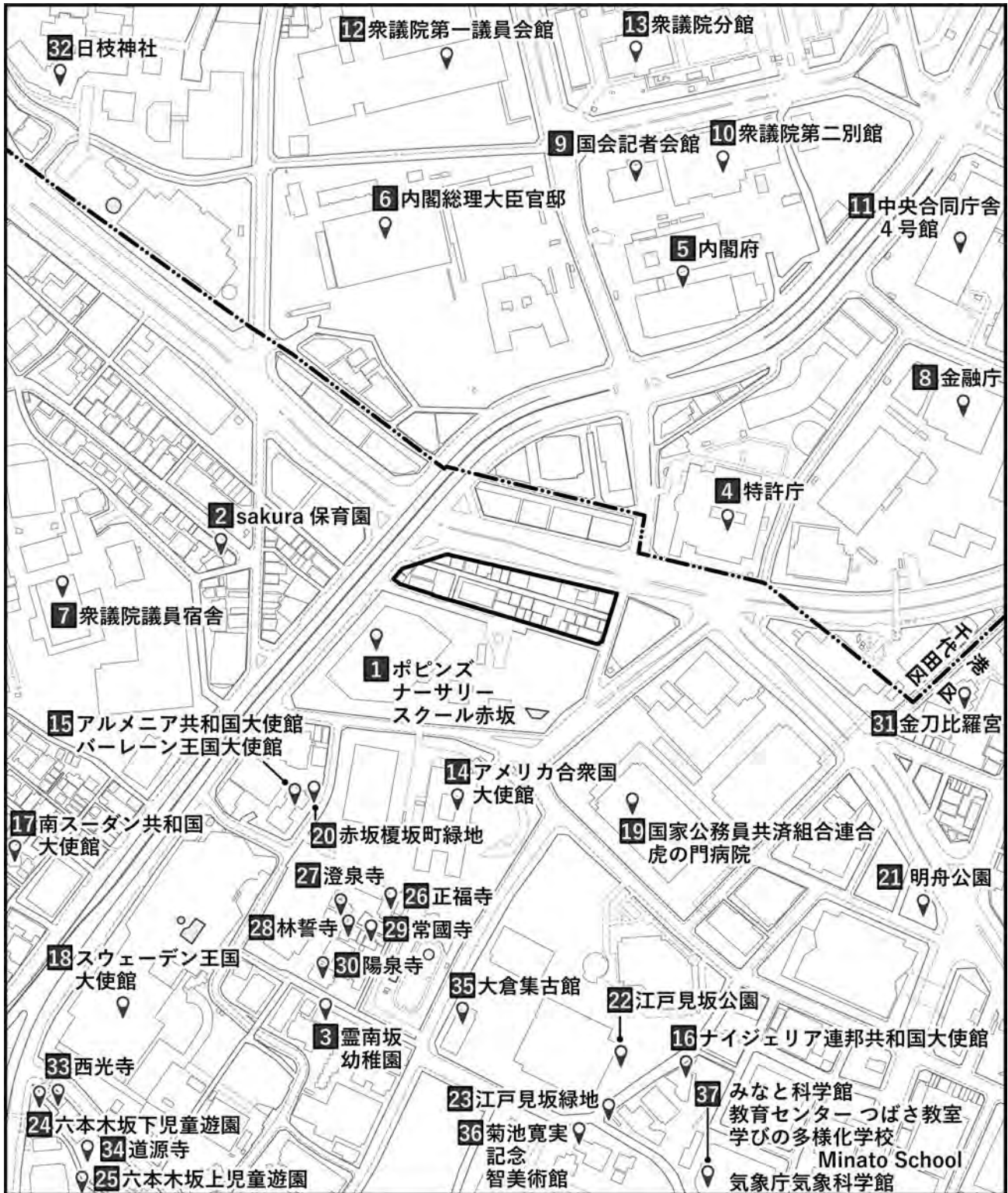
表3.1.3-1 主な公共施設等

区分	地点	施設名称	計画地からの方向・距離※
保育園等	1	ポピンズナーサリースクール赤坂	西南西方向・約50m
	2	sakura保育園	西方向・約150m
幼稚園	3	霊南坂幼稚園	南南西方向・約350m
官公庁施設	4	特許庁	東北東方向・約50m
	5	内閣府	北北東方向・約200m
	6	内閣総理大臣官邸	北北西方向・約250m
	7	衆議院議員宿舎	西方向・約300m
	8	金融庁	東北東方向・約300m
	9	国会記者会館	北北東方向・約350m
	10	衆議院第二別館	北北東方向・約350m
	11	中央合同庁舎4号館	北東方向・約350m
	12	衆議院第一議員会館	北方向・約400m
	13	衆議院分館	北北東方向・約450m
	大使館	14	アメリカ合衆国大使館
15		アルメニア共和国大使館	南西方向・約200m
		バーレーン王国大使館	
16		ナイジェリア連邦共和国大使館	南南東方向・約350m
17		南スーダン共和国大使館	西南西方向・約400m
18	スウェーデン王国大使館	南西方向・約450m	
病院	19	国家公務員共済組合連合会 虎の門病院	南南東方向・約100m
公園等	20	赤坂榎坂町緑地	南西方向・約200m
	21	明舟公園	南東方向・約350m
	22	江戸見坂公園	南南東方向・約350m
	23	江戸見坂緑地	南方向・約400m
	24	六本木坂下児童遊園	南西方向・約550m
	25	六本木坂上児童遊園	南西方向・約550m
寺院・神社	26	正福寺	南南西方向・約250m
	27	澄泉寺	南南西方向・約250m
	28	林誓寺	南南西方向・約300m
	29	常國寺	南南西方向・約300m
	30	陽泉寺	南南西方向・約350m
	31	金刀比羅宮	東南東方向・約300m
	32	日枝神社	北西方向・約500m
	33	西光寺	南西方向・約550m
	34	道源寺	南西方向・約550m
その他施設	35	大倉集古館	南方向・約350m
	36	菊池寛実記念 智美術館	南方向・約400m
	37	みなと科学館 教育センター つばさ教室・ 学びの多様化学校 Minato School 気象庁気象科学館	南南東方向・約450m

※：計画地中央付近からの方向・計画地境界付近からの距離(概数)です。

出典：「港区公共施設案内図 ぐるっとみなと」(令和7年2月 港区)

「千代田区施設案内図 2025」(令和7年11月 千代田区) 等



凡 例		 0 50 100 250m 1 : 5,000
	: 計画地	
	: 主な公共施設 (地点 1 ~ 37)	

出典: 「港区公共施設案内図ぐるっとみなと」  
 (令和7年2月 港区)  
 「千代田区施設案内図 2025」  
 (千代田区) 等

図3.1.3-4 計画地周辺の主な公共施設等位置図

### 3.1.4 関係法令の指定・規制等

各環境調査項目の選定の基礎資料として、関係法令の指定・規制等について整理しました。

本事業に係る主な法令としては表3.1.4-1～2に示すとおり、「環境基本法」、「東京都環境基本条例」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」といいます。）、「港区環境基本条例」等があります。

表3.1.4-1 主な関係法令等

項目	関係法令一覧	
環境全般	環境基本法(平成5年11月19日 法律第91号)	
	東京都環境基本条例(平成6年7月20日 都条例第92号)	
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年12月22日 都条例第215号)	
	港区環境基本条例(平成10年3月30日 区条例第28号)	
	港区環境影響調査実施要綱(平成7年3月22日 港都環第529号)	
公害防止	大気汚染 大気汚染防止法(昭和43年6月10日 法律第97号)	
	悪臭 悪臭防止法(昭和46年6月1日 法律第91号)	
	騒音 騒音規制法(昭和43年6月10日 法律第98号)	
	振動 振動規制法(昭和51年6月10日 法律第64号)	
	土壌汚染	土壌汚染対策法(平成14年5月29日 法律第53号)
		東京都土壌汚染対策指針(平成31年3月18日 都告示第394号)
	水質汚濁	水質汚濁防止法(昭和45年12月25日 法律第138号)
		下水道法(昭和33年4月24日 法律第79号)
東京都下水道条例(昭和34年12月28日 都条例第89号)		
自然保護	東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年12月22日 都条例第216号)	
	港区みどりを守る条例(昭和49年6月28日 区条例第29号)	
水循環	水循環基本法(平成26年4月2日 法律第16号)	
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年5月1日 法律第100号)	
	工業用水法(昭和31年6月11日 法律第146号)	
	東京都雨水浸透指針(平成13年7月31日 都告示第981号)	
	港区雨水流出抑制施設設置指導要綱(平成5年11月19日 港土計第333号)	
日影	建築基準法(昭和25年5月24日 法律第201号)	
	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例 (昭和53年7月14日 都条例第63号)	
風環境	港区ビル風対策要綱(平成25年3月29日 港環環第5073号)	
景観	景観法(平成16年6月18日 法律第110号)	
	東京都景観条例(平成18年10月12日 都条例第136号)	
	港区景観条例(平成21年3月25日 区条例第9号)	
文化財	文化財保護法(昭和25年5月30日 法律第214号)	
	東京都文化財保護条例(昭和51年3月31日 都条例第25号)	
	港区文化財保護条例(昭和53年10月2日 区条例第24号)	

表3.1.4-2 主な関係法令等

項目	関係法令一覧
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日 法律第137号)
	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年4月26日 法律第48号)
	循環型社会形成推進基本法(平成12年6月2日 法律第110号)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年6月16日 法律第112号)
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日 法律第104号)
	東京都廃棄物条例(平成4年6月24日 都条例第140号)
	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成11年12月16日 区条例第33号)
	港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱 (平成12年3月31日 港環清第329号)
	港区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱 (平成12年3月31日 港環清第327号)
温暖化	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日 法律第117号)
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (旧: エネルギーの使用の合理化等に関する法律)(昭和54年6月22日 法律第49号)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年7月8日 法律第53号)
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成13年6月22日 法律第64号)
	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年9月5日 法律第84号)
	東京都地球温暖化対策指針(平成21年6月26日 都告示第989号)
	東京都建築物環境配慮指針(平成21年9月29日 都告示第1336号)
	港区民間建築物低炭素化促進指導要綱(平成23年4月1日 港環環第19号)
	港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱 (平成23年3月31日 港環環第2157号)
	港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例 (令和2年3月10日 区条例第9号)
その他	都市計画法(昭和43年6月15日 法律第100号)
	港区まちづくり条例(平成19年6月27日 区条例第28号)
	駐車場法(昭和32年5月16日 法律第106号)
	東京都駐車場条例(昭和33年10月1日 都条例第77号)
	東京都公害紛争処理条例(昭和45年10月22日 都条例第149号)
	東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 (昭和53年7月14日 都条例第64号)
	港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 (昭和54年3月17日 区条例第15号)

### 3.1.5 環境保全に関する計画等

各環境調査項目の選定の基礎資料として、環境保全に関する計画等について整理しました。

東京都の環境保全に関する計画等については表3.1.5-1～7に示すとおり、「東京都環境基本計画」等が策定されています。また、港区では表3.1.5-8～12に示すとおり、「港区環境基本計画」等が策定されています。

表3.1.5-1 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
都市づくりの グランドデザイン (平成29年9月)	<p>「都市づくりのグランドデザイン」は、平成28(2016)年9月に東京都都市計画審議会から示された答申「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ、目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す行政計画です。</p> <p>目標時期は、2040年代としています。</p> <p>計画地が位置する「中枢広域拠点域」「国際ビジネス交流ゾーン」の将来イメージは以下のとおりです。</p> <p>おおむね環状7号線内側の区域では、高密な道路・交通ネットワークを生かして、国際的なビジネス・交流機能や業務・商業などの複合機能を有する中核的な拠点が形成され、グローバルな交流によって新たな価値を生み続けています。</p> <p>「中枢広域拠点域」のうち、特に、国際金融やライフサイエンスといった世界中から人材、資本、情報が集まるグローバルビジネスの業務統括拠点やアジアのヘッドクォーターなど、国際的な中枢業務機能が高度に集積した中核的な拠点が複数形成され、アジアにおけるビジネス・交流の拠点としての地位を確立しています。加えて、高密な道路・交通ネットワークを生かし、国際的なビジネス・交流機能の強化と、その持続的な更新が図られています。</p>
「未来の東京」 戦略 version up 2024 (令和6年1月)	<p>令和3年3月に策定した、東京都の長期計画である『「未来の東京」戦略』では、「時代や状況の変化に弾力的に対応『アジャイル』」を基本戦略とし、取組の進捗や社会環境の変化により、更に良い方法やより効率的な方法が見つかった場合には内容を見直すこととしています。</p> <p>この基本戦略に基づき、令和4年2月には、東京2020大会の成果と新型コロナによる変化・変革を踏まえ、また、令和5年1月には、これまでの常識が通用しないグローバルな課題や急速な少子化の進行などに先手先手で対応していくため、それぞれのフェーズにおける政策のバージョンアップを行いました。ポストコロナを迎えた今、我が国が先送りしてきた課題に挑み、東京のポテンシャルを最大限活かすことで、持続可能な未来への歩みを加速させる必要があります。</p> <p>2040年台の東京の姿として、『「未来の東京」戦略』で掲げる20の「ビジョン」の実現に向け、「PDCAによる3か年のアクションプランの更新」「直近の社会情勢の変化・変革を踏まえ、新規施策の構築や既存施策の見直し」等をまとめています。</p>

表3.1.5-2 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>東京都市計画 都市計画区域の 整備、開発 及び保全の方針 ーサステナブル ・リカバリー 東京の新しい 都市づくりー (令和3年3月)</p>	<p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」といいます。)は、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めています。</p> <p>本都市計画区域マスタープランは、「未来の東京」戦略ビジョンで示した方向性や都市づくりのグランドデザインを踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映しつつ、分野を横断する8つの戦略を設定し、先進的な取組を進めるものとしています。</p> <p>計画地が位置する「六本木・虎ノ門」の将来像として、以下の内容が示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高層建築物が建ち並び特色ある個性的な街区が織りなす市街地において、国際色豊かな業務、商業・エンターテイメント、文化、宿泊、居住、医療、教育などの多様な機能が、相互に連携する複合開発により高度に集積し、外国人にとっても暮らしやすく、交流の生まれる中核的な拠点を形成</li> <li>・エリアマネジメントによる地域の魅力向上、アート・デザイン関連施設の集積、歩行者空間のネットワーク化などにより、回遊性が高く、活発な交流の生まれる地域を形成</li> <li>・駅を中心とした交通結節機能の強化や、防災性を向上させる緑豊かなオープンスペースや公園機能の充実、自立分散型エネルギーの確保、周辺の住宅地と調和した高度利用が進み、高層建築物を中心とした、魅力のある拠点を形成</li> </ul>
<p>東京都 環境基本計画 2022 (令和4年9月)</p>	<p>2050年のあるべき姿の実現に向けて、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、具体的な目標と施策のあり方を示しています。</p> <p>東京が目指す将来像として「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を掲げ、脱炭素、生物多様性、良質な都市環境など持続可能な都市の実現に向けた取組に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応するための取組を即座に展開し、環境課題を包括的に解決していくために、以下の4つの戦略を柱として取り組んでいます。</p> <p><b>戦略の柱</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略0：危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現</li> <li>・戦略1：エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロミッションの実現</li> <li>・戦略2：生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現</li> <li>・戦略3：都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現</li> </ul> <p>また、これらの施策及び目標の実現に向けて、都市活動を行う各主体が実践すべき社会ルールとして、「環境の確保に関する配慮の指針」を定めています。この中の「都市づくりにおける配慮の指針」は、行政や民間事業者等が都市づくりに当たって、計画策定や事業実施の際に配慮すべき事項を指針として示すもので、都市づくり全般を対象とする「共通配慮事項」、東京の各地域に示す「地域別配慮の指針」、事業の種類別に示す「事業別配慮の指針」で構成されています。</p> <p>地域別配慮の指針においては、東京都全域を4つの地域に区分し、それぞれの地域の特性を踏まえて、共通配慮事項に加え、当該地域において特に配慮すべき事項を示しています。計画地は「中枢広域拠点域(国際ビジネス交流ゾーンを含む)」に位置し、その内容の一部は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発や建築など、都市更新の時期に合わせて、よりエネルギー効率の良い都市構造や建物へと更新していくことで、中枢広域拠点域全体のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を削減していきます。</li> <li>・開発等に当たっては、都市開発による温室効果ガス排出量や自動車交通量の低減を図ります。拠点開発等を効率的に進めることでエネルギー効率の良い都市構造としていきます。</li> <li>・今後も大規模な都市開発が進行することから、高度に発達した公共交通網や通勤・通学のみならず多様なニーズに対応する自転車を十分生かすことに留意して、自動車交通に過度に依存しないよう計画します。</li> <li>・自動車の発生集中交通量が増大する土地利用及び都市開発に当たっては、自動車利用の抑制や平準化等を考慮した計画とすることにより大気環境の向上を図ります。</li> <li>・緑化計画の策定に当たっては、地域の在来植物を中心とし、生物多様性に配慮した緑化を検討します。</li> <li>・ヒートアイランド現象が顕在化、深刻化している地域であることから、ヒートアイランド対策を積極的に推進します。</li> <li>・東京の成り立ちを伝える街並みや建造物、多様な個性と特徴ある地域、台地と低地がつくる地形の起伏や崖線による緑の帯など、本地域の各所に存在する、これら個々の景観特性を際立たせ、首都にふさわしい魅力的で多様性に富んだ景観形成を図ります。</li> </ul>

表3.1.5-3 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>みどりの新戦略 ガイドライン (平成18年1月)</p>	<p>東京にみどりの拠点と軸を形成し、みどり豊かな風格都市・東京を実現していくため、公共や民間によるみどりづくりを誘導していく指針として策定しており、みどりづくりの目標として、以下の3つを掲げています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来(2025年)のみどりの確保目標を示します(区部の目標は現況のみどり率を2割増)。</li> <li>・東京のみどりの質の向上を図ります。</li> <li>・東京にみどりの拠点と軸を構築し、みどりのネットワークの形成をめざします。そのため、新たに「環境軸」の形成を図ります。</li> </ul> <p>なお、計画地は「センター・コア再生ゾーン」に属しており、ゾーン別のみどりづくりとして、「都心部のみどりを生かした風格あるみどりの都市景観の形成」、「民間事業者による屋上や公開空地等敷地での緑化の推進」などが位置づけられています。</p>
<p>東京が 新たに進める みどりの取組 (令和元年5月)</p>	<p>「都市づくりのランドデザイン」で示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、東京が進めるみどりの取組をまとめたものです。みどりが減少傾向にある区部・多摩部を対象としており、都市計画区域マスタープランや実行プランに位置付け、都の所管局や区市町村との適切な役割分担に基づき、着実に推進していくとしています。</p> <p>都市づくりのランドデザインで掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標とし、以下の4つの方針と主要施策を示しています。</p> <p>方針Ⅰ：拠点・骨格となるみどりを形成する          方針Ⅱ：将来にわたり農地を引き継ぐ          方針Ⅲ：みどりの量的な底上げ・質の向上を図る          方針Ⅳ：特色あるみどりが身近にある</p>
<p>緑施策の新展開 ～生物多様性の 保全に向けた 基本戦略～ (平成24年5月)</p>	<p>「緑の東京10年プロジェクト」の開始から約5年が経過し、生物多様性に関する国際的な危機意識の高まりや、東日本大震災をきっかけとする首都東京のプレゼンスの低下など、緑施策を取り巻く情勢は大きく変化しています。特に、「生物多様性の危機」が、「気候変動の危機」と相まって「地球環境の器」の存続を危うくしている今、首都東京が果たすべき役割は、気候変動対策に続き、生物多様性の分野でも「世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデル」を示し、実効性のある施策を構築することです。</p> <p>生物多様性の危機を背景に、生物多様性に関する施策の将来の方向性を示しており、緑施策によって目指すべき東京の将来像と目標を掲げています。</p> <p><u>緑施策によって目指すべき東京の将来像</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。</li> <li>・豊かな緑が、人々にうるおいややすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。</li> <li>・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。</li> </ul> <p><u>目標(2020年)</u></p> <p>【まもる】～緑の保全強化～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京に残された貴重な緑である農地や森林などが保全されている。</li> <li>・生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる。</li> <li>・水質改善の取組が進み、川や海などの水辺空間が、都民により一層身近なものとなっている。</li> </ul> <p>【つくる】～緑のネットワーク化～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年までの10年間で1,000haの新たな緑が創出されるとともに、2020年までに新たに都市公園等433haの整備が進むなど、緑あふれる都市東京が実現している。</li> <li>・荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径30kmの緑のリングが形成されるなど、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」が充実している。</li> </ul> <p>【利用する】～緑の持続可能な利用の促進～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都民、企業、NPOなど、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。</li> <li>・緑のムーブメントが定着し、都民、企業等による主体的な緑化や保全活動が活性化している。</li> </ul>

表3.1.5-4 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>植栽時における 在来種選定 ガイドライン ～生物多様性に配慮した 植栽を目指して～ (平成26年5月)</p>	<p>「緑施策の新展開」で明らかにした「四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。」という将来像実現に向け、具体的な取組として、以下の2つの取組の促進を示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性に配慮した植栽の推進</li> <li>・在来動物の生息空間のネットワーク化</li> </ul>
<p>東京都生物多様性 地域戦略 (令和5年4月)</p>	<p>生物多様性基本法に基づく、東京都全域を対象とし、令和4年度～令和12年度における「生物多様性の保全及び持続的な利用」に関する基本的な計画です。</p> <p>2050年における東京都の将来像の基本理念を「自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す」とし、2030年に達成すべき目標、3つの基本戦略と、その実現に向けた行動目標を示しています。</p> <p><u>東京の将来像を実現するための2030年目標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現</li> </ul> <p><u>2030年目標の実現に向けた基本戦略</u></p> <p>【基本戦略Ⅰ】生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行動目標①：生物多様性バージョンアップエリア10,000+</li> <li>・「自然地の保全管理」「みどりの新たな確保」「公園・緑地の新規開園」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」として位置付け、行政として10,000haを目指します。さらに、民間の取組を「+（プラス）」で表現し、様々な主体と共に取り組んでいきます。</li> <li>○行動目標②：新たな野生絶滅ZEROアクション</li> <li>・2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるようにするための実効性のある取組を様々な主体と共に実施することを目指します。</li> </ul> <p>【基本戦略Ⅱ】生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行動目標：Tokyo-NbSアクションの推進～自然に支えられる都市東京～</li> <li>・自然を活用した解決策(NbS)となる取組を、行政・事業者・民間団体など各主体がともに推進する。2030年までを「NbS定着期間」と捉え、各主体がNbSとなる取組を実施することを目指します。</li> </ul> <p>【基本戦略Ⅲ】生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行動目標：生物多様性都民行動100%～一人ひとりの行動が社会を変える～</li> <li>・保全活動への参加や消費行動など、全ての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目指し、また、都民だけでなく、事業者・民間団体等、あらゆる主体が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進していきます。</li> </ul>
<p>東京都生物多様性 地域戦略 アクションプラン (令和5年4月)</p>	<p>本計画では、地域戦略で掲げる3つの基本戦略を踏まえた、以下の行動方針に基づく生物多様性の保全・回復と持続可能な利用に資する都の取組と目標を示しています。</p> <p>【基本戦略Ⅰ】生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ</p> <p>行動方針1 地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全</p> <p>2 希少な野生動植物の保全と外来種対策</p> <p>3 人と野生動物との適切な関係の構築</p> <p>4 自然環境情報の収集・保管・分析・発信</p> <p>【基本戦略Ⅱ】生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす</p> <p>行動方針5 東京産の自然の恵みの利用(供給サービス)</p> <p>6 防災・減災等につながる自然の機能の活用(調整サービス)</p> <p>7 快適で楽しい生活につながる自然の活用(文化的サービス)</p> <p>【基本戦略Ⅲ】生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる</p> <p>行動方針8 生物多様性の理解促進</p> <p>9 生物多様性を支える人材育成</p> <p>10 都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容</p>

表3.1.5-5 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>東京都景観計画 (平成30年 8月 改定)</p>	<p>「景観法」の施行及び東京都景観審議会の答申「東京における今後の景観施策のあり方について」(平成18年1月)を踏まえ、これまでの景観施策を再構築し、都民や事業者、区市町村などと連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示しています。</p> <p>東京では、街並みが区市町村の区域を越えて連担しており、また、首都としての景観形成が重要であることから、景観法に定める基本理念に以下の3つの事項を加えたものをこの計画の基本理念としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都民、事業者などとの連携による首都にふさわしい景観の形成</li> <li>・交流の活発化・新たな産業の創出による東京のさらなる発展</li> <li>・歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上</li> </ul>
<p>東京都資源循環・ 廃棄物処理計画 (令和3年9月)</p>	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく法定計画であり、『『未来の東京』戦略』及び「東京都環境基本計画」に掲げる個別分野の計画として、主要な施策を示しています。</p> <p>計画期間を2021～2025年度の5年間とし、2050年を見据えた2030年のビジョンを示すものです。2030年度のあるべき姿として、東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指していくことを示しています。</p> <p><u>計画目標</u></p> <p>計画目標1：資源ロスの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物排出量</li> <li>2025年度：440万トン、2030年度：410万トン</li> </ul> <p>計画目標2：循環的利用の推進と最終処分量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物再生利用率</li> <li>2025年度：31%、2030年度：37%</li> <li>・最終処分量(一般廃棄物・産業廃棄物計)の削減(2012年度比)</li> <li>2025年度：82万トン、2030年度：77万トン</li> </ul> <p>計画目標3：災害廃棄物の処理体制の構築</p> <p><u>主要な施策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策1：資源ロスの更なる削減</li> <li>・施策2：廃棄物の循環利用の更なる促進</li> <li>・施策3：廃棄物処理システムの強化</li> <li>・施策4：健全で信頼される静脈ビジネスの発展</li> <li>・施策5：社会的課題への的確な対応</li> </ul>
<p>東京都 「持続可能な 資源利用」に 向けた取組方針 (平成27年3月)</p>	<p>「東京都長期ビジョン」で明らかにした「持続可能な循環型都市の構築」を実現していくため、都のこれからの資源循環施策に関する基本的考え方や方向性を明確化するとともに推進に向けた取組を示しています。</p> <p>東京が目指す姿として、「東京は、2020年オリンピック・パラリンピックとその後を見据え、『東京の持続的発展を確保するため、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環を実現』」を掲げ、“持続可能な資源利用”を進めるため、3つの施策を柱として取り組んでいます。</p> <p><u>“持続可能な資源利用”を進めるための3つの柱</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ロスの削減の促進</li> <li>・エコマテリアルの利用の促進</li> <li>・廃棄物の循環利用の更なる促進</li> </ul>
<p>東京都 建設リサイクル 推進計画 (令和6年4月)</p>	<p>都内における建設資源循環の仕組みを構築するとともに、都内の建設資源循環に係る全ての関係者が一丸となって、計画的かつ統一的な取組を推進することにより、環境に与える負荷を軽減し、東京の持続ある発展を目指すことを目的として策定しています。</p> <p>本計画では、国の計画及び東京都資源循環・廃棄物処理計画とあわせて、都内における建設資源循環の基本的考え方や目標を策定するとともに、令和6年度末までに達成すべき建設副産物の再資源化などの達成基準値を定めています。</p>

表3.1.5-6 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>東京都 気候変動適応方針 (令和元年12月)</p>	<p>都では、2050年の世界のCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロに貢献する、ゼロエミッション東京の実現に向けた取組を進めています。</p> <p>これらの取組と併せ、都内における気候変動の影響を踏まえた、自然災害、健康、農林水産業など幅広い分野で、都民生活や自然環境への影響被害を可能な限り回避、軽減するため、東京都の気候変動適応計画の策定に向け、都の考え方(「東京都気候変動適応方針」)を示しています。</p> <p>●本方針の目的と位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の猛暑や豪雨など、気候変動による深刻な影響は、既に私たちの身近な生活にも及んでいる</li> <li>➢CO<sub>2</sub>排出を削減する「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」にも取り組む必要</li> <li>・都内の気候変動影響を踏まえ、自然災害、健康、農林水産業など幅広い分野での被害の回避、軽減に向けた考え方を示す</li> <li>➢気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の策定に向けた方針として、現時点での考え方を取りまとめたもの</li> </ul> <p>●適応に関する基本戦略</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都施策の全般にわたり、気候変動への適応に取り組む</li> <li>② 科学的知見に基づく気候変動適応の推進</li> <li>③ 区市町村と連携し、地域の取組を支援</li> <li>④ リスクを含めた情報発信を進め、都民の理解を促進</li> <li>⑤ C40など国際協力を推進し、都市間連携を加速</li> </ol>
<p>東京都 気候変動適応計画 アクションプラン (令和6年3月)</p>	<p>東京都は、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画として「東京都気候変動適応計画」を改定し、あわせて同計画に記載された取組について、令和6年度から3年間の取組予定を「東京都気候変動適応計画アクションプラン」として示しています。</p> <p>●5つの分野における気候変動適応策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自然災害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚化する豪雨や台風に伴う洪水、内水氾濫、高潮、土砂災害等の自然の脅威に対して、ハード・ソフト両面から、最先端技術の活用、都市施設の整備を推進</li> </ul> </li> <li>② 健康 <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症や感染症の患者発生、大気汚染による健康被害の発生など、気温上昇による健康への影響を最小限に抑制するための予防策や対処策を実施</li> </ul> </li> <li>③ 農林水産業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・気温上昇などに適合する品目・品種への転換に対する技術支援・普及対策等により強い農林水産業を実現</li> </ul> </li> <li>④ 水資源・水環境 <ul style="list-style-type: none"> <li>・厳しい渇水や原水水質の悪化等に対し、リスクを可能な限り低減</li> <li>・合流式下水道の改善等を通じて快適な水環境を創出</li> </ul> </li> <li>⑤ 自然環境 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物分布の変化など、生物多様性への影響を最小化</li> <li>・自然環境が持つ機能の活用や回復に関する取組を強化</li> </ul> </li> </ol>

表3.1.5-7 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要																				
ゼロエミッション 東京戦略2020 Update & Report (令和3年3月)	<p>2019年12月に、都が2050年CO2排出実質ゼロに向けた「ゼロエミッション東京戦略」を公表し、その後、新型コロナの猛威により世界が未曾有の危機に直面する中で、気候危機の状況は一層深刻化しています。また、2021年1月、都は、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減(2000年比)すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで高めることを表明しています。</p> <p>このため、都は、2030年カーボンハーフに向けて必要な社会変革の姿・ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起し、政策のアップデートを図っています。</p> <p>●2030年に向けた目標の強化</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 都内温室効果ガス排出量(2000年比)</td> <td>30%削減</td> <td>⇒</td> <td>50%削減</td> </tr> <tr> <td>(2) 都内エネルギー消費量(2000年比)</td> <td>38%削減</td> <td>⇒</td> <td>50%削減</td> </tr> <tr> <td>(3) 再生可能エネルギーによる電力利用割合</td> <td>30%程度</td> <td>⇒</td> <td>50%程度</td> </tr> <tr> <td>(4) 都内乗用車新車販売</td> <td colspan="3">⇒ 100%非ガソリン化</td> </tr> <tr> <td>(5) 都内二輪車新車販売</td> <td colspan="3">⇒ 100%非ガソリン化(2035年まで)</td> </tr> </table> <p>●政策のアップデート</p> <p>2030年のカーボンハーフ実現に向け、ゼロエミッション東京戦略で掲げた6分野14政策においてロードマップをアップデートし、26の社会変革に向けたビジョン(2030・カーボンハーフスタイル)、その実現に向けた36のアプローチ、直ちに加速・強化する94の取組を新たに提示しています。</p> <p>●ゼロエミッション東京戦略の体系(6分野14政策)</p> <p><u>分野Ⅰ エネルギーセクター</u></p> <p>政策① 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化                      政策② 水素エネルギーの普及拡大</p> <p><u>分野Ⅱ 都市インフラセクター(建築物編)</u></p> <p>政策③ ゼロエミッションビルの拡大</p> <p><u>分野Ⅲ 都市インフラセクター(運輸編)</u></p> <p>政策④ ゼロエミッションビークルの普及促進</p> <p><u>分野Ⅳ 資源・産業セクター</u></p> <p>政策⑤ 3Rの推進                      政策⑥ プラスチック対策                      政策⑦ 食品ロス対策                      政策⑧ フロン対策</p> <p><u>分野Ⅴ 気候変動適応セクター</u></p> <p>政策⑨ 適応策の強化</p> <p><u>分野Ⅵ 共感と協働-エンゲージメント&amp;インクルージョン-</u></p> <p>政策⑩ 多様な主体と連携したムーブメントと社会システムの変革                      政策⑪ 区市町村との連携強化                      政策⑫ 都庁の率先行動                      政策⑬ 世界諸都市等との連携強化                      政策⑭ サステナブルファイナンスの推進</p>	(1) 都内温室効果ガス排出量(2000年比)	30%削減	⇒	50%削減	(2) 都内エネルギー消費量(2000年比)	38%削減	⇒	50%削減	(3) 再生可能エネルギーによる電力利用割合	30%程度	⇒	50%程度	(4) 都内乗用車新車販売	⇒ 100%非ガソリン化			(5) 都内二輪車新車販売	⇒ 100%非ガソリン化(2035年まで)		
(1) 都内温室効果ガス排出量(2000年比)	30%削減	⇒	50%削減																		
(2) 都内エネルギー消費量(2000年比)	38%削減	⇒	50%削減																		
(3) 再生可能エネルギーによる電力利用割合	30%程度	⇒	50%程度																		
(4) 都内乗用車新車販売	⇒ 100%非ガソリン化																				
(5) 都内二輪車新車販売	⇒ 100%非ガソリン化(2035年まで)																				
2030年カーボン ハーフに向けた 取組の加速 -Fast forward to"Carbon Half"- (令和4年2月)	<p>本計画は、東京都のカーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門で直ちに加速・強化する主な取組を示すものです。</p> <p>カーボンハーフへの道筋を具体化する3つの取り組みとして以下を掲げ、具体的内容(削減目標等)を示しています。</p> <p>●行動の加速を促す新たな部門別目標(案)</p> <p>条例制度の新設・強化、支援策の拡充等により脱炭素化を強力に推進</p> <p>●規制等も含めた、施策の抜本的強化</p> <p>都自らの率先行動を大胆に加速</p> <p>●社会を牽引するため、隗より始めよ、都自らの取組を加速</p> <p>各部門が目指すべき削減目標を明らかにし、各部門の削減対策を促進</p>																				

表3.1.5-8 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区基本構想 (平成14年12月)</p>	<p>今後10年ないし15年後を展望し、目標とすべき港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示すものです。また、激動する都心区としての変化を的確にとらえ、計画的に区政運営を進めるにあたっての指針となるべきものです。</p> <p>「やすらぎある世界都心・MINATO」を港区の将来像とし、基本的施策の大綱として次の3つの重点方向(3分野6基本政策27政策)を定めています(以下には3分野6基本政策を示します)。</p> <p><u>I かがやくまち(街づくり・環境)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる</li> <li>2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる</li> </ol> <p><u>II にぎわうまち(コミュニティ・産業)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる</li> <li>2 港区からブランド性ある産業・文化を発信する</li> </ol> <p><u>III はぐくむまち(福祉・保健・教育)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 明日の港区を支える子どもたちを育む</li> <li>2 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する</li> </ol>
<p>港区基本計画 -令和3(2021)年度 ~令和8(2026)年度- 令和5(2023)年度 改定版 港区実施計画 -令和6(2024)年度 ~令和8(2026)年度- (令和6年1月)</p>	<p>「港区基本計画」は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を示したものであり、「分野別計画」と「地区版計画書」で構成されています。なお、基本計画の役割は、区政の目標や課題、施策の概要を体系的に明示することであり、施策や事業の詳細は個別計画等で定めることとしています。</p> <p>「港区実施計画」は、基本計画の施策に基づき、具体的に実施する事業を明らかにしたものです。</p> <p>分野別計画と各総合支所において策定する地区版計画書をもって港区基本計画を構成しています。また、本計画は、「港区まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を包含していることから、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として位置づけています。</p> <p>基本計画が定める具体的なめざすまちの姿「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」を実現するため、下記に示す3つの各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開していきます。</p> <p><u>I かがやくまち(街づくり・環境)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる</li> <li>・ 環境にやさしい都心をみなで考えつくる</li> </ul> <p><u>II にぎわうまち(コミュニティ・産業)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる</li> <li>・ 港区からブランド性ある産業・文化を発信する</li> </ul> <p><u>III はぐくむまち(福祉・保健・教育)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明日の港区を支える子どもたちを育む</li> <li>・ 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する</li> </ul>
<p>港区基本計画 赤坂地区版計画書 -令和3(2021)年度 ~令和8(2026)年度- 令和5(2023)年度 改定版 (令和6年1月)</p>	<p>「港区基本計画」の「地区版計画書」は、地域の課題を地域で解決し、地域の魅力をより高めるため、各総合支所が区民参画組織からの提言を踏まえて、複数年間の計画を立案した、独自に取り組む事業を中心とする計画書です。</p> <p>計画地の位置する「赤坂地区」が掲げる「めざすまちの姿」、分野別の「政策」、「施策」は以下のとおりです。</p> <p><b>【赤坂地区】</b></p> <p>めざすまちの姿：だれもが地域に関心をもち共存しているまち 赤坂・青山</p> <p><u>I かがやくまち(街づくり・環境)</u></p> <p>政策：1 地域のあらゆる組織との協働により、安全・安心・快適なまちをつくる      施策：(1)快適で過ごしやすいまちの空間づくりを推進する      (2)防犯力・防災力の高いまちづくりを推進する</p> <p><u>II にぎわうまち(コミュニティ・産業)</u></p> <p>政策：1 地域活動を活性化し、コミュニティを基盤としたまちのにぎわいを創出する      施策：(1)多様な主体とのつながりや交流を促進する      (2)地域の資源やつながりを生かし、地域の魅力を様々な手法で伝える</p> <p><u>III はぐくむまち(福祉・保健・教育)</u></p> <p>政策：1 誰もが地域で安心していきいきと暮らすことのできる環境をつくる      施策：(1)地域で子どもたちを育て、見守る環境をつくる      (2)一人ひとりがいきがいを感じ、支え合う環境をつくる</p>

表3.1.5-9 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区まちづくり マスタープラン (平成29年3月)</p>	<p>まちづくりの実施にあたっての法定都市計画やその他の事業の基本的な方針を示すものです。平成29年度から概ね20年後を目標とする将来都市像を示し、まちづくりの課題への取り組み方針を「港区全体」と「地区別」で構成して示しています。</p> <p>◆全体構想 ～まちづくりの基本理念と将来都市像～</p> <p>【まちづくりの基本理念】 人にやさしい良質な都市空間・居住環境を、皆で維持し、創造し、運営していく</p> <p>【将来都市像】 うるおいある国際生活都市 –歴史と未来が融合する魅力と活力あふれる清々しいまち–</p> <p>【目指すべきまちの姿】 (1) 住みつづけられるまち (2) 個性的で多様な魅力があるまち (3) 世界に開かれた国際的なまち (4) 安全・安心なまち (5) 持続可能なまち</p> <p>【まちづくりの方針】 (1) 良好な居住環境と国際ビジネス拠点の形成の両立 (2) 暮らしやすく健康に資する生活環境の形成 (3) 快適な道路・交通ネットワークの形成 (4) 水と緑の豊かなうるおいの創出 (5) 災害に強く回復力のあるまちの形成 (6) 豊富な景観資源と地域の個性が光る、誇りと愛着に満ちた街並みの形成 (7) 環境負荷の少ない都市の形成 (8) まちの魅力の維持・向上と活用・発信</p> <p>◆地区別まちづくりの方針 計画地が位置する「赤坂地区」の地区別のまちづくりの目標は以下のとおりです。</p> <p>【目標】 (1) 歴史・文化をいかした景観形成とにぎわいの創出 (2) 気品とにぎわいのある街並みづくり (3) 国内外からの旅行者を魅了する、移動しやすく美しいまちづくり (4) 観光・文化資源を活用したにぎわいの創出 (5) 緑の保全と創出 (6) 地域の防災性の向上 (7) 地域コミュニティの活性化による生活環境の向上</p>
<p>六本木・虎ノ門地区 まちづくり ガイドライン (令和4年8月)</p>	<p>港区のまちづくり分野の最上位計画である「港区まちづくりマスタープラン」で示されたまちづくりの基本的な方針に沿って、地域ごとの特性に応じたよりきめ細やかな目標や方針、方策を示すまちづくりの手引きとして定められるものです。</p> <p>◆まちの将来像・目指すべきまちの姿</p> <p>【まちの将来像】 すべての人にやさしく、活力と魅力に満ちた、誰もが歩きたくなる緑豊かな国際生活交流都市</p> <p>【目指すべきまちの姿】 ・温室効果ガスの排出実質ゼロの達成に向けた人にやさしい緑あふれるまち ・歴史と未来の融合する魅力と活力にあふれた清々しい国際生活交流都市 ・多様な主体の地域連携の強化により、持続的に発展していくまち</p> <p>◆各エリアのまちづくり方針 計画地が位置する「北エリア」のエリア別のまちづくり方針は以下のとおりです。</p> <p>【方向性】 北エリア：複数駅と近接する国際ビジネス交流拠点の形成 ○地域の特性を生かした国際ビジネス交流拠点としての都市機能の集約をさらに推進し、業務、商業、交流機能を中心とした複合市街地の形成を図ります。 ○国際水準の業務、医療、ビジネス発信、MICE、カンファレンスなどを誘導します。 ○地上レベルの歩行者ネットワークに加え、地下・デッキレベルの重層的な歩行者ネットワークを整備することで、地下鉄駅や周辺地域からのアクセスも含めた安全で快適な歩行者ネットワークを形成します。 ○駅周辺の都市機能の更新と併せて駅と直結する広場の整備やバリアフリー動線の強化を図ります。 ○開発などに併せて溜池山王駅付近の自転車シェアリングポートを整備します。 ○屋根道及び赤坂・虎ノ門緑道では、緑豊かな歩道空地などの整備を推進し、開発などのまちづくりの機会をとらえ大規模な緑道空間を形成します。</p>

表3.1.5-10 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区環境基本計画 -令和3(2021)年度 ~令和8(2026)年度- 令和5(2023)年度 改定版 (令和6年2月)</p>	<p>「多様な暮らし・活気・自然が調和する持続可能な都市 みなと」というめざす環境像の実現に向け、以下の5つの基本目標を定めています。</p> <p><b>基本目標1：脱炭素社会の実現と気候変動への適応による安全・安心なまち</b> 気候危機とも呼べる気候変動を強く認識し、直面している気候危機に立ち向かう行動を区民、事業者をはじめ、国や東京都とも連携して進め、2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロを達成し、「脱炭素社会」の実現に貢献するとともに、更なる激甚化等が予想されている気候変動による影響への適応を進め、安全に安心して快適に暮らし働くことのできるまちの実現をめざします。</p> <p><b>基本目標2：ごみを減らして資源が循環するまち</b> 大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、様々な環境問題を引き起こしています。区民・事業者自身が「ごみの排出者」としてこれらの問題の原因をつくっているという認識を共有し、ごみを減らす、排出ルールを守るという責任ある行動を促していくことで、ごみを減らして資源が循環するまちの実現をめざします。</p> <p><b>基本目標3：健康で快適に暮らせるまち</b> 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質への対策を適切に行うとともに、開発事業等のまちづくりにおける周辺的生活環境への配慮を促すこと、区民・事業者等と協働して地域の環境美化活動に取り組むことで、誰もが健康で快適に暮らせるまちの実現をめざします。</p> <p><b>基本目標4：水と緑のうらおいと生物多様性の恵みを大切にすまち</b> 2,000種以上もの多様な生きものがすむ大小様々な緑と水辺をつなぐエコロジカルネットワークを形成しながら、住む人、働く人、訪れる人、生きものがともに快適に過ごすことのできる、水と緑のうらおいと生物多様性の恵みを大切にすまちの実現をめざします。</p> <p><b>基本目標5：環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまち</b> 現在生じている様々な環境問題による負荷を次世代に残すことなく、良好な環境を引き継いでいくため、環境教育・環境学習を通じて一人ひとりの意識を高め、環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまちの実現をめざします。</p>
<p>港区 緑と水に関する 基本方針 (平成18年3月)</p>	<p>緑と水に代表される自然環境の保護・保全の強化や創出を多様な主体との協働により進めていくとともに、ヒートアイランド現象、都市型水害等、都市部での新たな環境問題に、緑と水の面から緊急かつ具体的に対応するために定めるものです。目標年次は2026年としますが、「港区みどりの実態調査」結果を踏まえて達成状況を検証し、必要に応じて改訂していくものとします。</p> <p>以下の3つの視点から9つの基本方針を定めています。</p> <p><b>視点① 緑と水の量の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①-1 屋上緑化・壁面緑化・校庭や広場の芝生化等の推進</li> <li>①-2 都市計画制度の活用による地域単位での緑量の増強</li> <li>①-3 大規模な開発における緑化基準の強化</li> </ul> <p><b>視点② 緑と水の質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②-1 既存樹木の保護・保全体制の強化</li> <li>②-2 自然生態系や水循環系の回復に配慮した緑地保全対策の推進</li> <li>②-3 大規模な開発における緑・水・土に関する総合的な指導體制の確立</li> </ul> <p><b>視点③ 協働による緑と水のまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③-1 多様な主体による緑化行政への参画推進</li> <li>③-2 区民・企業等による自発的な緑化と行政の支援強化</li> <li>③-3 土地所有者や企業等と行政との協働による民有緑地の公開運営</li> </ul> <p>また、9つの基本方針の実現の度合いを計る指標として、緑と水の視点から3つの目標値を設定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①緑被率：2026年に25%</li> <li>②みどり率：2026年に30%</li> <li>③雨水の実質浸透域率：2026年に30%</li> </ul>

表3.1.5-11 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区 緑と水の総合計画 (令和3年2月)</p>	<p>「港区緑と水の総合計画」は、都市緑地法第4条に規定される「緑の基本計画」として、「港区緑と水に関する基本方針」の主旨を継承して緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化のための施策、地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針等を定める、港区の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。港区のまちづくり分野の最上位計画である、港区まちづくりマスタープランの個別計画のひとつとして位置づけられます。</p> <p>「緑と水と人がはぐくむ うるおいある国際生活都市」をめざす将来像に掲げ、5つの緑と水によってめざすまちの姿と各施策を示しています。</p> <p><u>1 環境負荷の少ないまちが形成されている</u></p> <p>1-(1)二酸化炭素を吸収・固定する緑の育成 1-(2)ヒートアイランド現象を緩和する緑と風の確保 1-(3)健全な水循環系の回復 1-(4)生物多様性に配慮した緑化</p> <p><u>2 暮らしやすい生活環境が形成され、健康が向上している</u></p> <p>2-(1)健康増進の場づくり 2-(2)子どもの遊び・子育て支援・教育・学習の場づくり 2-(3)楽しく歩ける環境づくり</p> <p><u>3 安全・安心（防災・減災）が確保されている</u></p> <p>3-(1)避難場所などの防災拠点の形成・延焼防止 3-(2)都市型水害の軽減</p> <p><u>4 人々の交流や地域コミュニティが活性化されている</u></p> <p>4-(1)地域のにぎわいづくり 4-(2)地域貢献の場づくり</p> <p><u>5 まちの魅力・風格が向上している</u></p> <p>5-(1)歴史・文化に親しむ場づくり 5-(2)国際都市にふさわしい魅力的な空間づくり 5-(3)まちの歴史を伝える緑と水を生かした景観の保全・創出</p>
<p>港区景観計画 (平成27年度 (2015年度)改定) (平成27年12月)</p>	<p>港区景観計画は、景観法に基づき策定された景観計画で、港区における景観形成の取り組みの基本的な方向性を示すとともに、景観法に基づく諸制度を活用した具体的な施策を示した、景観形成に関する総合的な計画として位置づけられています。</p> <p>また、上位計画となる「港区基本構想」や「港区まちづくりマスタープラン」に即すとともに、関連する分野別計画や「東京都景観計画」と連携をはかるものとする、とされています。</p> <p>景観形成の基本方針は、以下のとおりです。</p> <p>基本方針1：水と緑のネットワークを強化し、潤いある景観形成を進める 基本方針2：歴史や文化を伝える景観を守り・生かす 基本方針3：誰もが楽しく歩ける、賑わいや風格のある通りを創る 基本方針4：地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む 基本方針5：区民・企業等・行政の協働で景観形成を推進する</p> <p>計画では、港区の全域を港区景観計画の対象区域としており、その中で、港区全域の景観形成基準(一般)、港区の景観特性がよく表れる、坂道沿い、寺社・歴史的建造物周辺、交差点・駅周辺、商業地、閑静な住宅地、古川沿いのそれぞれの場所に応じた景観形成基準に加え、港区の骨格となる景観を形成する地区については、景観形成特別地区として別途区域を区分し、地区ごとに景観形成基準を定めています。</p>

表3.1.5-12 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区一般廃棄物 処理基本計画 (第3次) 令和3(2021)年度 ～ 令和14(2032)年度 (令和3年2月)</p>	<p>一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、区市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ・生活排水処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されています。</p> <p>ごみ処理基本計画は、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定め、生活排水処理基本計画は、区域内の生活排水や汚泥をどのような方法で、どの程度処理していくのか等の生活排水処理に係る基本方針を定めているものです。</p> <p>本計画では、「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」を基本理念として、以下の3つの基本方針を示しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区民の参画と協働による3Rを推進します</li> <li>2 事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します</li> <li>3 安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します</li> </ol>
<p>港区低炭素 まちづくり計画 (令和3年6月)</p>	<p>都市の低炭素化の促進を図ることにより、都市の健全な発展に寄与することを目的とし、下記の基本方針と施策を掲げています。</p> <p>基本方針1：先進技術の導入による、活発な経済活動と環境配慮の両立</p> <p>施策1-1：エネルギーにおける利用効率の向上</p> <p>施策1-2：建築物のエネルギー負荷の削減</p> <p>施策1-3：未利用・再生可能エネルギーの活用促進</p> <p>基本方針2：臨海部から丘陵まで豊かな緑が繋がる、快適で潤いある都心部の形成</p> <p>施策2-1：二酸化炭素の吸収源となる緑のさらなる創出</p> <p>施策2-2：自然を活用した異常気象等への対応</p> <p>基本方針3：利便性の高い公共交通網を活かした、環境負荷の少ない交通環境の実現</p> <p>施策3-1：自動車からの二酸化炭素排出量削減対策の推進</p> <p>施策3-2：環境負荷の少ない移動手段(公共交通等)の環境整備と促進</p>

## 3.2 環境項目



## 3.2 環境項目

### 3.2.1 大気汚染

工事中には建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後には関係車両の走行や駐車場からの排出ガスに伴う大気質(大気)への影響が考えられるため、これらの検討の基礎資料として、計画地周辺の大気汚染の状況を整理しました。

計画地周辺では表3.2.1-1に示す測定局において、国、東京都、港区及び新宿区が常時測定を行っています。

各測定局の位置は、図3.2.1-1に示すとおりです。

表3.2.1-1 計画地周辺の大気測定局

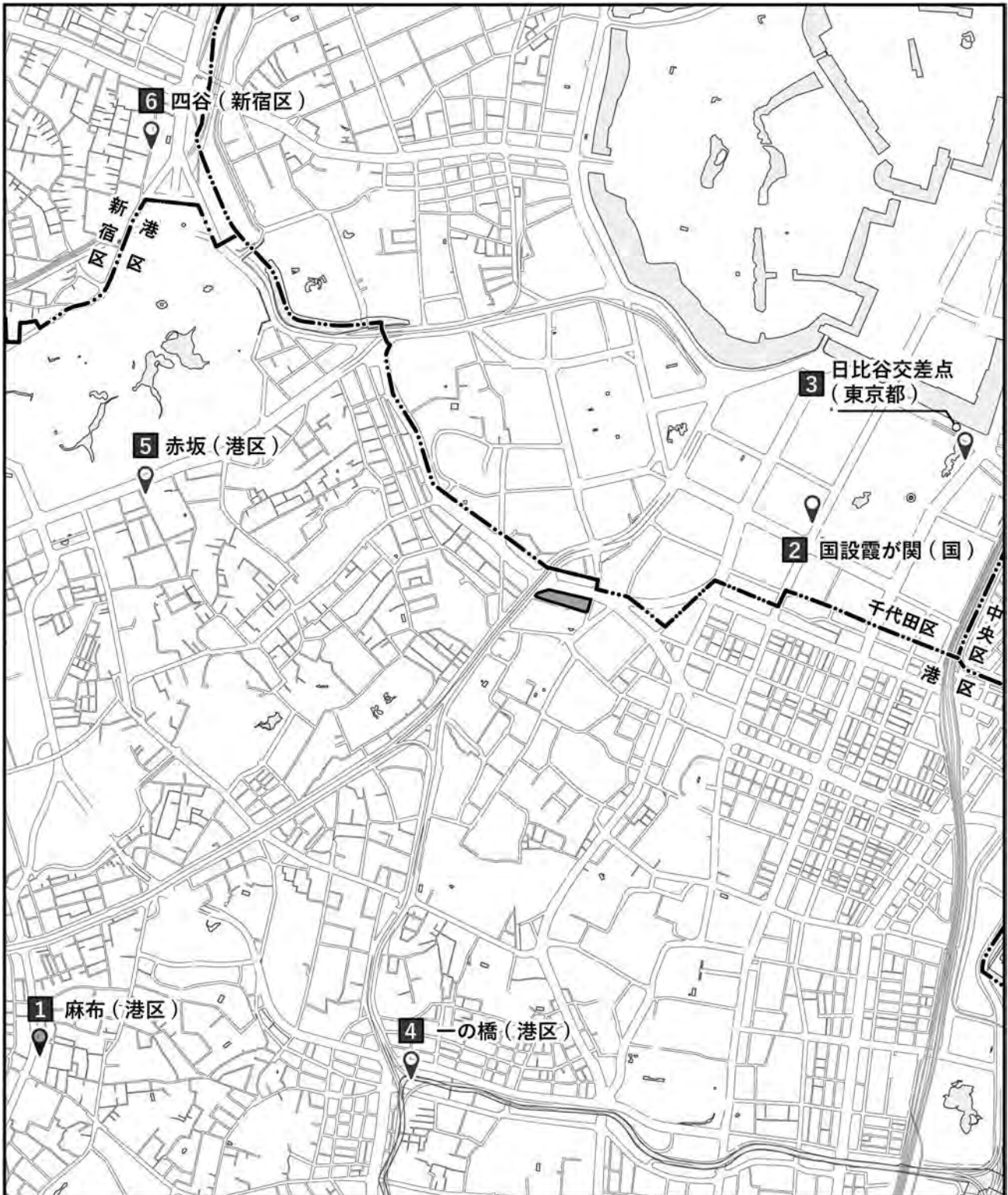
区分	番号	測定局名	測定主体	項目	
				二酸化窒素	浮遊粒子状物質
一般環境 大気測定局	1	麻布	港区	○	○
自動車排出 ガス測定局	2	国設霞が関	国	○	○
	3	日比谷交差点	東京都	○	○
	4	一の橋	港区	○	○
	5	赤坂	港区	○	○
	6	四谷	新宿区	○	○

出典:「大気汚染常時監視データ」(令和8年2月閲覧 国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ)




「大気汚染常時監視測定局」(令和8年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

「環境総合測定局監視システム」(令和8年2月閲覧 港区ホームページ)

「大気環境」(令和8年2月閲覧 新宿区ホームページ)



凡例

-  : 計画地
-  : 一般環境大気測定局 (地点1)
-  : 自動車排出ガス測定局 (地点2~6)



出典: 「大気汚染常時監視測定局」  
(東京都環境局)  
「環境総合測定局監視システム」  
(港区)  
「大気環境」(新宿区)

図3.2.1-1 大気測定局位置図

## (1) 二酸化窒素

計画地周辺の測定局における令和6年度の二酸化窒素の調査結果は、表3.2.1-2に示すとおりです。

一般環境大気測定局の日平均値の年間98%値は0.028ppm、自動車排出ガス測定局の日平均値の年間98%値は0.028～0.036ppmであり、すべての測定局で環境基準を達成していました。

また、過去5年間の年平均値の推移は図3.2.1-2に示すとおり、概ね減少もしくは横ばい傾向でした。

表3.2.1-2 二酸化窒素の調査結果(令和6年度)

単位：ppm

区分	地点	測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	環境基準
一般環境大気測定局	1	麻布	0.013	0.028	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
自動車排出ガス測定局	2	国設霞が関*	0.016	0.036	○	
	3	日比谷交差点	0.018	0.034	○	
	4	一の橋	0.015	0.028	○	
	5	赤坂	0.016	0.036	○	
	6	四谷	0.015	0.034	○	

※：令和6年度の結果が未公表(令和8年2月時点)のため、令和5年度の調査結果を示します。

注) 環境基準達成状況 ○：環境基準達成 ×：環境基準非達成

出典：「大気汚染常時監視データ」(令和8年2月閲覧 国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ)

「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果(令和2年～令和6年度)」

(令和8年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

「港区の環境リサイクル令和7年度(2025年度)版 事業概要」(令和8年2月閲覧 港区ホームページ)

「大気環境 新宿区内の大気汚染常時測定結果(令和2年～令和6年度)」

(令和8年2月閲覧 新宿区ホームページ)

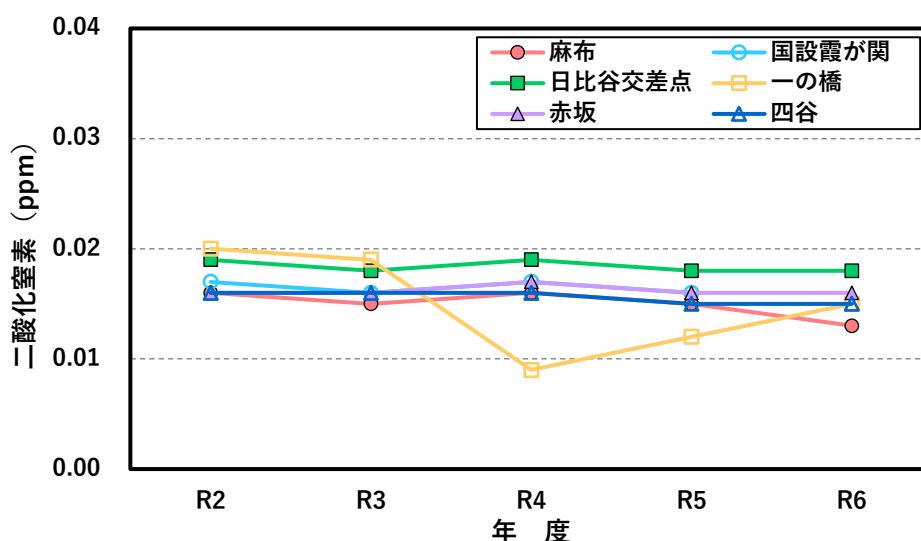


図3.2.1-2 二酸化窒素の年平均値の推移

注) 一の橋測定局は、令和4年度の有効測定日が4日、令和6年度の有効測定日が176日のため参考値です。

## (2) 浮遊粒子状物質

計画地周辺の測定局における令和6年度の浮遊粒子状物質の調査結果は、表3.2.1-3に示すとおりです。

一般環境大気測定局の日平均値の2%除外値は0.037mg/m<sup>3</sup>、自動車排出ガス測定局の日平均値の2%除外値は0.029~0.047mg/m<sup>3</sup>であり、すべての測定局で環境基準を達成していました。

また、過去5年間の年平均値の推移は図3.2.1-3に示すとおり、概ね横ばい傾向(参考値除く)でした。

表3.2.1-3 浮遊粒子状物質の調査結果(令和6年度)

単位：mg/m<sup>3</sup>

区分	地点	測定局	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況	環境基準
一般環境大気測定局	1	麻布	0.015	0.037	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
自動車排出ガス測定局	2	国設霞が関*	0.014	0.029	○	
	3	日比谷交差点	0.018	0.047	○	
	4	一の橋	0.015	0.037	○	
	5	赤坂	0.013	0.033	○	
	6	四谷	0.014	0.033	○	

※：令和6年度の結果が未公表(令和8年2月時点)のため、令和5年度の調査結果を示します。

注) 環境基準達成状況 ○：環境基準達成 ×：環境基準非達成

出典：「大気汚染常時監視データ」(令和8年2月閲覧 国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ)

「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果(令和2年~令和6年度)」

(令和8年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

「港区の環境リサイクル令和7年度(2025年度)版 事業概要」(令和8年2月閲覧 港区ホームページ)

「大気環境 新宿区内の大気汚染常時測定結果(令和2年~令和6年度)」

(令和8年2月閲覧 新宿区ホームページ)

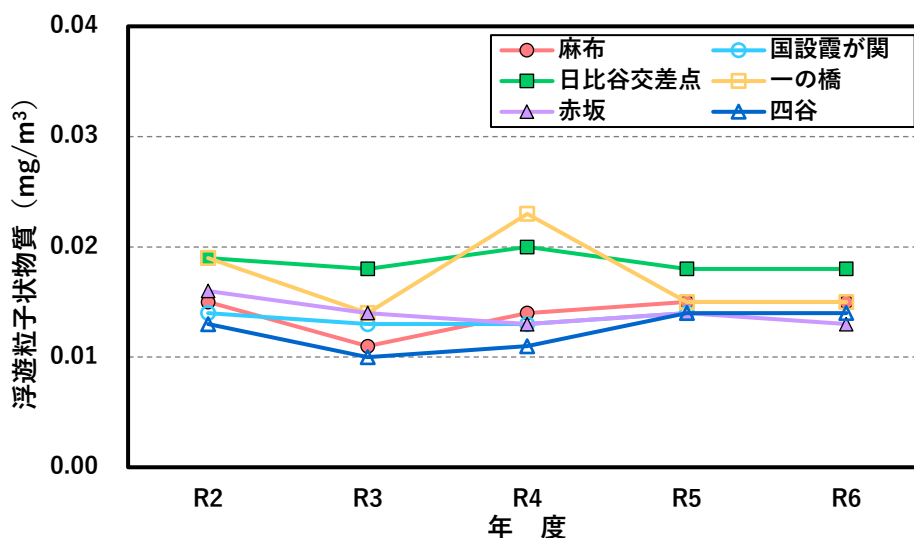


図3.2.1-3 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

注) 一の橋測定局は、令和4年度の有効測定日が4日のため参考値です。

### (3) 大気汚染に係る公害苦情の状況

令和6年度における港区内の大気汚染に係る公害苦情受付件数は、表3.2.1-4に示すとおり、5件あり、現象別(大気汚染・悪臭・騒音・振動・その他)総件数の1.7%を占めています。

表3.2.1-4 大気汚染に係る公害苦情件数(令和6年度)

総件数	うち大気汚染に係る公害苦情受付件数	割合
294件	5件	1.7%

出典:「港区行政資料集 令和7年度(2025年度)版」(港区)

### 3.2.2 臭気

工事中の各種建設作業や廃棄物処理に伴う臭気の発生、供用後の汚水や廃棄物処理に伴う臭気の発生に関しては、著しい悪臭による影響を及ぼすことはないと考えますが、環境調査項目「大気(臭気)」の選定の基礎資料として、悪臭について整理しました。

令和6年度における港区内の悪臭に係る公害苦情受付件数は、表3.2.2-1に示すとおり、36件あり、現象別(大気汚染・悪臭・騒音・振動・その他)総件数の12.2%を占めています。

表3.2.2-1 悪臭に係る公害苦情件数(令和6年度)

総件数	うち悪臭に係る公害苦情受付件数	割合
294件	36件	12.2%

出典:「港区行政資料集 令和7年度(2025年度)版」(港区)

### 3.2.3 静 穩

工事中には建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後には関係車両の走行があり、建設機械の稼働、工事用車両の走行及び関係車両の走行に伴う騒音・振動(静穩)への影響が考えられるため、計画地周辺の騒音・振動の状況を整理しました。

#### (1) 騒 音

##### A. 道路交通騒音の状況

計画地周辺の主要道路における道路交通騒音の調査結果は表3.2.3-1に、調査地点は図3.2.3-1に示すとおりです。

地点1(区道220号)、地点2(国道20号)及び地点9(首都高速4号新宿線)では、夜間に環境基準値を上回っており、また、地点7(都道412号霞ヶ関渋谷線)では、昼間・夜間ともに環境基準を上回っていましたが、その他の地点では環境基準値をすべて下回っていました。

表3.2.3-1 道路交通騒音調査結果(令和5年度)

単位：dB

地点	調査地点の住所	道路名	車線数	等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )		環境基準		調査年度
				昼間	夜間	昼間	夜間	
1	千代田区平河町二丁目5-1	区道220号	2	65 [○]	58 [×]	65	60	R5
2	千代田区霞が関二丁目1	国道20号	8	70 [○]	67 [×]	70	65	R4
3	港区西新橋一丁目10	外濠環状線	6	68 [○]	65 [○]	70	65	R4
4	港区赤坂二丁目5	外濠環状線	6	66 [○]	61 [○]	70	65	R4
5	港区西新橋二丁目38	外濠環状線	3	62 [○]	56 [○]	70	65	R4
6	港区虎ノ門二丁目4	外濠環状線	6	67 [○]	63 [○]	70	65	R4
7	港区赤坂一丁目12	都道412号霞ヶ関渋谷線	6	74 [×]	72 [×]	70	65	R2
8	千代田区日比谷公園1-5	都道301号白山祝田町線	8	63 [○]	60 [○]	70	65	R1
9	千代田区平河町二丁目6	首都高速4号新宿線	4	70 [○]	67 [×]	70	65	R5
10	港区西新橋三丁目16	白山祝田町線	4	64 [○]	63 [○]	70	65	R5

注1)時間の区分：[昼間]6～22時、[夜間]22～翌6時

注2)[ ]内は、環境基準との比較です。○：環境基準値を下回る、×：環境基準値を上回る

出典：「令和元年度～令和5年度 自動車交通騒音・振動調査結果」

(令和8年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

##### B. 騒音に係る公害苦情の状況

令和6年度における港区内の騒音に係る公害苦情受付件数は、表3.2.3-2に示すとおり、197件あり、現象別(大気汚染・悪臭・騒音・振動・その他)総件数の67.0%を占めています。

表3.2.3-2 騒音に係る公害苦情件数(令和6年度)

総件数	うち騒音に係る公害苦情受付件数	割合
294件	197件	67.0%

出典：「港区行政資料集 令和7年度(2025年度)版」(港区)

## (2) 振 動

### A. 道路交通振動の状況

計画地周辺の主要道路における道路交通振動の調査結果は表3.2.3-3に、調査地点は図3.2.3-1に示すとおりです。

すべての測定地点において、昼間・夜間ともに要請限度を下回っていました。

表3.2.3-3 道路交通振動調査結果(令和5年度)

単位：dB

地点	調査地点の住所	道路名	車線数	振動レベル(L <sub>10</sub> )		要請限度		区域	調査年度
				昼間	夜間	昼間	夜間		
1	千代田区平河町二丁目5-1	区道220号	2	47 [○]	41 [○]	65	60	第1種	R5
2	千代田区霞が関二丁目1	国道20号	8	45 [○]	42 [○]	70	65	第2種	R4

注1)時間の区分：

【第1種区域】[昼間]8～19時、[夜間]19～翌8時

【第2種区域】[昼間]8～20時、[夜間]20～翌8時

注2)[ ]内は、要請限度との比較です。○：要請限度を下回る、×：要請限度を上回る

出典：「令和元年度～令和5年度 自動車交通騒音・振動調査結果」

(令和8年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

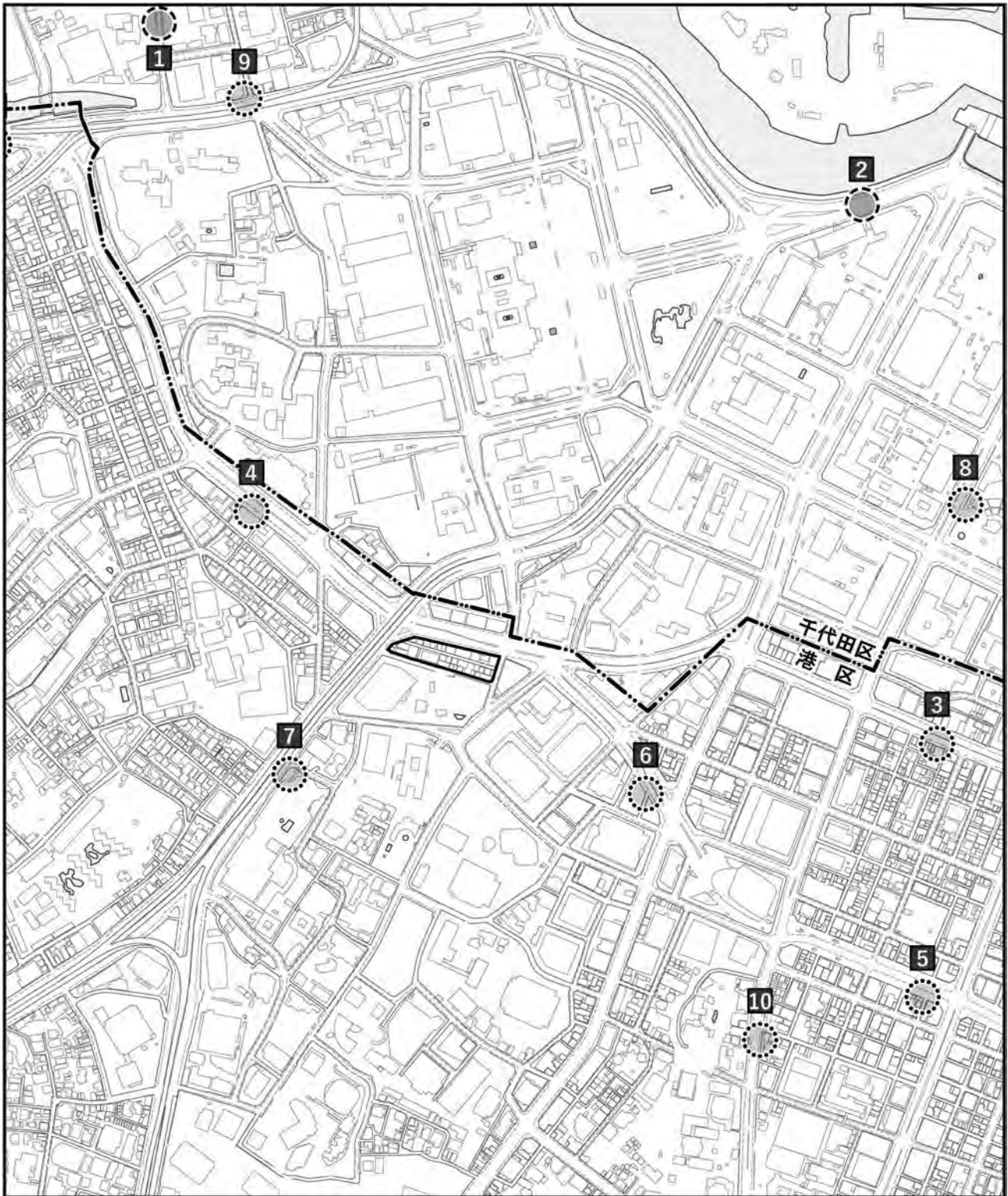
### B. 振動に係る公害苦情の状況

令和6年度における港区内の振動に係る公害苦情受付件数は、表3.2.3-4に示すとおり、32件あり、現象別(大気汚染・悪臭・騒音・振動・その他)総件数の10.9%を占めています。

表3.2.3-4 振動に係る公害苦情件数(令和6年度)

総件数	うち振動に係る公害苦情受付件数	割合
294件	32件	10.9%

出典：「港区行政資料集 令和7年度(2025年度)版」(港区)



凡例

- : 計画地
- : 騒音・振動既存調査地点 (地点1～2)
- : 騒音既存調査地点 (地点3～10)



出典: 「令和元年度～令和5年度  
自動車交通騒音・振動調査結果」  
(東京都環境局)

図3.2.3-1 道路交通騒音及び振動既存調査地点位置図

### 3.2.4 土壌汚染

工事の実施に際しては、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、調査・届出を行います。その結果、土壌汚染が確認された場合には、上記法令に基づき適正に対策を講じます。

### 3.2.5 地形・地質

工事中における掘削及び地下構造物の設置に伴い、地形の変化、地盤の変形、地下水への影響が考えられるため、これらの検討の基礎資料として、計画地周辺の地形・地質の状況を整理しました。

#### (1) 地 形

港区の地形は、大きくは東側の低地と西側の台地に分けられ、標高は起伏に富んでいます。

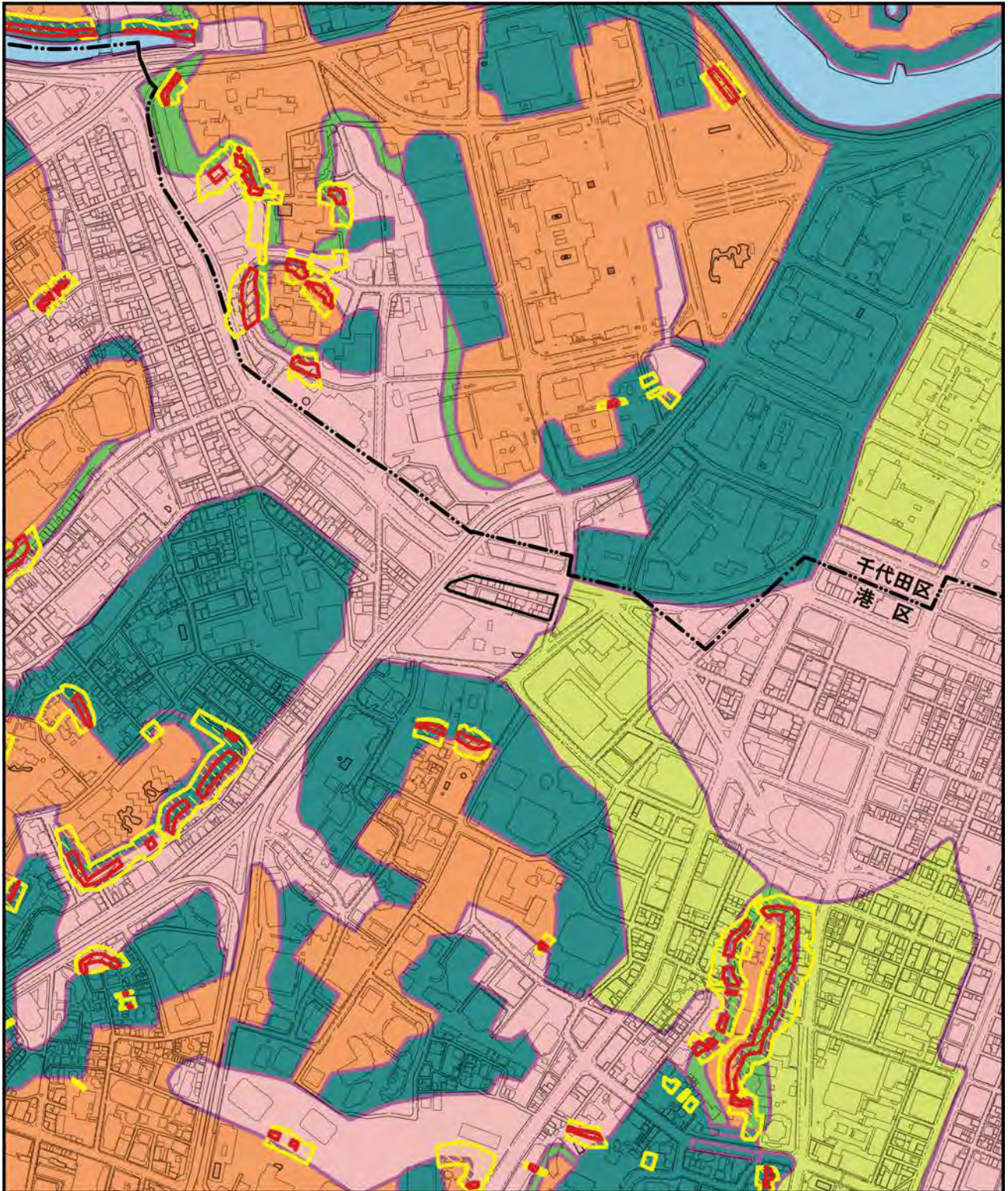
計画地及びその周辺の地形は図3.2.5-1に、地盤高は図3.2.5-2に示すとおりです。

計画地の地形は、「人工地形(盛土地・埋立地)」に分類されます。

周辺部の地形は、主に「人工地形(盛土地・埋立地)」、「人工地形(切土地)」及び「台地・段丘(更新世段丘)」が広がっており、計画地の東側から南東側にかけては「砂州・砂堆・砂丘」に分類されています。

計画地内には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域はありませんが、周辺の「台地・段丘(更新世段丘)」、「人工地形(切土地)」及び「山地斜面等」の境界付近において土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域があります。

また、計画地の標高は、概ねT.P.+9 m程度です。周辺部の標高は、都道405号線(外堀通り)に沿ってT.P.約+6～9 m程度の低地が広がっていますが、都道405号線の南側及び北側はT.P.+30m程度の台地になっています。



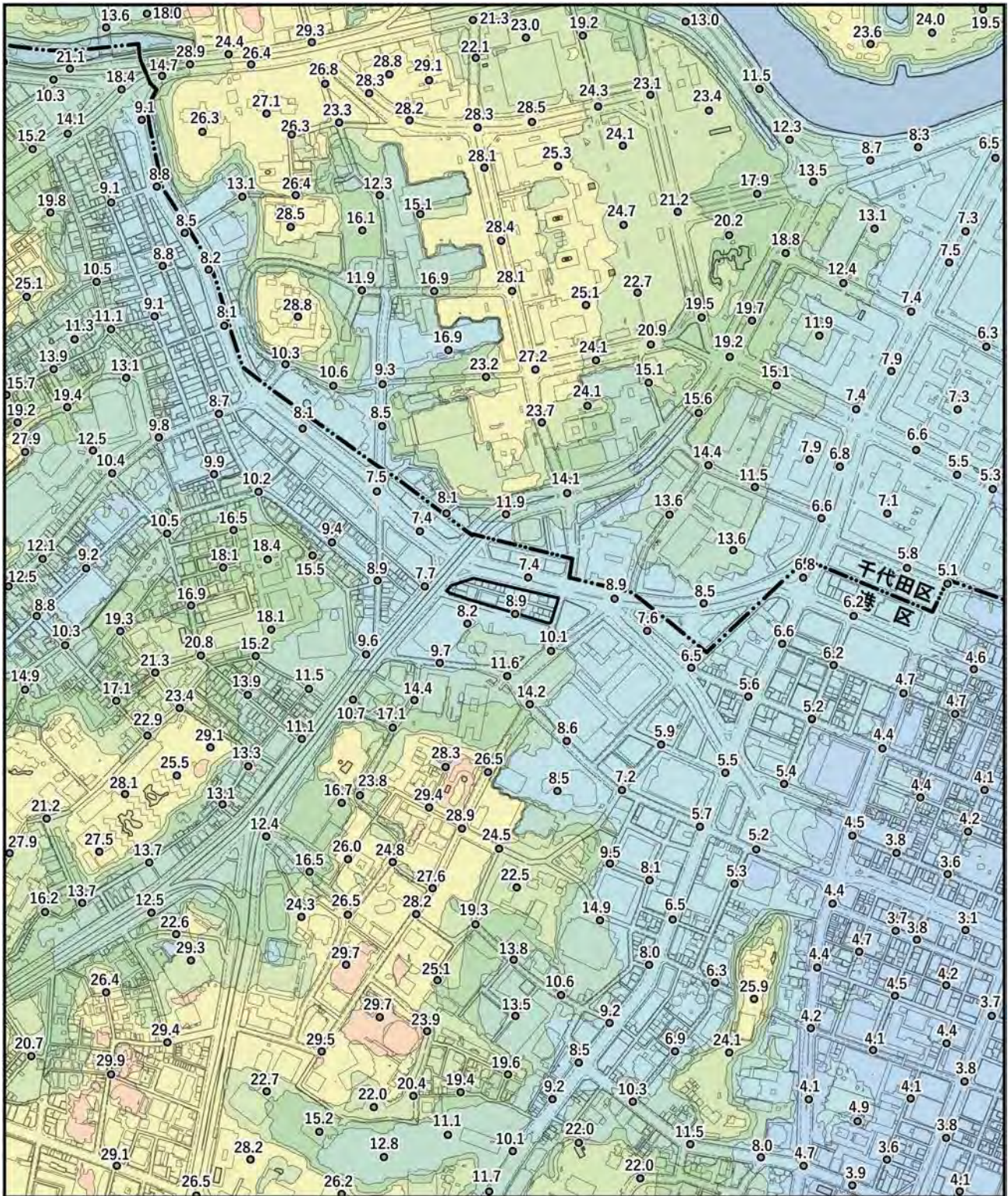
凡例

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| : 計画地                  | : 人工地形(切土地)     |
| : 山地斜面等                | : 人工地形(盛土地・埋土地) |
| : 台地・段丘(更新世段丘)         | : 土砂災害警戒区域      |
| : 低地の微高地<br>(砂州・砂堆・砂丘) | : 土砂災害特別警戒区域    |
| : 水部(河川・水涯線及び水面)       |                 |



注) 下記出典資料を基に加工して作成  
 出典: 「数値地図25000(土地条件)」(国土地理院)  
 「国土数値情報(土砂災害警戒区域データ)」  
 (国土交通省)  
[https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A33-v2\\_0.html](https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A33-v2_0.html)  
 「土砂災害警戒区域等マップ」(東京都建設局)

図3.2.5-1 計画地周辺の地形状況



凡例

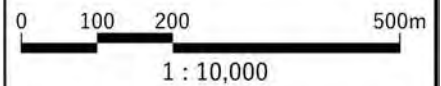
□ : 計画地

● : 地盤高(T.P.+m)

【色別標高(T.P.+m)】



----- : 区界



注) 下記出典資料を基に加工して作成  
 出典: 「基盤地図情報 数値標高モデル」  
 (国土地理院)他  
<https://fgd.gsi.go.jp/download/map/Gis.php?tab=dem>

図3.2.5-2 計画地周辺の地盤高

## (2) 地 質

港区の地質は、下位より上総層群、東京礫層及び東京層により構成されており、台地部ではその上位に火山灰層であるローム質粘土層及び関東ローム層が、低地部では沖積層である有楽町層が覆っています。

計画地及びその周辺の地盤種別及び地質断面図は、表3.2.5-1及び図3.2.5-3に示すとおりです。

計画地は、地盤種別Cに位置しています。

表3.2.5-1 計画地及びその周辺の地盤種別

地盤種別	地層・層序	軟弱土層厚	備 考
A-1	有楽町層上部(Yu)+東京層(To)または、有楽町層上部(Yu)+有楽町層下部(Yl)+東京層(To)	軟弱土層が分布していないか、分布していても10m以下	軟弱土層の判断基準については粘性土はN値5以下、砂質土はN値10以下としています。
A-2	有楽町層上部(Yu)+有楽町層下部(Yl)+七号地層(Na)	軟弱土層が10~30mの層厚で分布しています。	
B-1	関東ローム層(TMI)、ローム質粘土層(lc)+東京層(To)	—	—
B-2	関東ローム層(TMI)、ローム質粘土層(lc)+武蔵野層(Mg)、立川礫層(Tag)、本郷層(Ho)のいずれかの地層	—	—
C	洪積台地を刻む谷部の地形で腐植土、腐植質粘土が分布しています。	—	—

注)   : 計画地が該当する地盤種別等です。

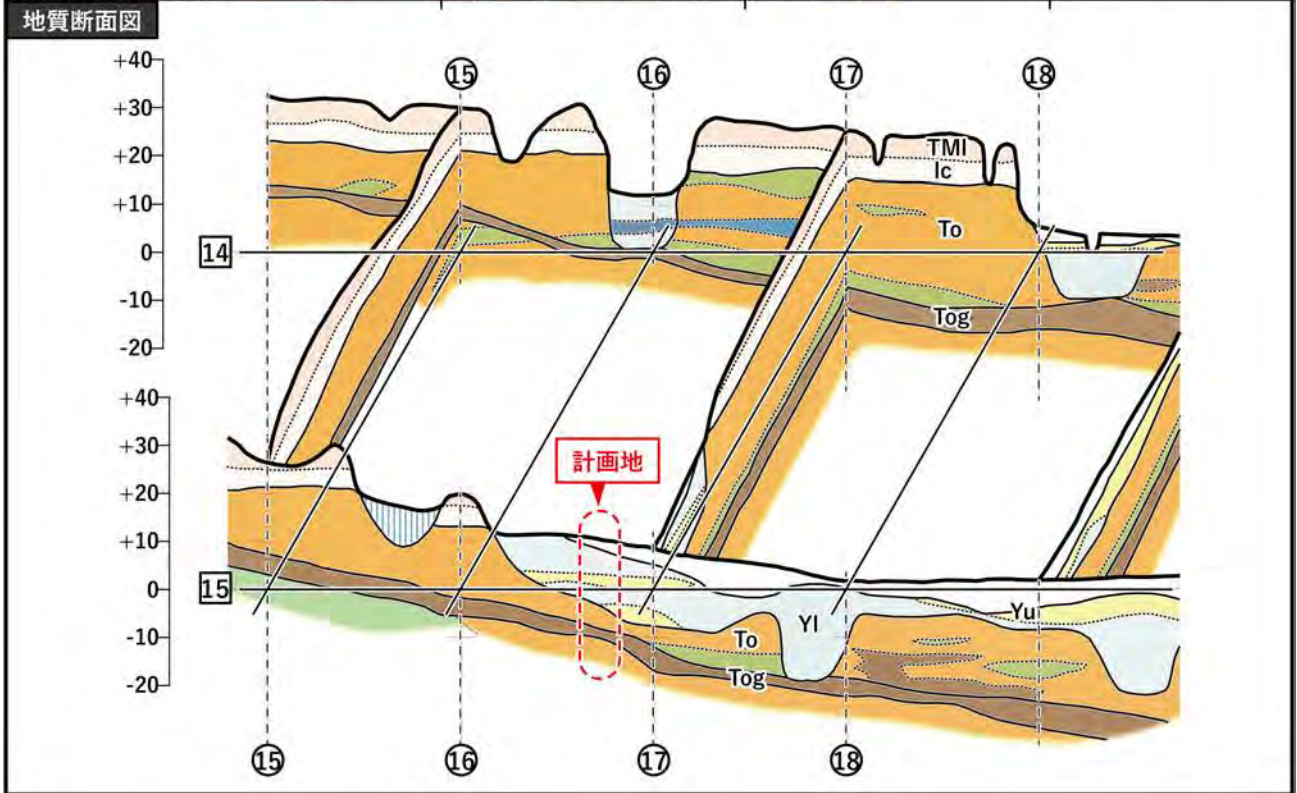
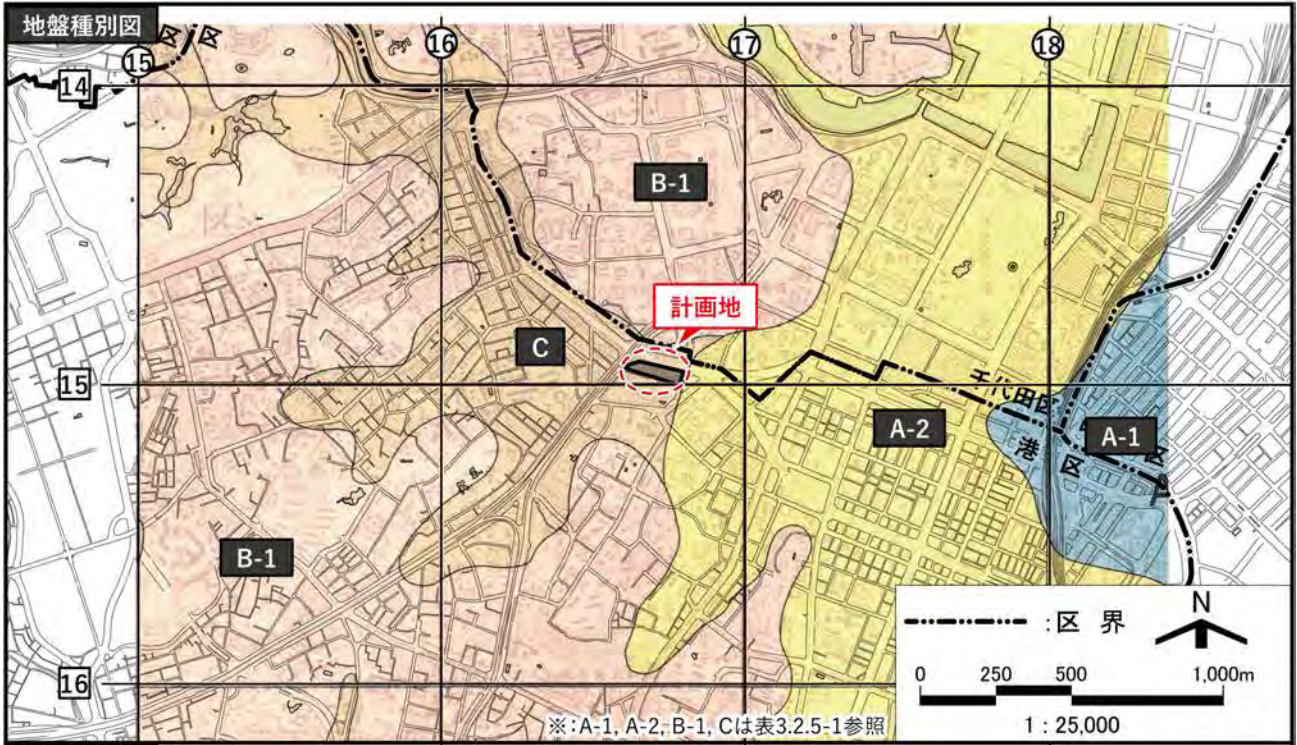
出典:「東京都総合地盤図1」(昭和52年 東京都土木研究所編)

## (3) 雨 水

計画地及びその周辺の浸水ハザードマップは、図3.2.5-4に示すとおりです。

想定し得る最大規模の降雨(総雨量690mm、時間最大雨量153mm)が降った場合に、計画地北側の都道405号線沿い及び計画地西側の都道412号線沿いを中心に、0.1~2.0m未満の浸水想定(内水氾濫※)となっています。

※: 内水氾濫とは、局地的な大雨が降ることで下水道や排水路が水をさばききれなくなり、そこからあふれ出した雨水によってまちが浸水する現象です。



**凡例**

- : 計画地
- 地層 Yu : 有楽町層上部    TMI : 関東ローム層    To : 東京層
- Yi : 有楽町層下部    Ic : ローム質粘土層    Tog: 東京礫層
- |                      |                            |                |
|----------------------|----------------------------|----------------|
| ■ : 砂礫               | ■ : 粘土, シルト, 粘性土 (N値5以下)   | ■ : 表土, 盛土, 埋土 |
| ■ : 砂, 砂質土 (N値10以下)  | ■ : 粘土, シルト, 粘性土 (N値5~10)  | ■ : 関東ローム      |
| ■ : 砂, 砂質土 (N値10~30) | ■ : 粘土, シルト, 粘性土 (N値10~30) | ■ : ローム質粘土     |
| ■ : 砂, 砂質土 (N値30以上)  | ■ : 粘土, シルト, 粘性土 (N値30以上)  | ■ : 腐植土        |

出典: 「東京都総合地盤図1」  
(東京都土木研究所編)

図3.2.5-3 計画地周辺の地質断面図



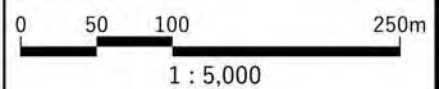
凡例

□ : 計画地

【水の深さ】

- : 5.0m以上
  - : 3.0m~5.0m未満
  - : 2.0m~3.0m未満
- : 1.0m~2.0m未満
  - : 0.5m~1.0m未満
  - : 0.1m~0.5m未満

----- : 区界 N



注)このマップにおける浸水想定は、想定し得る最大規模の降雨(総雨量690mm、時間最大雨量153mm)が各流域に降った場合、どのくらいの範囲にどのくらいの深さの浸水が想定されるかを示したものです。

出典:「浸水リスク検索サービス」  
(東京都建設局)

図3.2.5-4 浸水ハザードマップ

### 3.2.6 水循環

工事中の掘削及び地下構造物の設置に伴い、地下水位への影響が考えられるため、これらの検討の基礎資料として、計画地周辺の水循環の状況を整理しました。

港区の配水系統(上水)は、金町・三郷・朝霞・三園・東村山系、金町・三郷・朝霞・三園・東村山・境系、金町・三郷・三園・境系、金町・三郷・朝霞・三園・砧・長沢系及び金町・三郷系であり、計画地及びその周辺は金町・三郷・朝霞・三園・東村山系より給水を受けている地域です(「事業概要 令和7年版」(東京都水道局))。

計画地及びその周辺の排水(雨水及び汚水)は、芝浦水再生センターにおいて処理され、東京湾へ放流されています(「東京都下水道局事業概要 令和7年版」(東京都下水道局))。

計画地及びその周辺における地下水位の状況は、図3.2.6-1に示すとおり標高約10m以下であり、概ね南西側から北東側へ向かって流動していると推測されます。

なお、計画地周辺に湧水は確認されていません(「港区みどりの実態調査(第10次)報告書」(港区))。

### 3.2.7 緑

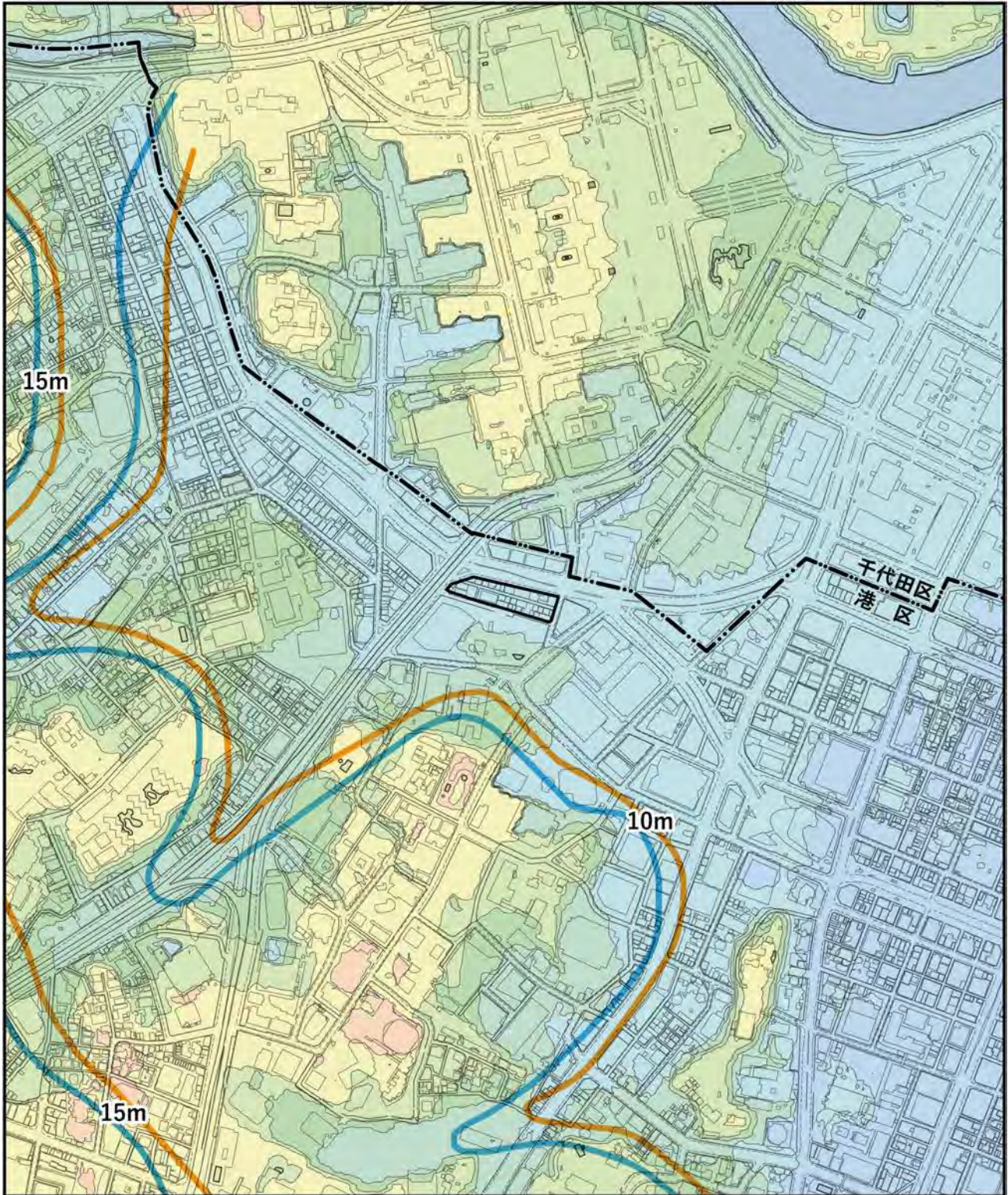
環境調査項目「植物・動物」の選定の基礎資料として、緑の分布状況について整理しました。

計画地及びその周辺における現存植生図は、図3.2.7-1に示すとおりです。

「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」(環境省自然環境局 生物多様性センター)によれば、計画地は「市街地」とされています。計画地周辺では、北側の内閣総理大臣公邸等が「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」に、南側の一部の地域が「緑の多い住宅地」とされています。これら以外の地域は、概ね「市街地」とされています。

計画地及びその周辺における緑被地の状況は、図3.2.7-2に示すとおりです。

「港区みどりの実態調査(第10次)報告書」(港区)及び「千代田区緑の実態調査及び熱分布調査報告書」(千代田区)によれば、主に、計画地南側に隣接する赤坂インターシティAIRをはじめとし、まとまりのある緑地が分布しています。



凡例

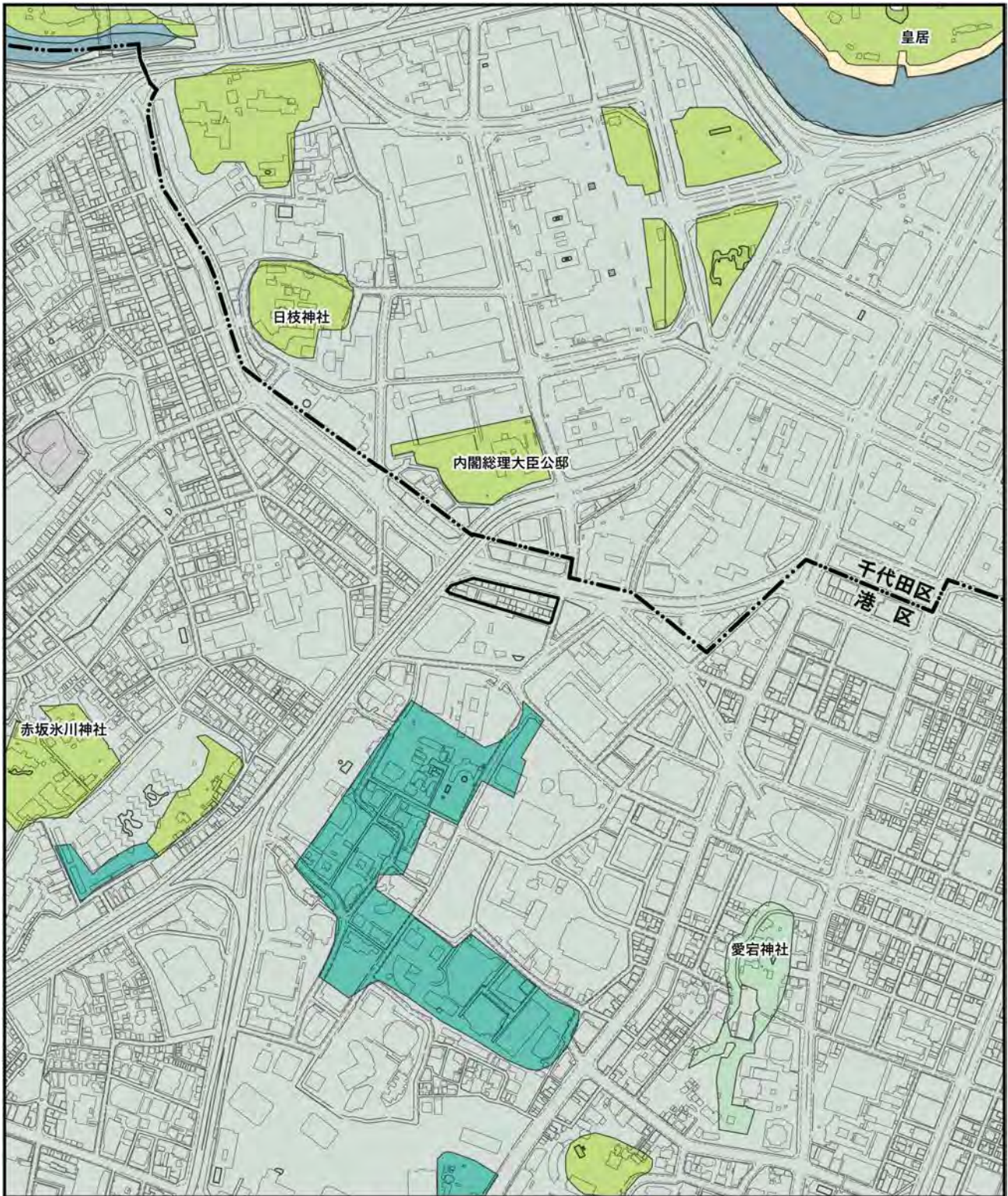
- : 計画地
- : 夏季地下水位等値線 (標高m)
- : 冬季地下水位等値線 (標高m)

【色別標高(T.P.+m)】




注) 下記出典資料を基に加工して作成  
 出典: 「基盤地図情報 数値標高モデル」 (国土地理院)  
<https://fgd.gsi.go.jp/download/mapGis.php?tab=dem>  
 「港区みどりの実態調査(第10次) 報告書」(港区)

図3.2.6-1 計画地周辺の地下水位図



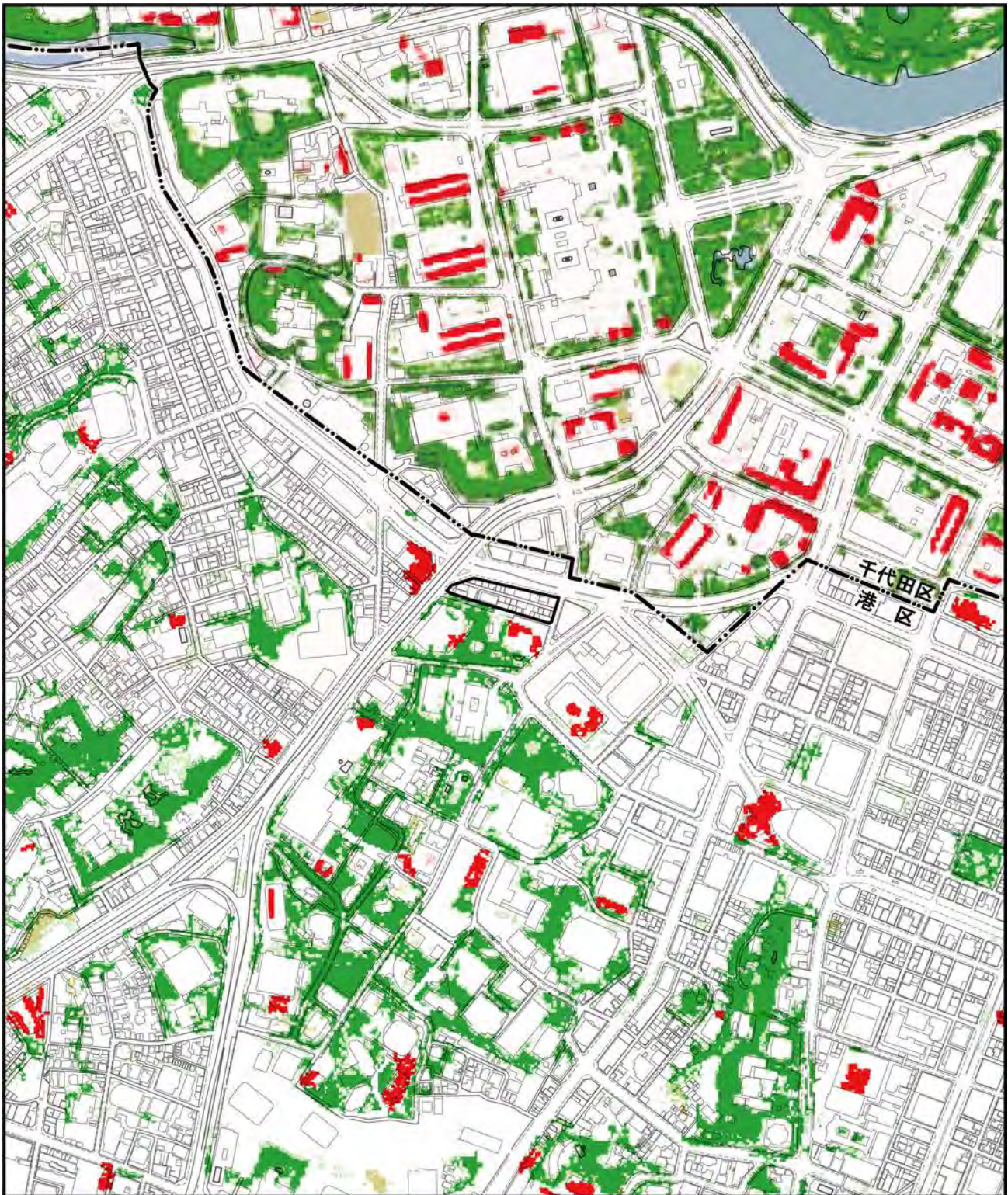
凡例

- |   |  |
|---|--|
|  : 計画地               |  : 路傍・空地雑草群落    |
|  : 緑の多い住宅地           |  : ヤブコウジ・スダジイ群集 |
|  : 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |  : 造成地          |
|  : 市街地               |  : 開放水域         |



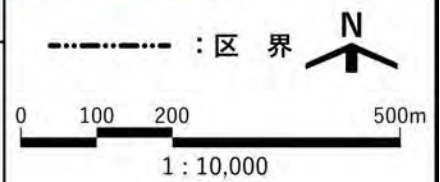
注) 下記出典資料を基に加工して作成  
 出典:  
 「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査植生調査(1/2.5万)現存植生図」  
 (環境省生物多様性センター)  
 (<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vg67>)

図3.2.7-1 計画地周辺の現存植生図



凡例

- |   |  |
|---|--|
|  : 計画地   |  : 裸地 |
|  : 樹木被覆地 |  : 水面 |
|  : 草地    |  |
|  : 屋上緑化  |  |



出典: 「港区みどりの実態調査(第10次) 報告書」(港区)  
「千代田区緑の実態調査及び熱分布 調査報告書」(千代田区)

図3.2.7-2 計画地周辺の緑被地の状況

### 3.2.8 日影

環境調査項目「建造物影響(日照)」の選定の基礎資料として、日影に影響を及ぼす地形・地物の状況、日影規制の状況について整理しました。

計画地及びその周辺の地形は、盛土地・埋立地、砂州・砂堆・砂丘、切土地等に分類されています(図3.2.5-1(p.56)参照)。

計画地は盛土地・埋立地であり、標高は概ねT.P.+9m程度です(図3.2.5-2(p.57)参照)。

計画地周辺には、国会議事堂や各府省庁等の官公庁施設が多く集積しており、官公庁施設や事務所建築物の立地割合が高い地域です。都道412号線西側は、住宅用途(住商併用建築物、集合住宅等)が混在する地域となっています。

また、教育文化施設として、計画地北西側に「日枝神社」等の土地利用がみられます。

計画地及びその周辺の日影規制の指定状況は図3.2.8-1に示すとおりです。計画地は商業地域に指定されており、日影規制の対象区域外です。計画地周辺では、北西側約750mの第二種住居地域、北東側約900mの第一種住居地域に日影規制の対象区域があります。

### 3.2.9 電波障害

環境調査項目「建造物影響(電波受信状態)」の選定の基礎資料として、テレビ電波に影響を及ぼす電波の送信状況について整理しました。

現在、計画地及びその周辺では、東京スカイツリーから送信されているテレビ電波(デジタル放送)を受信しています。

### 3.2.10 風環境

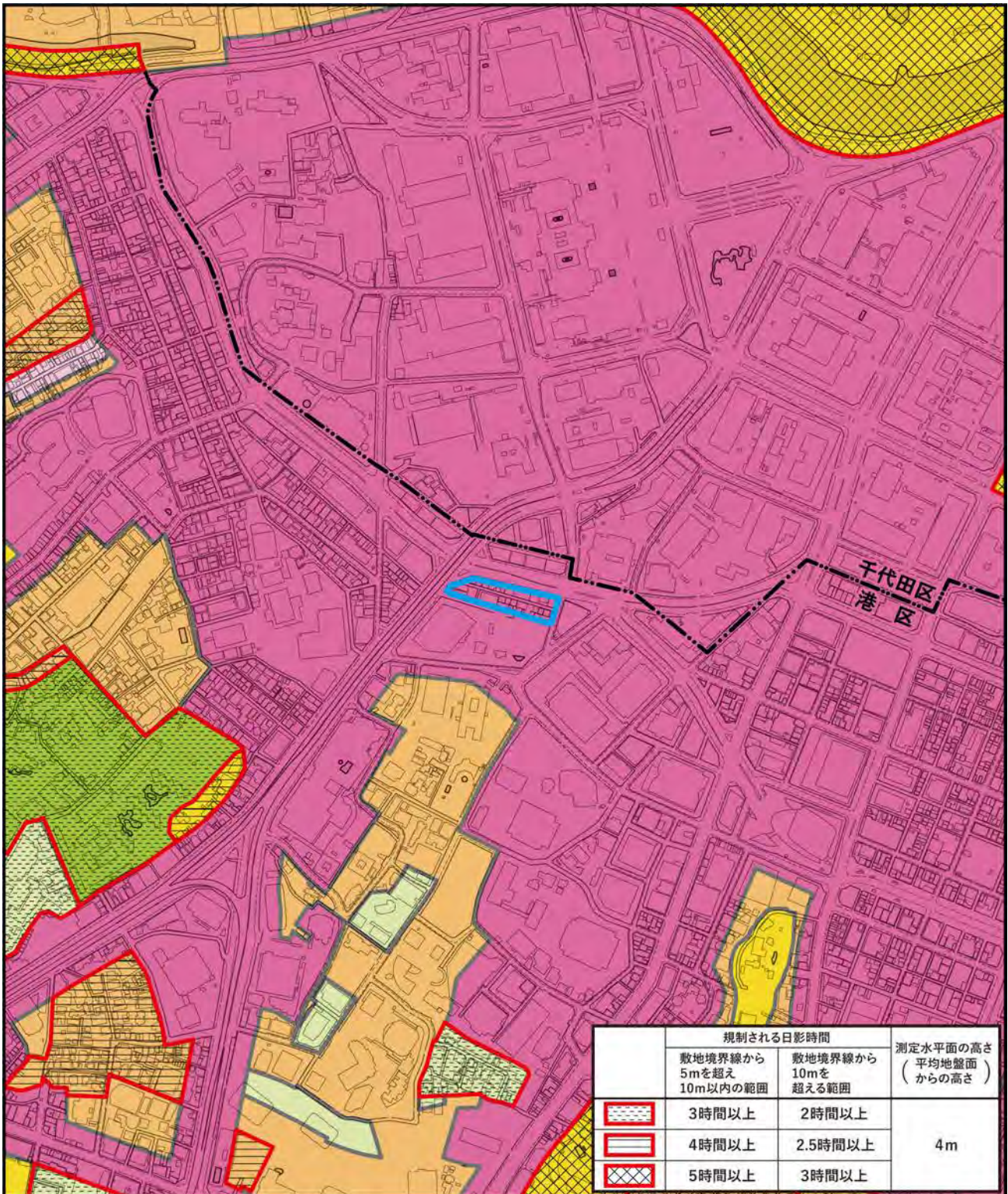
環境調査項目「建造物影響(風)」の選定の基礎資料として、風環境に影響を及ぼす地形・地物の状況、風環境の変化により影響を受ける施設等(人の利用が多い施設等)の状況(公共施設・バス停・歩道・横断歩道)について整理しました。

地形・地物の状況は、上記の「3.2.8 日影」に示したとおりです。

公共施設の状況は、「3.1.3 土地利用 (3)公共施設等の状況」に示したとおりです。

風環境の変化により影響を受ける施設等(バス停・歩道・横断歩道)の状況は、図3.2.10-1に示すとおりです。

計画地西側の都道412号線(六本木通り)沿いにはバス停があり、主要な歩道の多くはマウントアップ等が設置されています。また、計画地の北西側及び北東側に隣接して、横断歩道が設置されています。



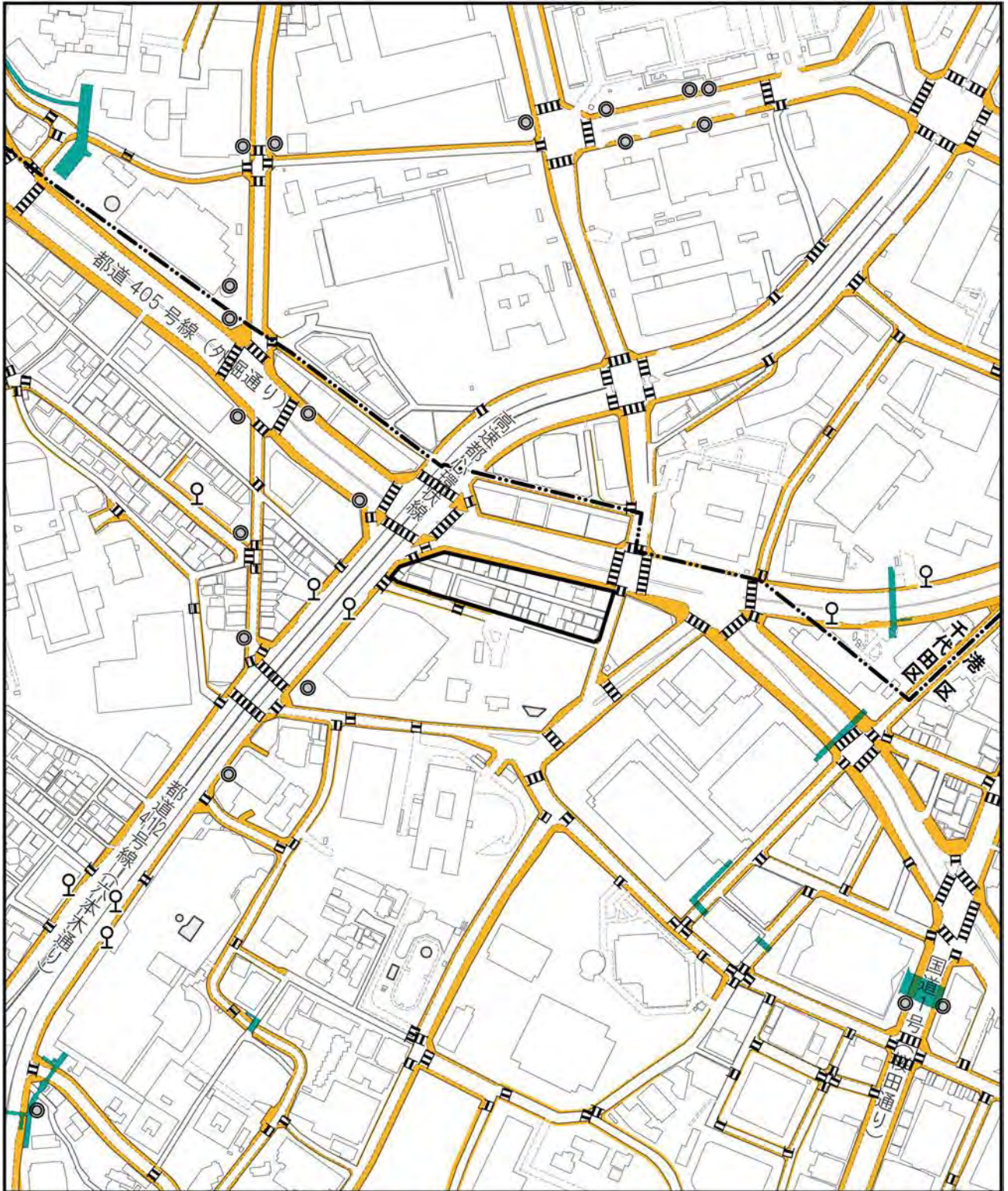
凡例

- : 計画地
- : 第一種中高層住居専用地域
- : 第二種中高層住居専用地域
- : 第一種住居地域
- : 第二種住居地域
- : 近隣商業地域
- : 商業地域



注) 下記出典資料を基に加工して作成  
 出典: 「港区都市計画情報サービス」(港区)  
 「千代田区都市計画情報提供ポータル」  
 (千代田区)

図3.2.8-1 日影規制の指定状況



凡例

- : 計画地
- : バス停留所
- : マウントアップ歩道等
- : ペDESTリアンデッキ・歩道橋
- : 横断歩道
- : 地下鉄出入口



図3.2.10-1 風環境の変化により影響を受ける施設等(バス停・歩道・横断歩道)

### 3.2.11 景 観

環境調査項目「景観(都市景観)」の選定の基礎資料として、地域景観の特徴、景観計画の状況を整理しました。

計画地の位置する溜池山王駅周辺は、事務所建築物の立地割合が高い地域です。都道405号線北側は、事務所建築物のほか、官公庁施設が多く立地する地域となっています。

また、計画地南西側は、住宅用途(住商併用建築物、集合住宅等)が混在する地域となっています。

港区では「港区景観計画(平成27年度(2015年度)改定)」(港区)において、港区における景観形成の基本的な方針と具体的な施策について示しており、一般の景観形成基準(建築物の配置、高さ・規模、形態・意匠・色彩、公開空地・外構等、屋外広告物等、その他)、場所に応じた景観形成基準、及び景観形成特別地区等を設定しています。

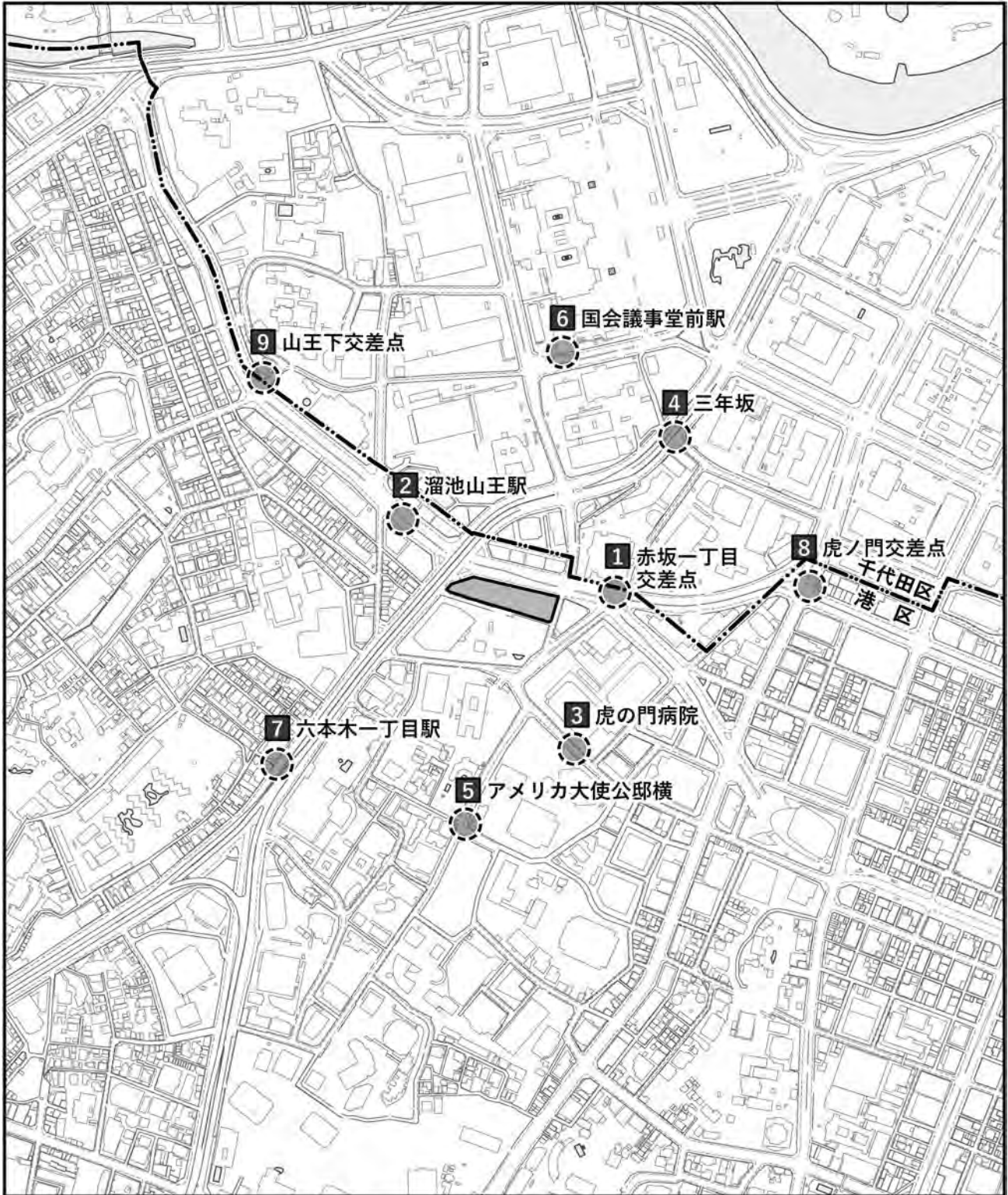
計画地及びその周辺における眺望地点及び日常的な視点場として、計画建築物が容易に見渡せると予想される地点、人々が集まりやすい大きな交差点、眺望がよい地点、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所等を考慮した眺望地点は、表3.2.11-1及び図3.2.11-1に示すとおりです。

計画建築物高さは約155m程度であり、計画地から約800m以遠においては計画建築物がほとんど視認できないと推測されます。



表3.2.11-1 計画地及びその周辺における眺望地点及び日常的な視点場(代表的な眺望地点)

地点	代表的な眺望地点	計画地からの方角・距離※
1	赤坂一丁目交差点	計画地 東 側・約100m
2	溜池山王駅	計画地 北 西 側・約150m
3	虎の門病院	計画地 南南東 側・約200m
4	三年坂	計画地 北 東 側・約350m
5	アメリカ大使公邸横	計画地 南 側・約350m
6	国会議事堂前駅	計画地 北北東 側・約400m
7	六本木一丁目駅	計画地 南 西 側・約400m
8	虎ノ門交差点	計画地 東 側・約450m
9	山王下交差点	計画地 北 西 側・約450m

※: 計画地中央付近からの方角・計画地敷地境界からの距離です。



凡例

-  : 計画地
-  : 眺望地点 (地点1～9)

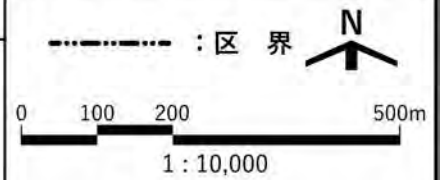


図3.2.11-1 眺望地点及び日常的な視点場位置図

### 3.2.12 史跡・文化財

環境調査項目「史跡・文化財」の選定の基礎資料として、史跡・文化財の状況について整理しました。

#### (1) 指定文化財等の状況

計画地及びその周辺に分布する国、都及び区の指定文化財等は、表3.2.12-1(1)～(2)及び図3.2.12-1に示すとおりです。

計画地に最も近い指定文化財等は、計画地南南西側約300m(計画地中央付近からの距離)に位置する「林鶴梁墓」(地点4)です。

表3.2.12-1(1) 計画地周辺の国、都及び区の指定文化財等

地点	文化財種別	名称	指定(登録) 年月日	所在地	指定 区分
1	登録有形文化財 (建造物)	旧文部省庁舎	H19.10.2	千代田区 霞が関 3-2-2	国指定
2	登録有形文化財 (建造物)	大倉集古館陳列館	H10.9.2	港区虎ノ門 2-10-3	国指定
		寿老図六角皿 〈尾形乾山作／尾形光琳画〉	S14.5.27		国指定
		長生殿蒔絵手篋	S8.1.23		国指定
		短刀 〈銘則重〉	S6.1.19		国指定
		徐公文集(宋刊本)	S24.2.18		国指定
		宋版大唐三蔵取経詩話(高山寺本)	S34.6.27		国指定
		宋版韓集拳正	S39.5.26		国指定
		東大寺文書 〈(二十四通)／六曲屏風〉	S35.6.9		国指定
		石造如来立像	S34.12.18		国指定
		紙本著色鶴飼図 〈狩野探幽筆／六曲屏風〉	S34.6.27		国指定
3	登録有形文化財 (建造物)	菊池寛実記念智美術館別館	H15.12.1	港区虎ノ門 4-1-35	国指定
4	旧跡	林鶴梁墓	S30.3.28	港区赤坂 1-11-3 澄泉寺墓地内	都指定
5	旧跡	大国隆正墓	S30.3.28	港区赤坂 1-11-9 陽泉寺内	都指定

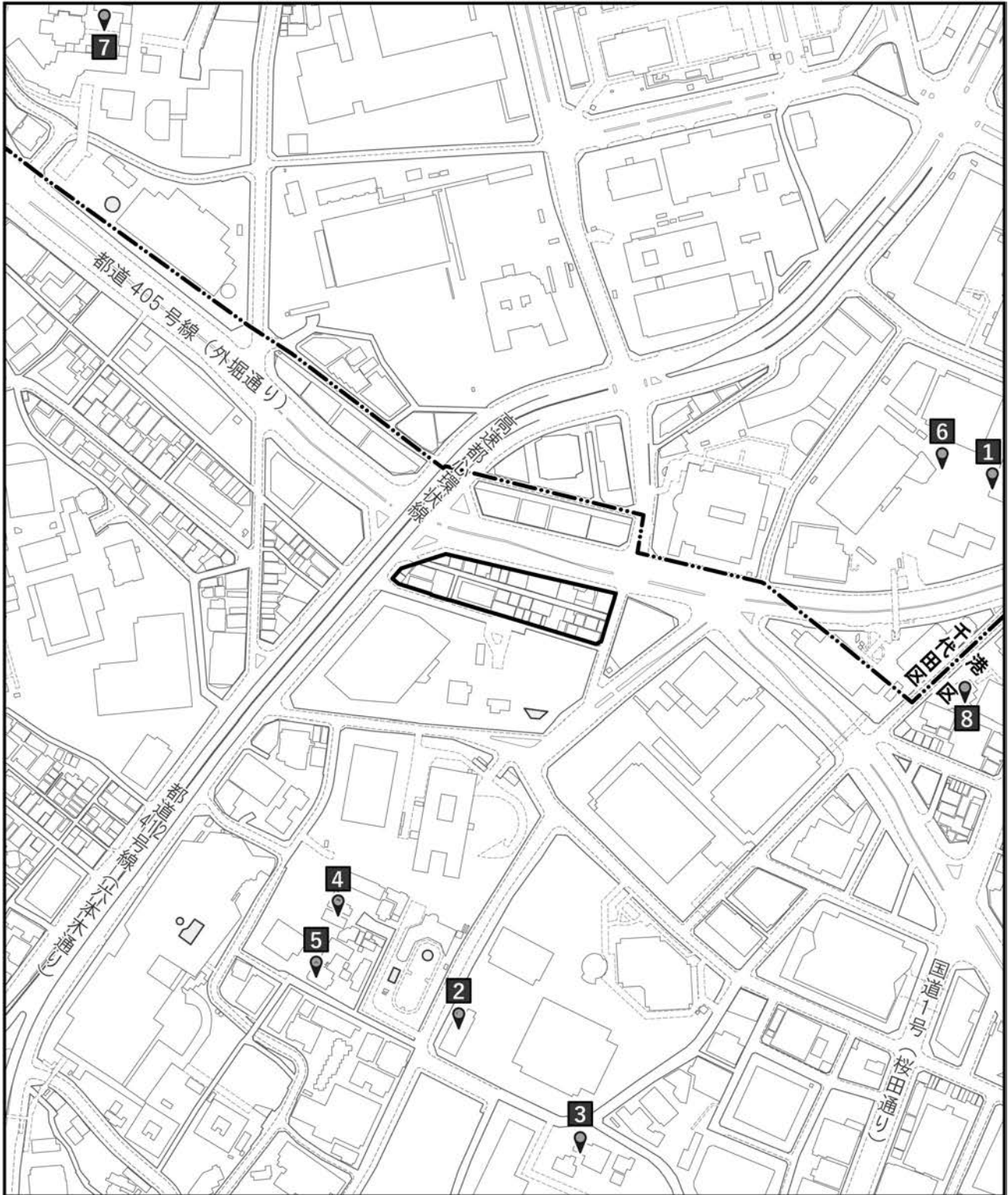
出典:「国指定文化財等データベース」(令和8年2月閲覧 文化庁ホームページ)

「東京都文化財情報データベース」(令和8年2月閲覧 東京都教育庁ホームページ)

表3.2.12-1(2) 計画地周辺の国、都及び区の指定文化財等

地点	文化財種別	名称	指定(登録) 年月日	所在地	指定 区分
6	有形文化財 (歴史資料)	工部大学校趾碑	H5.4.1	千代田区霞が関 3-2-1 文部科学省構内	区指定
7	有形民俗文化財	狛犬	H12.4.1	千代田区 永田町 2-10-5 日枝神社	区指定
	有形文化財 (絵画)	紙本着色源氏物語明石・濤標図	S61.7.1		区指定
		絹本着色紅梅図	H9.4.1		区指定
		絹本着色山王社頭之図	H16.4.1		区指定
		絹本墨画岩に鶴鴿図	H9.4.1		区指定
		紙本墨画淡彩枯野雉図 附拝領御筆之御絵添書	H10.4.1		区指定
	有形文化財 (建造物)	日枝神社境内末社山王稲荷神社本殿	S63.4.1		区指定
	有形文化財 (古文書)	日枝神社所蔵社務日誌	H3.4.1		区指定
		日枝神社所蔵朱印状 附収納箱	H3.4.1		区指定
	有形文化財 (工芸品)	銅製燈籠	H13.4.1		区指定
文化二年奉納山王大権現神号扁額		H15.4.1	区指定		
山王大権現神号額宝曆六年銘		H23.4.1	区指定		
8	指定有形文化財 (建造物)	銅鳥居	H13.10.23	港区虎ノ門 1-2-7	区指定
	登録有形 民俗文化財	百度石	H9.3.11		区指定

出典:「千代田区の指定文化財」(令和8年2月閲覧 千代田区文化財事務室ホームページ)  
「港区文化財総合目録」(令和8年2月閲覧 港区立郷土歴史館ホームページ)



凡例

: 計画地

: 指定文化財等 (地点 1~8)

----- : 区界

0 50 100 250m  
1 : 5,000

出典: 「国指定文化財等データベース」(文化庁)  
「東京都文化財情報データベース」(東京都教育庁)  
「千代田区の指定文化財」(千代田区文化財事務局)  
「港区文化財総合目録」(港区立郷土歴史館)

図3.2.12-1 計画地周辺の指定文化財等位置図

## (2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

計画地及びその周辺に分布する埋蔵文化財包蔵地は、表3.2.12-2及び図3.2.12-2に示すとおりです。

計画地に最も近い埋蔵文化財包蔵地は、計画地南側に隣接する「港区No.10遺跡(地点8)」及び「港区No.11遺跡(地点9)」です。

表3.2.12-2 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

地点番号※	遺跡名	時代	種別	所在地
1 [10]	永田町二丁目遺跡	縄文時代(後期)、弥生時代(中期)、近世	包蔵地・集落・貝塚・屋敷	千代田区永田町二丁目
2 [11]	千代田区No.11遺跡	縄文時代(中期)	包蔵地	千代田区永田町二丁目
3 [21]	外務省構内遺跡	縄文時代、近世	大名屋敷	千代田区霞が関二丁目
4 [37]	永田町一丁目遺跡	近世	屋跡	千代田区永田町一丁目
5 [39]	千代田区No.39遺跡	近世	上水道	千代田区霞が関三丁目
6 [58]	溜池遺跡	縄文時代(中期・後期)、近世	包蔵地・社寺・屋敷	千代田区永田町二丁目
7 [75]	文部科学省構内遺跡	平安時代、近世	包蔵地・城館・屋敷	千代田区霞が関三丁目
8 [10]	港区No.10遺跡	近世	その他(幕府御用地)	港区赤坂一丁目
9 [11]	港区No.11遺跡	近世	大名用地	港区赤坂一丁目
10[11-2]	港区No.11-2遺跡	近世	屋敷	港区赤坂一丁目
11[12]	越後糸魚川藩松平家屋敷跡遺跡	近世	大名屋敷	港区赤坂一丁目
12[14-2]	天徳寺寺域第2遺跡	近世	社寺	港区虎ノ門三丁目
13[15]	西久保城山遺跡	中世	城館	港区虎ノ門四丁目
14[95]	福岡藩黒田家屋敷跡遺跡	近世	大名屋敷跡	港区赤坂二丁目
15[95-2]	福岡藩黒田家屋敷跡第2遺跡	近世	屋敷	港区赤坂二丁目
16[107]	港区No.107遺跡	近世	屋敷(大名)	港区六本木一丁目
17[108-1]	溜池跡遺跡	近世	溜池等跡	港区赤坂二丁目
18[108-2]	溜池跡遺跡	近世	その他(下水跡)	港区赤坂二丁目
19[143]	上野沼田藩土岐家屋敷跡遺跡	近世	屋敷	港区虎ノ門四丁目
20[149-1]	愛宕下第1遺跡	縄文時代(中期～後期)、近世	包蔵地・屋敷	港区虎ノ門一丁目
21[178]	武蔵川越藩松平家屋敷跡遺跡	近世	屋敷	港区虎ノ門二丁目
22[180]	肥前佐賀藩鍋島家屋敷跡遺跡	近世	屋敷	港区虎ノ門二丁目
23[181-3]	愛宕下武家屋敷群-鎧小路南地区遺跡	近世	屋敷	港区愛宕一丁目
24[203]	西久保地区武家屋敷跡遺跡	近世	屋敷	港区虎ノ門一・二丁目
25[205]	旗本土方家屋敷跡	近世	屋敷	港区虎ノ門二丁目

※: [ ]内の数字は、下記出典資料内における遺跡番号をあらわします。

出典:「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(令和8年2月閲覧 東京都教育委員会ホームページ)



## 4. 環境調査項目の選定



## 4. 環境調査項目の選定

### 4.1 選定した項目

環境調査項目は、対象事業の内容から行為・要因を抽出し、さらに地域の環境特性等を考慮して選定しました。選定した項目は、表4.1-1に示すとおりです。

表4.1-1 行為・要因と環境調査項目との関連

環境要素	環境調査項目	主な調査事項	区分	供用後			工事中	
			行為・ 要因	建物の存在 ・ 供用	関係車両 の走行	駐車場	建設 工事	工事用車両 の走行
1. 交通	自動車交通量	自動車交通量	-	●	-	-	-	●
	歩行者通行量	歩行者交通量	●	-	-	-	-	-
	駐車場	駐車場設置台数	-	-	●	-	-	-
	自転車・自動二輪車 駐車場	駐車場(駐輪場)設置台数	-	-	●	-	-	-
	交通安全	交通安全に配慮した内容	-	●	-	-	-	●
2. 資源 ・エネルギー ・地球環境	リサイクル	廃棄物発生量、再利用量	●	-	-	●	-	-
	地球温暖化の防止 ・エネルギー利用	エネルギー使用量、 二酸化炭素排出量	●	-	-	-	-	-
	ヒートアイランド 現象の緩和	ヒートアイランド現象の 緩和への配慮事項	●	-	-	-	-	-
3. 大気	大気質	大気汚染物質の排出量	●	●	●	●	●	●
	臭気	臭気の発生状況	-	-	-	-	-	-
4. 水・土	水利用	水利用量	●	-	-	-	-	-
	排水	排水量	●	-	-	●	-	-
	雨水	雨水流出抑制量	●	-	-	-	-	-
	地形・地質	地形の変化、 地盤沈下発生の有無、雨水浸透量	●	-	-	●	-	-
	土壤汚染	汚染状況	※					
5. 静穏	音	関係車両交通騒音、建設作業騒音	-	●	-	●	●	●
	振動	関係車両交通振動、建設作業振動	-	●	-	●	●	●
	低周波音	被害の発生状況	-	-	-	-	-	-
6. 建造物影響	電波受信状態	テレビ電波受信障害の発生状況	●	-	-	-	-	-
	風	風況	●	-	-	-	-	-
	日照	日影の状況	●	-	-	-	-	-
	光	反射光、夜間光の状況	●	-	-	-	-	-
7. 植物・動物	緑	緑の量	●	-	-	-	-	-
	生物・生態系	生物の生息環境、生育状況	-	-	-	-	-	-
8. 景観	都市景観	眺望の変化	●	-	-	-	-	-
9. 史跡・文化財	史跡・文化財	分布、保存方法	-	-	-	-	-	-
10. 地域貢献等	地域活動・ コミュニティ	住民組織や商店街との関わり	-	-	-	-	-	-
	公開空地等	公開空地の設置状況	●	-	-	-	-	-
	防災・防犯	防災・防犯への配慮事項	●	-	-	-	-	-
	住民への説明	相談窓口の設置状況	-	-	-	-	-	-
	有害生物への対応	有害生物への対応	-	-	-	-	-	-
	その他	放置自転車等への配慮事項	-	-	-	-	-	-

注1) ●印:選定した環境調査項目

注2) ※印:土壤汚染については、土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づき調査・届出を行い、その結果、汚染が確認された場合には土壤汚染対策を実施します。法令に基づく調査・届出の状況については、事後調査報告書にて報告します。

## 4.2 選定しなかった項目及びその理由

環境調査項目として選定しなかった項目は、臭気、低周波音、生物・生態系、史跡・文化財、地域活動・コミュニティ、住民への説明、有害生物への対応、その他であり、選定しなかった理由は表4.2-1に示すとおりです。

表4.2-1 選定しなかった環境調査項目及びその理由

環境要素	環境調査項目	選定しなかった理由
3. 大気	臭気	工事中には、周辺に影響を及ぼすほどの悪臭を発生させる設備、工種はないと考えます。供用後には、本施設は著しい悪臭を発生させるような行為及び要因のない用途であるため、悪臭の発生はほとんどないと考えることから、環境調査項目として選定していません。
5. 静穏	低周波音	工事中の建設機械により発生する低周波音については、使用する建設機械が市街地の建設工事で通常使用されるものであることから、低周波音による影響はほとんどないと考えます。供用後には、低周波音を発生し、周辺へ影響を及ぼすような機器の設置はないことから、環境調査項目として選定していません。
7. 植物・動物	生物・生態系	計画地は現在建物が立地しているか駐車場等となっていることから、総じて人工的な環境であり、生物の生息・生育環境への影響は少ないと考えられ、環境調査項目として選定していません。
9. 史跡・文化財	史跡・文化財	計画地内には周知の史跡・文化財及び埋蔵文化財包蔵地はないため、環境調査項目として選定していません。 なお、事業の進捗に応じて「港区埋蔵文化財取扱要綱」に基づき教育委員会の指導を受け、周知されていない埋蔵文化財が確認された場合には、十分な協議を行い、適切に対応します。
10. 地域貢献等	地域活動・コミュニティ	計画地は赤坂溜池町会に属していますが、本事業実施後も町会活動は継続され、本事業により住民組織や商店街の関わりに影響するものではないため、環境調査項目として選定していません。
	住民への説明	「港区環境影響調査実施要綱」や「港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」等に基づく住民説明会を実施するとともに、住民からの問い合わせ等は、工事中は施工者、供用後は事業者等が主体となって対応することから、環境調査項目として選定していません。
	有害生物への対応	計画地は現在建物が立地しているか駐車場等となっていることから、総じて人工的な環境であること、計画建物の供用後は適切な管理に努めることから、有害生物(鼠、害虫等)の影響はないと考えられ、環境調査項目として選定していません。
	その他	本事業の自転車等駐車場(駐輪場)では、「港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」に基づく設置義務台数を確保することに加え、シェアサイクルポートの整備を計画していること、また溜池山王駅周辺の違法駐輪対策として民設民営自転車駐車場を整備する予定であることから、環境調査項目として選定していません。

## 5. 調査・予測方法等



## 5. 調査・予測方法等

本事業に係る調査・予測方法等は、表5.1-1～表5.9-1に示すとおりです。

表5.1-1(1) 調査・予測方法等(自動車交通量)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
1 交通	自動車交通量	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には本事業の関係車両の走行、工事中には工事用車両の走行により、計画地周辺における自動車交通へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地周辺における道路及び交通の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 計画地周辺の道路状況            ・ 主要地点の通過交通量(幹線道路主要地点の自動車交通量)            ・ 公共交通の状況(バス)</p> <p>(2) 現地調査            ・ 自動車交通の状況(周辺道路の自動車交通量)</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査            ① 調査範囲等            本事業の実施が自動車交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <p>② 使用する主な資料            ・ 「住宅地図」            ・ 「令和3年度全国道路・街路情勢調査一般交通量調査結果」(東京都建設局)            ・ 「港区公共施設案内図 ぐるっとみなど」(令和7年2月 港区)            ・ 「千代田区施設案内図 2025」(令和7年11月 千代田区)</p> <p>(2) 現地調査            ① 調査範囲・地点            本事業の実施が自動車交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺の信号交差点(3地点)とします。</p> <p>② 調査時期・期間等            平日1日(12時間)の調査とします。</p> <p>③ 調査(測定)方法            通過する車両の台数を方向別、時間帯別及び車種別にハンドカウンターを用いて記録します。</p>	<p>新たに発生する自動車交通により、計画地周辺の自動車の流動に著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>(交通の処理が可能とされる交差点需要率0.9以下を目安とします。)</p>

表5.1-1(2) 調査・予測方法等(自動車交通量)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には本事業の関係車両の走行、工事中には工事用車両の走行により、計画地周辺における自動車交通へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の発生集中交通量</li> <li>・交差点需要率</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の発生集中交通量(工事用車両台数)</li> <li>・交差点需要率</li> </ul> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b></p> <p><b>供用後</b></p> <p><u>自動車の発生集中交通量</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係車両の走行が想定される調査地点(周辺道路)とします。</li> </ul> <p><u>交差点需要率</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信号が設置されている関係車両の走行が想定される調査地点のうち、影響が大きい地点とします。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <p><u>自動車の発生集中交通量(工事用車両台数)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の走行が想定される調査地点(周辺道路)とします。</li> </ul> <p><u>交差点需要率</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信号が設置されている工事用車両の走行が想定される調査地点のうち、影響が大きい地点とします。</li> </ul> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b></p> <p>(1) 予測手法</p> <p><b>供用後</b></p> <p><u>自動車の発生集中交通量</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画等から発生集中交通量を整理し、そのルート配分を行います。</li> </ul> <p><u>交差点需要率</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平面交差の計画と設計 基礎編」(平成30年11月 交通工学研究会)に基づき予測します。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <p><u>自動車の発生集中交通量(工事用車両台数)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画等から工事用車両台数を整理し、そのルート配分を行います。</li> </ul> <p><u>交差点需要率</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平面交差の計画と設計 基礎編」(平成30年11月 交通工学研究会)に基づき予測します。</li> </ul> <p>(2) 予測時点</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の走行台数が最大となる時点とします。</li> </ul> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	<p>調査地点位置図は、図5.1-1 (p.122、地点A～C) 参照</p>

表5.1-2(1) 調査・予測方法等(歩行者通行量)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
1 交通	歩行者通行量	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、計画地周辺における歩行者交通へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地周辺における公共交通及び歩行者交通の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・公共交通の状況(バス、鉄道)</p> <p>(2) 現地調査            ・歩行者交通の状況(周辺道路の歩行者通行量)</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            本事業の実施が歩行者交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <p>② 使用する主な資料            ・「都バス路線案内『みんくるガイド』(2025年4月版)」            (令和7年4月 東京都交通局)            ・「港区公共施設案内図 ぐるっとみなど」            (令和7年2月 港区)            ・「千代田区施設案内図 2025」(令和7年11月 千代田区)            ・「東京都統計年鑑 令和5年版」(東京都総務局)</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>① 調査範囲・地点            本事業の実施が歩行者交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺(5地点)とします。</p> <p>② 調査時期・期間等            平日1日(12時間)の調査とします。</p> <p>③ 調査(測定)方法            通過する歩行者等を方向別及び時間帯別にハンドカウンターを用いて記録します。</p>	<p>新たな建物利用者及び従来の周辺住民等が計画地周辺を快適で安全に歩行できる空間を確保すること</p> <p>(「大規模開発地区関連交通計画マニュアル 改訂版」の基準)</p>

表5.1-2(2) 調査・予測方法等(歩行者通行量)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、計画地周辺における歩行者交通へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。  <u>供用後</u>            ・歩行者の発生集中交通量            ・歩行者サービス水準</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>  <u>供用後</u>  <u>歩行者の発生集中交通量</u>            ・歩道等の歩行者の調査地点(周辺歩道)とします。  <u>歩行者サービス水準</u>            ・歩道等の調査地点(周辺歩道)から選定します。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>            (1) 予測手法  <u>供用後</u>  <u>歩行者の発生集中交通量</u>            ・事業計画等から歩行者発生集中交通量を整理し、そのルート配分を行います。  <u>歩行者サービス水準</u>            ・「大規模開発地区関連交通計画マニュアル 改訂版」(平成26年6月 国土交通省都市局都市計画課)に基づき予測します。</p> <p>(2) 予測時点  <u>供用後</u>            ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	調査地点位置図は、図5.1-2 (p.123、断面ア～オ) 参照

表5.1-3(1) 調査・予測方法等(駐車場)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
1 交通	駐車場	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、計画地周辺における駐車場利用及び道路交通へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地周辺における駐車場及び路上駐車の状態を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 周辺の駐車場の状況            ・ 路上駐車の状態</p> <p>(2) 現地調査            ・ 路上駐車の状態</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            本事業の実施が駐車場利用及び道路交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <p>② 使用する主な資料            ・ 「住宅地図」</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>① 調査範囲・地点            本事業の実施が駐車場利用及び道路交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <p>② 調査時期・期間等            平日の1日(12時間)の調査とします。</p> <p>③ 調査(測定)方法            調査範囲内の道路に調査区間を設定して、各道路調査区間における路上駐車台数を時間帯別及び車種別にハンドカウンターを用いて記録します。</p>	<p>計画建築物に入出庫する自動車のための十分な駐車場を確保していること</p>

表5.1-3(2) 調査・予測方法等(駐車場)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、計画地周辺における駐車場利用及び道路交通へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。  <b>供用後</b>            ・駐車場設置台数</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>  <b>供用後</b>            ・計画地内とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>            (1) 予測手法  <b>供用後</b>            ・事業計画に基づき、駐車場設置台数及び駐車場整備の考え方を整理します。</p> <p>(2) 予測時点  <b>供用後</b>            ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-

表5.1-4(1) 調査・予測方法等(自転車・自動二輪車駐車場)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
1 交通	自転車・自動二輪車駐車場	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、計画地周辺における駐車場(駐輪場)利用及び道路交通へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地周辺における駐車場及び路上駐車の状態を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 周辺の駐車場の状況            ・ 路上駐車の状態</p> <p>(2) 現地調査            ・ 路上駐車の状態</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            本事業の実施が駐車場(駐輪場)利用及び道路交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <p>② 使用する主な資料            ・ 「住宅地図」</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>① 調査範囲・地点            本事業の実施が駐車場(駐輪場)利用及び道路交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <p>② 調査時期・期間等            平日の1日(12時間)の調査とします。</p> <p>③ 調査(測定)方法            調査範囲内の道路に調査区間を設定して、各道路調査区間における路上駐車台数を時間帯別及び自転車・自動二輪車別にハンドカウンターを用いて記録します。</p>	<p>計画建築物に入出庫する自転車及び自動二輪車のための十分な駐車場を確保していること</p>

表5.1-4(2) 調査・予測方法等(自転車・自動二輪車駐車場)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、計画地周辺における駐車場(駐輪場)利用及び道路交通へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。  <b>供用後</b>            ・自転車・自動二輪車の駐車場設置台数</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>  <b>供用後</b>            ・計画地内とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>            (1) 予測手法  <b>供用後</b>            ・事業計画に基づき、自転車・自動二輪車の駐車場設置台数及び駐車場整備の考え方を整理します。</p> <p>(2) 予測時点  <b>供用後</b>            ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-

表5.1-5(1) 調査・予測方法等(交通安全)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
1 交通	交通安全	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には本事業の関係車両の走行、工事中には工事用車両の走行により計画地周辺における交通安全に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、通学路の状況、歩行者・自動車動線の状況や交通安全施設の設置状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 通学路の状況            ・ 歩行者・自動車動線の状況            ・ 交通安全施設の設置状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b>            (1) 既存資料調査            ① 調査範囲等            本事業の実施が交通安全に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに関係車両及び工事用車両の主な走行ルートとします。</p> <p>② 使用する主な資料            ・ 通学路に係る資料            ・ 事業計画</p>	<p>駐車場出入口・工事用車両出入口の位置等が歩行者の安全に適切に配慮していること及び交通安全に配慮した関係車両・工事用車両の運行経路・運行計画となっていること</p>

表5.1-5(2) 調査・予測方法等(交通安全)

予 測	予測結果に 基づく対策	環境改善策	備 考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には本事業の関係車両の走行、工事中には工事用車両の走行により計画地周辺における交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係車両の走行による交通安全への影響</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の走行による交通安全への影響</li> </ul> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b></p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施が交通安全に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに関係車両の主な走行ルートとします。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施が交通安全に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに工事用車両の主な走行ルートとします。</li> </ul> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b></p> <p>(1) 予測手法</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査結果を基に、通学路の状況、交通安全施設の設置状況を把握し、事業計画の内容を整理することで行います。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査結果を基に、通学路の状況、交通安全施設の設置状況を把握し、工事計画の内容を整理することで行います。</li> </ul> <p>(2) 予測時点</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中とします。</li> </ul> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-

表5.2-1(1) 調査・予測方法等(リサイクル)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
2 資源・エネルギー・地球環境	リサイクル	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後及び工事中には本事業の実施に伴い、港区におけるリサイクル・廃棄物処理へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、港区におけるリサイクル・廃棄物処理の状況等を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港区における一般廃棄物の収集、処理量</li> <li>・ 港区におけるリサイクルの状況(資源回収量・再利用量)</li> <li>・ 港区におけるリサイクル・廃棄物処理の行政目標・施策等</li> </ul> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等</p> <p>本事業の実施がリサイクル・廃棄物処理に影響を及ぼすと予想される港区とします。</p> <p>② 使用する主な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)【令和3(2021)年度～令和14(2032)年度】」(令和3年2月 港区)</li> </ul>	<p>廃棄物の収集処理が円滑に実施され、かつリサイクルのための措置を適切に講じていること及び工事中の廃棄物が法令に基づき適正に処分され、かつ資源保護への適切な措置を実施していること</p>

表5.2-1(2) 調査・予測方法等(リサイクル)

予 測	予測結果に 基づく対策	環境改善策	備 考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後及び工事中には本事業の実施に伴い、港区におけるリサイクル・廃棄物処理へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生量</li> <li>・再利用量</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設廃棄物の種類及び発生量</li> <li>・再利用量</li> <li>・建設廃棄物の収集・処理方法</li> </ul> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b></p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内とします。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内とします。</li> </ul> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b></p> <p>(1) 予測手法</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画(廃棄物処理計画)等から、「港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱」(平成12年3月 港環清第329号)に基づき廃棄物の種類毎の発生量を算出します。</li> <li>・廃棄物の種類毎の発生量に廃棄物の種類毎の再利用率を乗じ再利用率を算出します。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画に基づき、建設廃棄物(廃材及び建設発生土)の発生量、再利用率、建設廃棄物の収集・処理方法を整理します。</li> </ul> <p>(2) 予測時点</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中とします。</li> </ul> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-

表5.2-2(1) 調査・予測方法等(地球温暖化の防止・エネルギー利用)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
2 資源・エネルギー・地球環境	地球温暖化の防止・エネルギー利用	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施に伴い、地球温暖化・エネルギー利用に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、地球温暖化の防止に係る施策等の状況を整理し、地球温暖化の防止に役立つ情報の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・地球温暖化の防止に係る施策等の状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            本事業の実施が地球温暖化の防止に係る施策等に影響を及ぼすと予想される港区及び東京都等とします。</p> <p>② 使用する主な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策の推進に関する法律」</li> <li>・「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」</li> <li>・「都市の低炭素化の促進に関する法律」</li> <li>・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」</li> <li>・「港区環境基本条例」</li> <li>・「港区環境基本計画 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度 令和5(2023)年度改定版」(令和6年2月 港区)</li> <li>・「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」 (東京都環境局)</li> <li>・「東京都建築物環境配慮指針」(令和6年4月改正 東京都)</li> <li>・「港区建築物低炭素化促進制度」(令和3年4月 港区)</li> <li>・「港区低炭素まちづくり計画」(令和3年6月 港区)</li> </ul>	地球温暖化の防止のための対策を図っていること

表5.2-2(2) 調査・予測方法等(地球温暖化の防止・エネルギー利用)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>                      供用後には本事業の実施に伴い、地球温暖化・エネルギー利用に影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。                      供用後                      ・エネルギー利用量(エネルギー利用の合理化)、地球温暖化防止のための対策                      ・計画建築物の環境性能(PAL*低減率*1・ERR*2)</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>                      供用後                      ・計画地内とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>                      (1) 予測手法                      供用後                      ・事業計画に基づき、エネルギー利用量(エネルギー利用の合理化)、地球温暖化防止のための対策、計画建築物の環境性能(PAL*低減率・ERR)を整理します。</p> <p>(2) 予測時点                      供用後                      ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>                      現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-
<p>※1:PAL*(Perimeter Annual Load：年間熱負荷係数)とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」別表第1において、定められている評価基準に比べ、当該建築物がどれだけ低減できているかを示す値で、次の式により算出します。                      建築物の熱負荷の低減率=100×{1-(PAL*の値÷PAL*の基準値)}                      PAL*が小さい (PAL*低減率が大きい) ほど、建物の断熱性が高いと評価できます。</p> <p>※2:ERR(Energy Reduction Rate：エネルギー低減率)とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による、一次エネルギー消費量を用いた効率指標です。数値が大きいほど省エネルギー性能が高いことを意味します。</p>			

表5.2-3(1) 調査・予測方法等(ヒートアイランド現象の緩和)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
2 資源・エネルギー・地球環境	ヒートアイランド現象の緩和	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施に伴い、ヒートアイランド現象に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、ヒートアイランド現象緩和に係る施策等の状況を整理し、ヒートアイランド現象の緩和に役立つ情報の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ヒートアイランド現象緩和に係る施策等の状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            本事業の実施がヒートアイランド現象緩和に係る施策等の状況に影響を及ぼすと予想される港区及び東京都等とします。</p> <p>② 使用する主な資料            ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」            ・「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」            ・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」            ・「港区環境基本条例」            ・「港区環境基本計画 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度 令和5(2023)年度改定版」(令和6年2月 港区)            ・「東京都建築物環境配慮指針」(令和6年4月改正 東京都)            ・「ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン」(平成16年7月 国土交通省)            ・「港区低炭素まちづくり計画」(令和3年6月 港区)</p>	ヒートアイランド現象の緩和のための配慮を図っていること

表5.2-3(2) 調査・予測方法等(ヒートアイランド現象の緩和)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施に伴い、ヒートアイランド現象に影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。  <b>供用後</b>            ・ヒートアイランド現象緩和への配慮事項</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>  <b>供用後</b>            ・計画地内とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>            (1) 予測手法  <b>供用後</b>            ・事業計画に基づき、ヒートアイランド現象緩和への配慮事項を整理します。</p> <p>(2) 予測時点  <b>供用後</b>            ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-

表5.3-1(1) 調査・予測方法等(大気質)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
3 大気	大気質	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には関係車両の走行及び駐車場の供用、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の走行により計画地周辺における大気質へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地及びその周辺における大気質、気象及び大気汚染物質排出源の状況を把握するとともに、本事業に係る法令による基準を整理し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・大気質の状況(二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM))            ・気象の状況(風向・風速)            ・大気汚染物質排出源の状況            ・自動車交通量の状況            ・法令による基準</p> <p>(2) 現地調査            ・自動車交通量の状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            本事業の実施が大気質に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに関係車両及び工事用車両の主な走行ルートとします。</p> <p>② 使用する主な資料  <u>大気質の状況</u>            ・「大気汚染常時測定局測定結果報告」(東京都環境局)            ・「局別測定内容」、「過去の測定データ」            (港区ホームページ)</p> <p><u>気象の状況</u>            ・「過去の気象データ・ダウンロード」            (気象庁ホームページ)</p> <p><u>大気汚染物質排出源の状況</u>            ・「東京都土地利用現況図〔建物用途別〕(区部)            (令和3年現在)」(令和5年3月 東京都都市整備局)</p> <p><u>法令による基準</u>            ・「環境基本法」</p> <p>(2) 現地調査  <u>自動車交通量の状況</u>            ・「表5.5-1(1)参照」</p>	<p>現況の大気質の状況を著しく悪化させないこと</p> <p>(「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める基準)</p> <p>(「大気の汚染に係る環境基準について」に定める基準)</p>

表5.3-1(2) 調査・予測方法等(大気質)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には関係車両の走行、駐車場の供用及び施設の稼働、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の走行により計画地周辺における大気質へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係車両の走行に伴う大気質(NO<sub>2</sub>・SPM)</li> <li>・駐車場の供用に伴う大気質(NO<sub>2</sub>・SPM)</li> <li>・施設の稼働に伴う大気質(NO<sub>2</sub>)</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働に伴う大気質(NO<sub>2</sub>・SPM)</li> <li>・工事用車両の走行に伴う大気質(NO<sub>2</sub>・SPM)</li> </ul> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b></p> <p><b>供用後</b>  <u>関係車両の走行に伴う大気質</u>            ・関係車両の主な走行ルートを対象とし、周辺の土地利用状況等を考慮し、計画地周辺の4地点(地点1～4)とします(図5.5-1に示す地点1～4と同様)。  <u>駐車場の供用に伴う大気質 / 施設の稼働に伴う大気質</u>            ・排出源高さを考慮して予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲とします。</p> <p><b>工事中</b>  <u>建設機械の稼働に伴う大気質</u>            ・予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲とします。  <u>工事用車両の走行に伴う大気質</u>            ・工事用車両の主な走行ルートを対象とし、周辺の土地利用状況等を考慮し、計画地周辺の4地点(地点1～4)とします(図5.5-1に示す地点1～4と同様)。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b></p> <p>(1) 予測手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気拡散式による長期(年間)平均濃度を算出します。              有風時：ブルームモデル              弱風時：パフモデル</li> </ul> <p>(2) 予測時点</p> <p><b>供用後</b>  <u>関係車両の走行に伴う大気質 / 駐車場の供用に伴う大気質 / 施設の稼働に伴う大気質</u>            ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p><b>工事中</b>  <u>建設機械の稼働に伴う大気質</u>            ・建設機械の稼働に伴う影響が最も大きくなると予想される時点とします。  <u>工事用車両の走行に伴う大気質</u>            ・工事用車両の走行台数が最大となる時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	予測地点位置図は、図5.5-1 (p.125、地点1～4) 参照

表5.4-1(1) 調査・予測方法等(水利用)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
4 水・土	水利用	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、計画地周辺における水利用へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、港区及び東京都における水利用状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・水利用状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            本事業の実施が水利用状況に影響を及ぼすと予想される港区及び東京都とします。</p> <p>② 使用する主な資料            ・「東京都統計年鑑 令和5年版」(東京都総務局)</p>	<p>水利用量の抑制を図っていること</p>

表5.4-1(2) 調査・予測方法等(水利用)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、計画地周辺における水利用へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。  <b>供用後</b>            ・水利用量(上水・雨水等)            ・節水設備の設置状況</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>  <b>供用後</b>            ・計画地内とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>            (1) 予測手法  <b>供用後</b>            ・事業計画(給水計画・施設計画)に基づき、水利用量、節水設備の設置状況を整理します。</p> <p>(2) 予測時点  <b>供用後</b>            ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-

表5.4-2(1) 調査・予測方法等(排水)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
4 水・土	排水	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後及び工事中には本事業の実施により、計画地周辺における汚水排水へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地及びその周辺における既設下水道管の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 既設下水道管の状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            本事業の実施が汚水排水状況に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <p>② 使用する主な資料            ・ 「東京都下水道台帳」(東京都)</p>	<p>既設下水道管の排水能力との整合性を確認し、既設下水道管に著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>排水槽等における有害生物の発生防止のための適切な措置を講じていること</p> <p>工事中の排水が放流先の公共下水道へ著しい影響を及ぼさないこと</p>

表5.4-2(2) 調査・予測方法等(排水)

予 測	予測結果に 基づく対策	環境改善策	備 考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後及び工事中には本事業の実施により、計画地周辺における汚水等排水へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水量</li> <li>・排水の処理状況(臭気対策・有害生物発生防止対策)</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水方法</li> <li>・排水の水質</li> </ul> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b></p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内とします。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内とします。</li> </ul> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b></p> <p>(1) 予測手法</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画(排水計画)に基づき、排水量及び排水の処理状況(臭気対策・有害生物発生防止対策)を整理します。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画に基づき、工事中の排水処理方法及び排水方法、排水中の浮遊物質量(SS)を整理します。</li> </ul> <p>(2) 予測時点</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中とします。</li> </ul> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-

表5.4-3(1) 調査・予測方法等(雨水)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
4 水・土	雨水	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、計画地周辺における雨水排水へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地周辺における地表被覆状況、周辺の雨水の排水・流出の状況、周辺の水害の発生状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 地表被覆状況            ・ 周辺の雨水の排水・流出の状況            ・ 周辺の水害の発生状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b>            (1) 既存資料調査            ① 調査範囲等  <u>地表被覆状況</u>            ・ 本事業の実施が雨水排水に影響を及ぼすと予想される計画地とします。  <u>周辺の雨水の排水・流出の状況</u>            ・ 本事業の実施が雨水の排水・流出に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。  <u>周辺の水害の発生状況</u>            ・ 本事業の実施が水害に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <p>② 使用する主な資料  <u>地表被覆状況</u>            ・ 「既存建築物の平面図」  <u>周辺の雨水の排水・流出の状況</u>            ・ 「東京都下水道台帳」(東京都)  <u>周辺の水害の発生状況</u>            ・ 「過去の水害記録」(東京都)</p>	<p>雨水の浸透及び流出抑制を図り、集中豪雨等非常時においても公共下水道へ著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>集中豪雨時に周辺建物への浸水等の影響が発生しないようにすること</p>

表5.4-3(2) 調査・予測方法等(雨水)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、計画地周辺における雨水排水へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。  <u>供用後</u>            ・雨水流出抑制量(雨水浸透量・雨水貯留量)</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>  <u>供用後</u>            ・計画地内とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>            (1) 予測手法  <u>供用後</u>  <u>雨水流出抑制量(雨水浸透量)</u>            ・事業計画(建築計画・施設配置計画)に基づき、地表被覆状況に対応した雨水の浸透能原単位に地表被覆状況の種類別面積を乗じ算定します。  <u>雨水流出抑制量(雨水貯留量)</u>            ・事業計画(排水計画)に基づき、雨水貯留量を整理するとともに、雨水浸透量と合わせ「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」(平成5年11月 港土計第333号)に適合する雨水流出抑制量を算定します。</p> <p>(2) 予測時点  <u>供用後</u>            ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-

表5.4-4(1) 調査・予測方法等(地形・地質)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
4 水・土	地形 ・地質	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後及び工事中には本事業の実施により、計画地周辺における地下水位や湧水への影響、地盤沈下や地盤の変形等の影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地周辺における地形、地質・地盤の状況、地下水の存在の状況、地下水の利用状況及び湧水、地盤沈下の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・地形、地質・地盤の状況            ・地下水の存在の状況            ・地下水の利用状況            ・湧水、地盤沈下の状況</p> <p>(2) 現地調査            ・地形、地質・地盤の状況            ・地下水の存在の状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            本事業の実施が地下水等に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに港区とします。</p> <p>② 使用する主な資料  <u>地形、地質・地盤の状況</u>            ・「東京都総合地盤図Ⅰ」(昭和52年 東京都土木技術研究所)            ・「数値地図25000(土地条件)」(国土地理院)  <u>地下水の存在の状況(不圧・被圧)</u>            ・「令和6年地盤沈下調査報告書」            (令和8年1月 東京都建設局(公財)東京都道路整備保全公社)  <u>地下水の利用状況</u>            ・「令和5年 都内の地下水揚水の実態            (地下水揚水量調査報告書)」(令和7年3月 東京都環境局)  <u>湧水、地盤沈下の状況</u>            ・「東京の名湧水57選」(平成15年 東京都環境局)            ・「港区みどりの実態調査(第10次)報告書」            (令和4年3月 港区)            ・「令和6年地盤沈下調査報告書」            (令和8年1月 東京都建設局(公財)東京都道路整備保全公社)</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>① 調査範囲・地点            計画地内とします。  <u>地形、地質・地盤の状況 / 地下水の存在の状況</u>            ・ボーリング：2地点</p> <p>② 調査時期・期間等  <u>地形、地質・地盤の状況 / 地下水の存在の状況</u>            ・地形、地質、土質の状況等を適切に把握できる時期とします。</p> <p>③ 調査(測定)手法  <u>地形、地質・地盤の状況 / 地下水の存在の状況</u>            ・ボーリング、標準貫入試験、室内土質試験等とします。</p>	<p>計画地及びその周辺に地盤沈下及び地盤の変形等の影響を及ぼさないこと</p> <p>雨水浸透による地下水涵養等に努めること</p> <p>地下水の流動を阻害しないこと</p>

表5.4-4(2) 調査・予測方法等(地形・地質)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後及び工事中には本事業の実施により、計画地周辺における地下水位や湧水への影響、地盤沈下や地盤の変形等の影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下の有無</li> <li>・雨水浸透量</li> <li>・地下水の流動阻害の有無</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下の有無</li> <li>・地盤の変形の状況</li> </ul> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b></p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施により地盤沈下、雨水浸透の変化、地下水の流動阻害による影響を及ぼすと予想される地域とします。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施により地盤沈下及び地盤の変形による影響を及ぼすと予想される地域とします。</li> </ul> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b></p> <p>(1) 予測手法</p> <p><b>供用後</b></p> <p>地盤沈下の有無 / 地下水の流動阻害の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に基づき、地盤沈下の発生の有無及び地下水流動阻害の有無を予測します。</li> </ul> <p>雨水浸透量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に基づき、地表被覆状況に対応した雨水の浸透能原単位に地表被覆状況の種類別面積を乗じ雨水浸透量を算定します。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画に基づき、地盤沈下の発生の有無及び地盤変形の状況を予測します。</li> </ul> <p>(2) 予測時点</p> <p><b>供用後</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</li> </ul> <p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の地下掘削工事実施時とします。</li> </ul> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	調査地点位置図は、図5.4-1 (p.124、地点1～2) 参照

表5.5-1(1) 調査・予測方法等(音)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
5 静穏	音	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には関係車両の走行、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の走行により計画地周辺における騒音へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地周辺道路沿道の騒音の状況、自動車交通量の状況を把握するとともに、本事業に係る法令による基準を整理し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 計画地周辺道路沿道の騒音の状況            ・ 自動車交通量の状況            ・ 法令による基準</p> <p>(2) 現地調査            ・ 計画地周辺道路沿道の騒音の状況            ・ 自動車交通量の状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            本事業の実施に伴う騒音が日常生活に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに関係車両及び工事用車両の主な走行ルートとします。</p> <p>② 使用する主な資料  <u>計画地周辺道路沿道の騒音の状況</u>            ・ 「令和5年度 自動車交通騒音・振動調査結果」            (東京都環境局)</p> <p><u>自動車交通量の状況</u>            ・ 「令和3年度全国道路・街路情勢調査一般交通量調査結果」(東京都建設局)</p> <p><u>法令による基準</u>            ・ 「環境基本法」            ・ 「騒音規制法」            ・ 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>① 調査範囲・地点            計画地周辺の関係車両及び工事用車両の主な走行ルートを対象とします。  <u>計画地周辺道路沿道の騒音の状況</u>            ・ 計画地周辺道路沿道4地点  <u>自動車交通量の状況</u>            ・ 上記、計画地周辺道路沿道の騒音の状況と同じ地点</p> <p>② 調査時期・期間等            計画地周辺道路沿道の騒音の状況を代表する期間とします。  <u>計画地周辺道路沿道の騒音の状況 / 自動車交通量の状況</u>            ・ 平日の1日24時間連続調査を実施します。</p> <p>③ 調査(測定)手法  <u>計画地周辺道路沿道の騒音の状況</u>            ・ 「騒音に係る環境基準について」(平成10年 環境庁告示第64号)及びJIS Z8731:1999「環境騒音の表示・測定方法」に定める測定方法とします。  <u>自動車交通量の状況</u>            ・ 通過する車両の台数を方向別、時間帯別及び車種別にハンドカウンターを用いて記録します。</p>	<p>事業の実施により発生する音により、計画地周辺あるいは計画地周辺道路沿道に著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>(「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」に定める基準)</p> <p>(「環境確保条例」に基づく「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準」に定める基準)</p>

表5.5-1(2) 調査・予測方法等(音)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には関係車両の走行、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の走行により計画地周辺における騒音へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p><b>供用後</b>            ・関係車両の走行に伴う道路交通騒音</p> <p><b>工事中</b>            ・建設機械の稼働に伴う建設作業騒音            ・工事用車両の走行に伴う道路交通騒音</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b></p> <p><b>供用後</b>  <u>関係車両の走行に伴う道路交通騒音</u>            ・関係車両の主な走行ルートを対象とし、周辺の土地利用状況等を考慮し、道路交通騒音・振動の現地調査地点と同様、計画地周辺の4地点(地点1～4)とします。</p> <p><b>工事中</b>  <u>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音</u>            ・計画地周辺とします。  <u>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音</u>            ・工事用車両の主な走行ルートを対象とし、周辺の土地利用状況等を考慮し、道路交通騒音・振動の現地調査地点と同様、計画地周辺の4地点(地点1～4)とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b></p> <p>(1) 予測手法</p> <p><b>供用後</b>  <u>関係車両の走行に伴う道路交通騒音</u>            ・日本音響学会式(ASJ RTN-Model 2023)により等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)を算定します。</p> <p><b>工事中</b>  <u>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音</u>            ・伝搬理論式により騒音レベル「90%レンジの上端値(L<sub>A5</sub>)」を算定します。  <u>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音</u>            ・日本音響学会式(ASJ RTN-Model 2023)により等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)を算定します。</p> <p>(2) 予測時点</p> <p><b>供用後</b>  <u>関係車両の走行に伴う道路交通騒音</u>            ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p><b>工事中</b>  <u>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音</u>            ・建設機械の稼働台数が最大となる時点とします。  <u>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音</u>            ・工事用車両の走行台数が最大となる時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	調査地点位置図は、図5.5-1 (p.125、地点1～4) 参照

表5.5-2(1) 調査・予測方法等(振動)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
5 静穏	振動	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には関係車両の走行、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の走行により計画地周辺における振動へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地周辺道路沿道の振動の状況、自動車交通量の状況を把握するとともに、本事業に係る法令による基準を整理し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 計画地周辺道路沿道の振動の状況            ・ 自動車交通量の状況            ・ 法令による基準</p> <p>(2) 現地調査            ・ 計画地周辺道路沿道の振動の状況            ・ 自動車交通量の状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            本事業の実施に伴う振動が日常生活に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに関係車両及び工事用車両の主な走行ルートとします。</p> <p>② 使用する主な資料  <u>計画地周辺道路沿道の振動の状況</u>            ・ 「令和5年度 自動車交通騒音・振動調査結果」            (東京都環境局)</p> <p><u>自動車交通量の状況</u>            ・ 「令和3年度全国道路・街路情勢調査一般交通量調査結果」(東京都建設局)</p> <p><u>法令による基準</u>            ・ 「振動規制法」            ・ 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>① 調査範囲・地点            計画地周辺の関係車両及び工事用車両の主な走行ルートを対象とします。  <u>計画地周辺道路沿道の振動の状況</u>            ・ 計画地周辺道路沿道4地点  <u>自動車交通量の状況</u>            ・ 上記、計画地周辺道路沿道の振動の状況と同じ地点</p> <p>② 調査時期・期間等            計画地周辺道路沿道の振動の状況を代表する期間とします。  <u>計画地周辺道路沿道の振動の状況 / 自動車交通量の状況</u>            ・ 平日の1日24時間連続調査を実施します。</p> <p>③ 調査(測定)手法  <u>計画地周辺道路沿道の振動の状況</u>            ・ 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月 総理府令第58号)に定める測定方法とします。  <u>自動車交通量の状況</u>            ・ 通過する車両の台数を方向別、時間帯別及び車種別にハンドカウンターを用いて記録します。</p>	<p>事業の実施により発生する振動により、計画地周辺あるいは計画地周辺道路沿道に著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>(「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する規制基準」に定める基準)</p> <p>(「環境確保条例」に基づく「指定建設作業に適用する振動の勧告基準」に定める基準)</p>

表5.5-2(2) 調査・予測方法等(振動)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には関係車両の走行、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の走行により計画地周辺における振動へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p><b>供用後</b>            ・関係車両の走行に伴う道路交通振動</p> <p><b>工事中</b>            ・建設機械の稼働に伴う建設作業振動            ・工事用車両の走行に伴う道路交通振動</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b></p> <p><b>供用後</b>  <u>関係車両の走行に伴う道路交通振動</u>            ・関係車両の主な走行ルートを対象とし、周辺の土地利用状況等を考慮し、道路交通騒音・振動の現地調査地点と同様、計画地周辺の4地点(地点1～4)とします。</p> <p><b>工事中</b>  <u>建設機械の稼働に伴う建設作業振動</u>            ・計画地周辺とします。  <u>工事用車両の走行に伴う道路交通振動</u>            ・工事用車両の主な走行ルートを対象とし、周辺の土地利用状況等を考慮し、道路交通騒音・振動の現地調査地点と同様、計画地周辺の4地点(地点1～4)とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b></p> <p>(1) 予測手法</p> <p><b>供用後</b>  <u>関係車両の走行に伴う道路交通振動</u>            ・「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月 国土交通省 国土技術政策総合研究所, 独立行政法人 土木研究所)に示される計算式により振動レベル「80%レンジの上端値(L<sub>10</sub>)」を算定します。</p> <p><b>工事中</b>  <u>建設機械の稼働に伴う建設作業振動</u>            ・伝搬理論式により振動レベル「80%レンジの上端値(L<sub>10</sub>)」を算定します。  <u>工事用車両の走行に伴う道路交通振動</u>            ・「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月 国土交通省 国土技術政策総合研究所, 独立行政法人 土木研究所)に示される計算式により振動レベル「80%レンジの上端値(L<sub>10</sub>)」を算定します。</p> <p>(2) 予測時点</p> <p><b>供用後</b>  <u>関係車両の走行に伴う道路交通振動</u>            ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p><b>工事中</b>  <u>建設機械の稼働に伴う建設作業振動</u>            ・建設機械の稼働台数が最大となる時点とします。  <u>工事用車両の走行に伴う道路交通振動</u>            ・工事用車両の走行台数が最大となる時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	調査地点位置図は、図5.5-1 (p.125、地点1～4) 参照

表5.6-1(1) 調査・予測方法等(電波受信状態)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
6 建造物影響	電波受信状態	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における電波受信状態へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、テレビ電波の到来状況、計画地周辺市街地の状況、テレビ受信の状況及び受信障害対策の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ テレビ電波の到来状況            ・ 計画地周辺市街地の状況</p> <p>(2) 現地調査            ・ テレビ受信の状況            ・ 受信障害対策の状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            計画建築物により遮へい障害及び反射障害を及ぼすと推定される地域及びその周辺地域とします。</p> <p>② 使用する主な資料  <u>テレビ電波の到来状況</u>            ・ 「全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」(日本放送協会・(一社)日本民間放送連盟監修(株)NHKテクノロジーズ発行)            ・ 「衛星放送の現状」(総務省)  <u>計画地周辺市街地の状況</u>            ・ 「東京都土地利用現況図〔建物用途別〕(区部)(令和3年現在)」(令和5年3月 東京都都市整備局)</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>① 調査範囲・地点            机上検討により電波障害の発生が推定される地域とします。なお、テレビ受信の状況については、該当する地域の電波状況を把握できるよう、適切な密度で調査地点を配置します。</p> <p>② 調査時期・期間等            テレビ電波の状況を適切に把握できる時期とします。</p> <p>③ 調査(測定)手法            テレビ受信の状況に係るテレビ電波の画質及び強度については、「建築物によるテレビ受信障害調査要領 テレビ受信状況調査要領(平成30年6月改訂)」(平成30年6月 (一社)日本CATV技術協会)に示す方法とします。            受信障害対策の状況については、現地踏査による目視確認等による方法とします。</p>	<p>計画建築物に起因するテレビ電波の受信障害を発生させないこと</p>

表5.6-1(2) 調査・予測方法等(電波受信状態)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における電波受信状態へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。  <b>供用後</b>            ・計画建築物によるテレビ電波、衛星放送の遮へい障害及び反射障害</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>  <b>供用後</b>            ・本事業の実施によりテレビ電波、衛星放送の遮へい障害及び反射障害が及ぶと推定される地域及びその周辺とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>            (1) 予測手法  <b>供用後</b>            ・「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送)」(平成17年3月(社)日本CATV技術協会)等に示す方法とします。            (2) 予測時点  <b>供用後</b>            ・計画建築物の建設工事が完了した時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-

表5.6-2(1) 調査・予測方法等(風)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
6 建造物 影響	風	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における風環境へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、周辺地域及び建物の状況、周辺の風の状況を把握し、予測の基礎資料とします。            なお、風害等の発生状況の概況は、予測で実施する風洞実験により現況の風環境を把握します。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 周辺地域及び建物の状況            ・ 周辺の風の状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b>            (1) 既存資料調査            ① 調査範囲等            計画建築物により風環境に影響を及ぼすと予想される地域とし、計画建築物を中心として、半径が計画建築物の高さの1.5～2倍程度の範囲とします。</p> <p>② 使用する主な資料  <u>周辺地域及び建物の状況</u>            ・ 「東京都土地利用現況図〔建物用途別〕(区部)(令和3年現在)」(令和5年3月 東京都都市整備局)  <u>周辺の風の状況</u>            ・ 「過去の気象データ・ダウンロード」            (気象庁ホームページ)</p>	<p>計画建築物に起因するビル風により、計画地及びその周辺の風環境に著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>快適な歩行空間を確保すること</p> <p>(「ビル風対策に係る手引き」(港区環境リサイクル支援部環境課 平成25年4月版)に示されている風環境に係る評価指標)</p> <p>風による道路への障害物の侵入を予防すること</p>

表5.6-2(2) 調査・予測方法等(風)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には計画建築物の存在により、計画地及びその周辺における風環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。  <b>供用後</b>            ・計画建築物による風環境の変化(建設前、建設後、防風対策後)</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>  <b>供用後</b>            ・予測地域は現況調査の調査範囲に準じ、予測地点は周辺の土地利用の状況から風環境の変化により影響を受ける次に示す施設等を勘案して設定します。            ・計画地周辺では歩道・横断歩道・デッキ・バス停・その他道路等、計画地内は空地等とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>            (1) 予測手法  <b>供用後</b>            ・風洞実験を実施し、計画地及びその周辺における地表付近の強風が吹く頻度を予測します。</p> <p>(2) 予測時点  <b>供用後</b>            ・既存建物等が立地している時点(建設前)、及び計画建築物の建設工事が完了した時点(建設後)、計画地内等に植栽等の防風対策を施した時点(防風対策後)とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	予測地点位置図は、図5.6-1 (p.126)、地点の設定理由は、別表-1～4 (p.127～130)参照

表5.6-3(1) 調査・予測方法等(日照)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
6 建造物 影 響	日 照	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における日照へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、周辺地域及び建物の状況、周辺の日照の状況を把握するとともに、本事業に係る法令による基準を整理し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 周辺地域及び建物の状況            ・ 周辺の日照の状況            ・ 法令による基準</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査            ① 調査範囲等            計画建築物により日影が生じると予想される地域とします。</p> <p>② 使用する主な資料  <u>周辺地域及び建物の状況</u>            ・ 「東京都土地利用現況図〔建物用途別〕(区部)            (令和3年現在)」(令和5年3月 東京都都市整備局)</p> <p><u>周辺の日照の状況</u>            ・ 「地形図」等</p> <p><u>法令による基準</u>            ・ 「建築基準法」            ・ 「東京都日影による中高層建築物の            高さの制限に関する条例」</p>	<p>計画建築物に起因する日影により、計画地周辺の日照の状況に著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>(「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影規制の基準)</p>

表5.6-3(2) 調査・予測方法等(日照)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における日照へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。  <b>供用後</b>            ・計画建築物による冬至日の日影の状況            (時刻別日影及び等時間日影)</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>  <b>供用後</b>            ・計画建築物により日影が生じると予想される地域とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>            (1) 予測手法  <b>供用後</b>            ・計画建築物による冬至日の8～16時(真太陽時)の時刻別日影図及び等時間日影図をコンピューターにより計算・作図します。</p> <p>(2) 予測時点  <b>供用後</b>            ・計画建築物の建設工事が完了した時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-

表5.6-4(1) 調査・予測方法等(光)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
6 建造物 影 響	光	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には計画建築物の存在・供用により、計画地周辺における光環境へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、反射光・夜間光の影響を受ける建物の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 反射光・夜間光の影響を受ける建物の状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            本事業の実施により光環境への影響が予想される地域とします。</p> <p>② 使用する主な資料            ・ 「東京都土地利用現況図〔建物用途別〕(区部)            (令和3年現在)」(令和5年3月 東京都都市整備局)</p>	<p>反射光・夜間光により、計画地周辺に著しい影響を及ぼさないこと</p>

表5.6-4(2) 調査・予測方法等(光)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には計画建築物の存在・供用により、計画地周辺における光環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。  <b>供用後</b>            ・計画建築物による反射光・夜間光の状況</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>  <b>供用後</b>            ・本事業の実施により光環境への影響が予想される地域とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>            (1) 予測手法  <b>供用後</b>            ・事業計画に基づき、計画地より発生する夜間光、計画建築物による反射光の状況を整理します。</p> <p>(2) 予測時点  <b>供用後</b>            ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-

表5.7-1(1) 調査・予測方法等(緑)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
7 植物 ・動物	緑	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、緑地を整備します。そのため、緑被の状況、植生の状況及び特筆すべき樹木等の状況を把握するとともに、本事業に係る緑化基準を整理し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 緑被の状況            ・ 植生の状況            ・ 特筆すべき樹木等の状況            ・ 緑化基準</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b>            (1) 既存資料調査            ① 調査範囲等            本事業の実施が緑に影響を及ぼすと予想される地域とします。</p> <p>② 使用する主な資料  <u>緑被の状況</u>            ・ 「港区みどりの実態調査(第10次)報告書」            (令和4年3月 港区)            ・ 「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」            (環境省自然環境局 生物多様性センター)</p> <p><u>植生の状況</u>            ・ 「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」            (環境省自然環境局 生物多様性センター)</p> <p><u>特筆すべき樹木等の状況</u>            ・ 「港区みどりの実態調査(第10次)報告書」            (令和4年3月 港区)</p> <p><u>緑化基準</u>            ・ 「東京における自然の保護と回復に関する条例」            ・ 「港区みどりを守る条例」</p>	<p>計画地及びその周辺において緑豊かな生活環境を形成するために樹木の保全・育成を図っていること</p> <p>(「東京における自然の保護と回復に関する条例」)</p> <p>(「港区みどりを守る条例」による緑化基準)</p>

表5.7-1(2) 調査・予測方法等(緑)

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、計画地周辺における緑に影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。  <b>供用後</b>            ・緑化量(植栽本数・面積)            ・緑化計画</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>  <b>供用後</b>            ・計画地内とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>            (1) 予測手法  <b>供用後</b>            ・事業計画に基づき、緑化量(植栽本数・面積)及び緑化計画を整理します。</p> <p>(2) 予測時点  <b>供用後</b>            ・計画建築物の建設工事が完了した時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-

表5.8-1(1) 調査・予測方法等(都市景観)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
8 景観	都市景観	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における都市景観に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、地域の景観の特性、代表的な眺望地点と眺望の状況を把握するとともに、景観に係る指針等を整理し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 地域の景観の特性            ・ 景観に係る指針等</p> <p>(2) 現地調査            ・ 代表的な眺望地点と眺望の状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b></p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>① 調査範囲等            計画建築物が中景域となる計画地を中心とする半径800m程度とします。</p> <p>② 使用する主な資料            ・ 「東京都景観計画」(平成30年8月改定 東京都)            ・ 「港区まちづくりマスタープラン」(平成29年3月 港区)            ・ 「港区景観計画(平成27年度(2015年度)改定)」            (平成27年12月 港区)            ・ 「東京都土地利用現況図〔建物用途別〕(区部)            (令和3年現在)」(令和5年3月 東京都都市整備局)            ・ 「港区公共施設案内図 ぐるっとみなど」            (令和7年2月 港区)            ・ 「千代田区施設案内図 2025」(令和7年11月 千代田区)</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>① 調査範囲・地点            既存資料調査の調査範囲内の眺望地点及び日常的な視点場(計画建築物が容易に見渡せると予想される地点、人々が集まりやすい大きな交差点、眺望がよい地点、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所等)を踏まえ、方向・距離を勘案し9地点を選定します。</p> <p>② 調査時期・期間等            代表的な眺望地点と眺望の状況を適切に把握できる時期とします。</p> <p>③ 調査(測定)手法            現地踏査、写真撮影により把握する方法とします。</p>	<p>計画地周辺の眺望地点及び日常的な視点場からの眺望との調和を図り、良好な都市景観の創出に寄与すること</p> <p>(計画地周辺の景観形成の方針、港区の都市景観形成に関する景観形成基準)</p>

表5.8-1(2) 調査・予測方法等(都市景観)

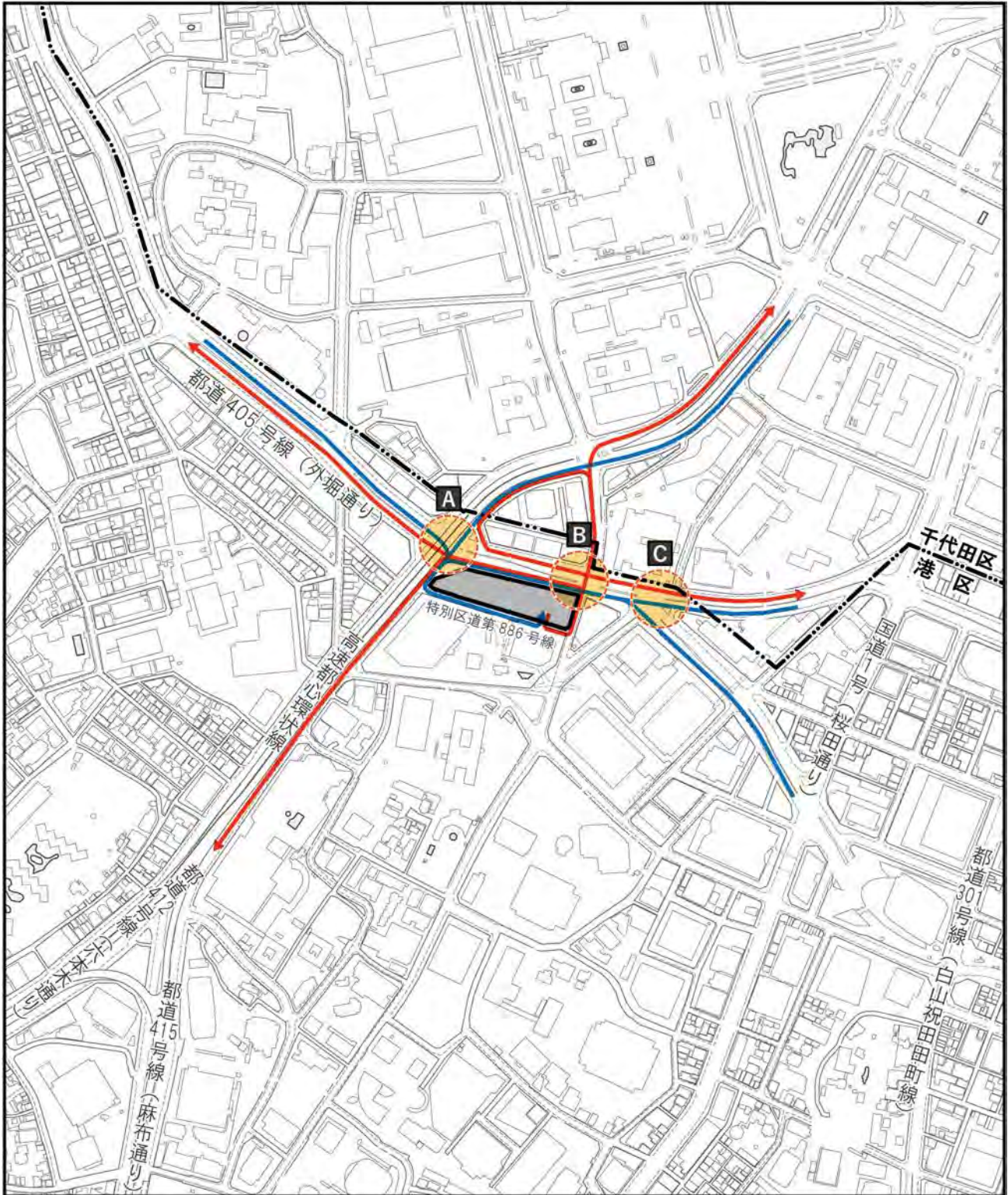
予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における都市景観に影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。  <u>供用後</u>            ・地域の景観の特性の変化            ・代表的な眺望地点からの眺望景観の変化            ・計画建築物と周辺の景観への配慮</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>  <u>供用後</u>  <u>地域の景観の特性の変化</u>            ・既存資料調査の調査範囲とします。  <u>代表的な眺望地点からの眺望景観の変化</u>            ・現地調査を行った地点と同様の9地点とします。  <u>計画建築物と周辺の景観への配慮</u>            ・計画地内とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>            (1) 予測手法  <u>供用後</u>            ・上位計画における計画地周辺の景観形成の方針や景観協議における要望を整理するとともに、フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法とします。            (2) 予測時点  <u>供用後</u>            ・計画建築物の建設工事の完了後の適切な時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	調査地点位置図は、図5.8-1 (p.131、地点1～9) 参照 (調査地点の状況は、表3.2.11-1 (p.68)参照)

表5.9-1(1) 調査・予測方法等(公開空地等、防災・防犯)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
10 地域 貢献等	公開空地等 防災・防犯	<p><b>1) 調査事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、新たな公開空地等の創出、災害発生時の帰宅困難者の一時受け入れ場所の確保を検討します。そのため、計画地周辺のオープンスペース(緑地・広場等)の状況、計画地及び周辺の広域防災計画(防災拠点・避難路)の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査            ・ 計画地周辺のオープンスペース(緑地・広場等)の状況            ・ 計画地及び周辺の広域防災計画(防災拠点・避難路)の状況</p> <p><b>2) 調査書案作成に向けた調査計画</b>            (1) 既存資料調査            ① 調査範囲等            本事業の実施が計画地及びその周辺の利用者に影響を及ぼすと予想される地域とします。</p> <p>② 使用する主な資料            ・ 港区のオープンスペース(緑地・広場等)に係る資料            ・ 港区の広域防災計画(防災拠点・避難路)に係る資料</p>	<p>計画地及びその周辺の利用者に快適性を提供する空間を創出すること</p> <p>計画地及びその周辺における防災に配慮すること</p>

表5.9-1(2) 調査・予測方法等(公開空地等、防災・防犯)

予 測	予測結果に 基づく対策	環境改善策	備 考
<p><b>1) 予測事項の考え方</b>            供用後には本事業の実施により、新たな公開空地等の創出、災害発生時の帰宅困難者の一時受け入れ場所の確保を検討することから、予測事項は以下のとおりとします。  <b>供用後</b>            ・公開空地等の整備状況            ・帰宅困難者の一時受け入れ場所の確保状況</p> <p><b>2) 予測地域・予測地点の考え方</b>  <b>供用後</b>            ・計画地内とします。</p> <p><b>3) 予測方法・予測条件の考え方</b>            (1) 予測手法  <b>供用後</b>            ・事業計画に基づき公開空地等の整備の考えを整理します。            ・事業計画に基づき帰宅困難者の一時受け入れ場所の確保の考えを整理します。</p> <p>(2) 予測時点  <b>供用後</b>            ・計画建築物の建設工事が完了した時点とします。</p> <p><b>4) 環境の目標との比較の考え方</b>            現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>	-	-	-

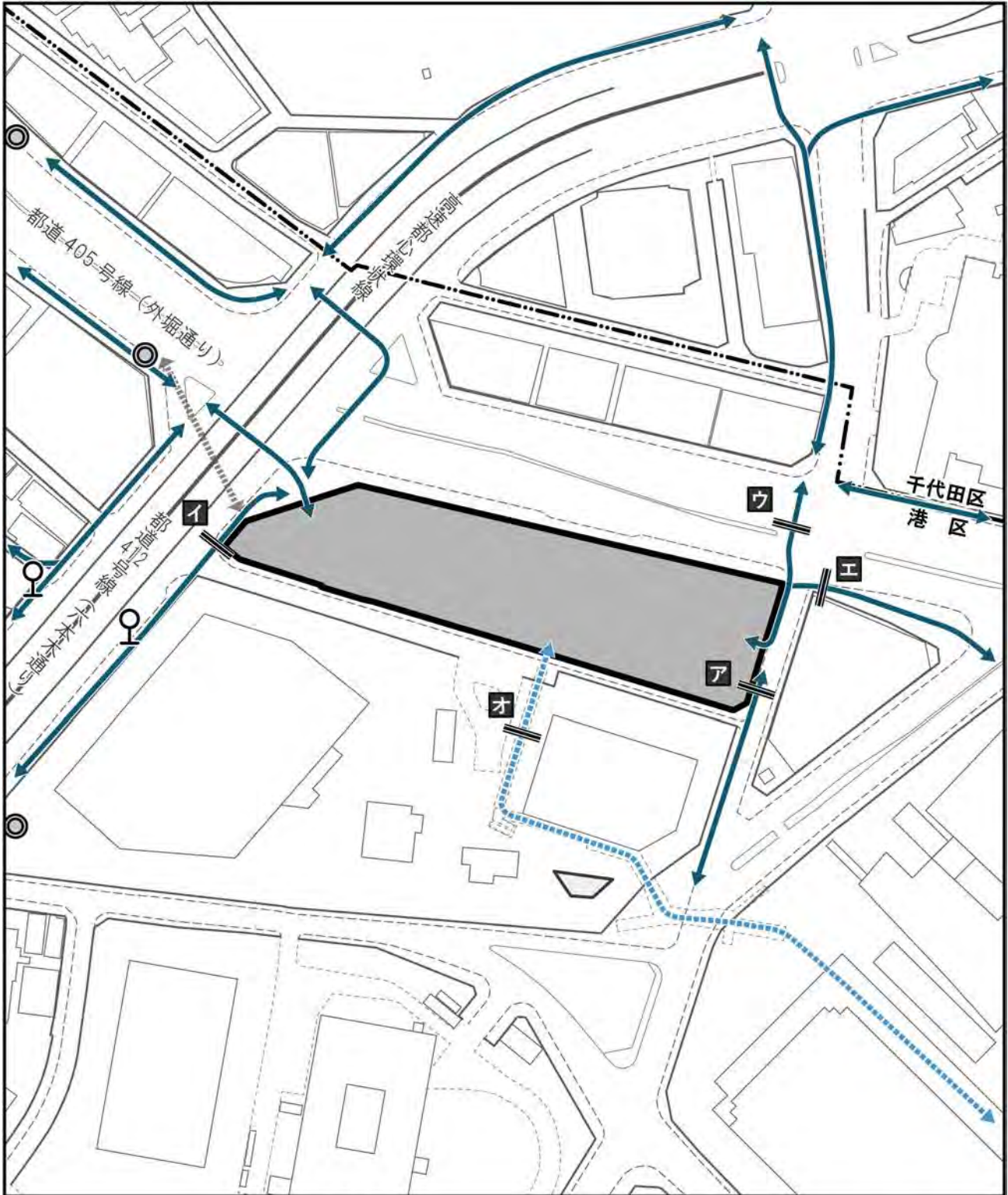


凡例

- : 計画地
- : 関係車両の主な走行ルート(入)
- : 関係車両の主な走行ルート(出)
- : 自動車交通量調査地点(信号交差点)  
(地点A~C)

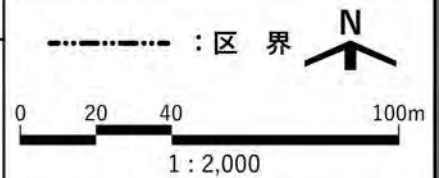


図5.1-1 自動車交通量調査地点位置図



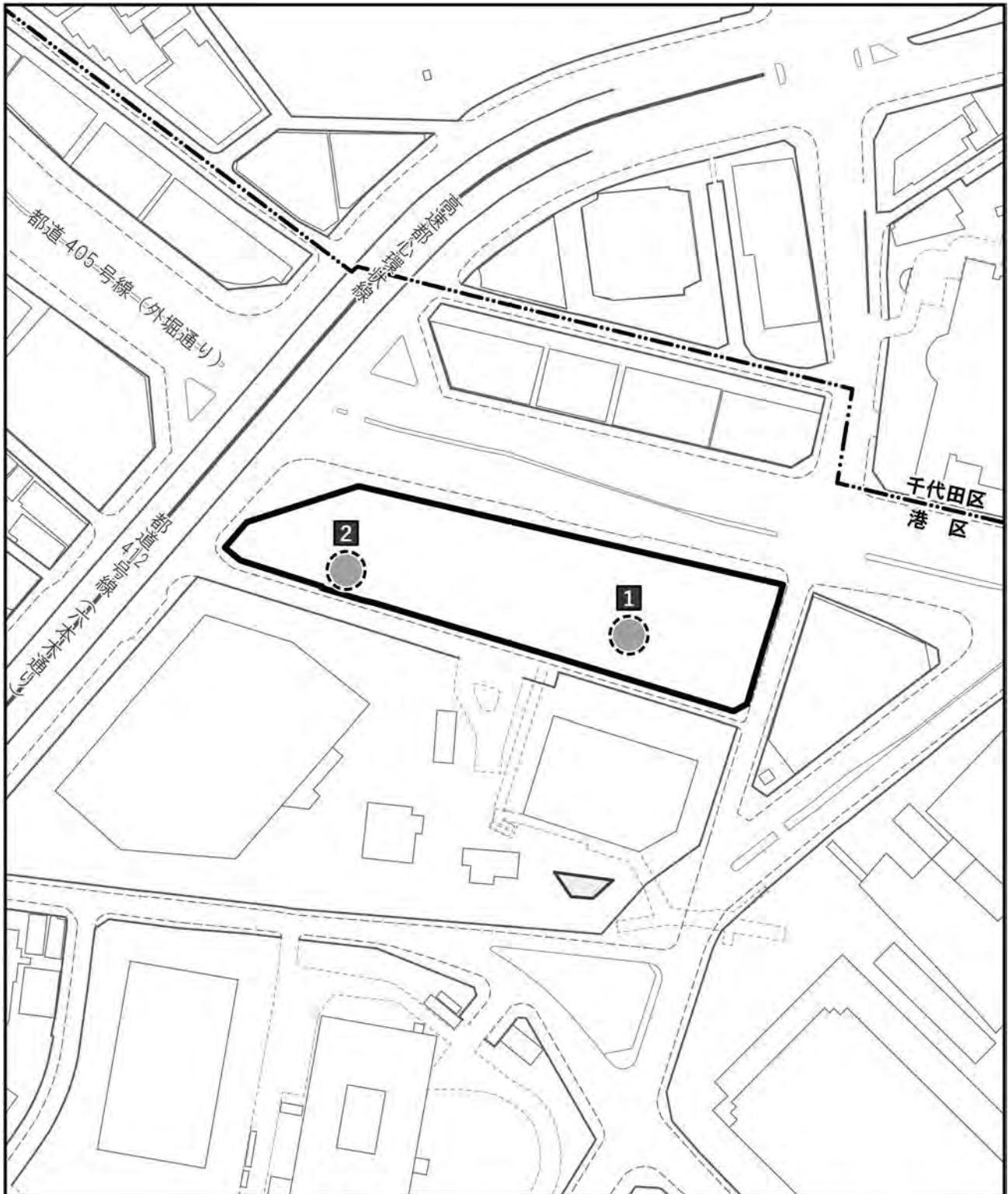
凡 例

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| : 計画地               | <b>【歩行者動線】</b> |
| : 歩行者通行量調査地点(断面ア～オ) | : 地上動線         |
| : バス停留所             | : デッキ上動線(計画)   |
| : 地下鉄出入口            | : 地下動線(計画)     |



注) 断面オは、今後整備予定の歩行者通行デッキ上の地点であるため、現地調査は行わず、予測評価のみ実施します。

図5.1-2 歩行者通行量調査地点位置図



凡 例

- : 計画地
- : ボーリング調査地点 (地点1~2)

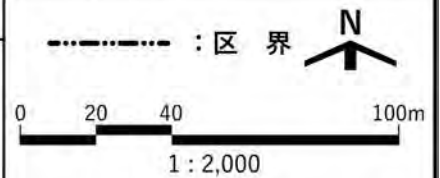
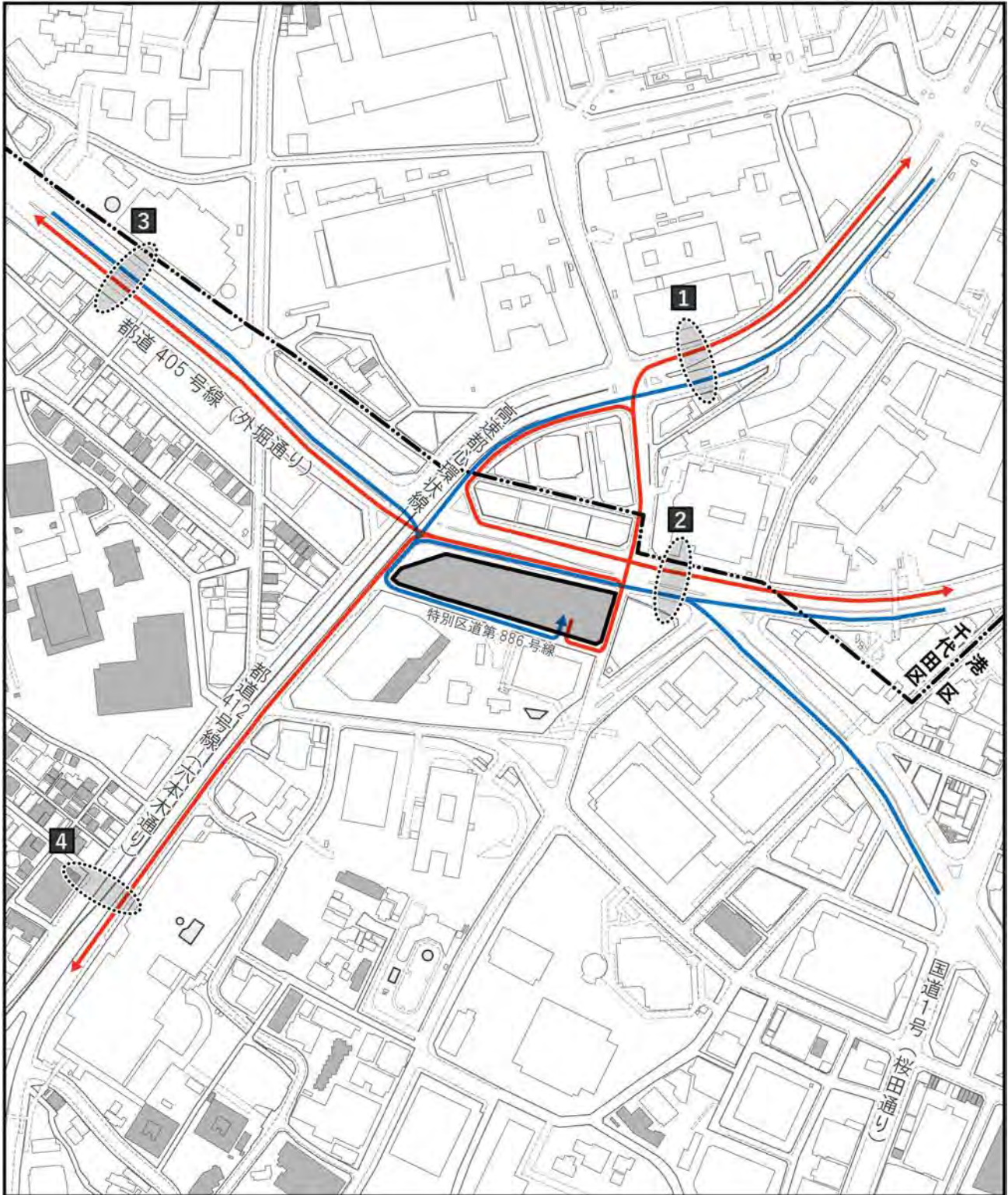


図5.4-1 ボーリング調査地点位置図



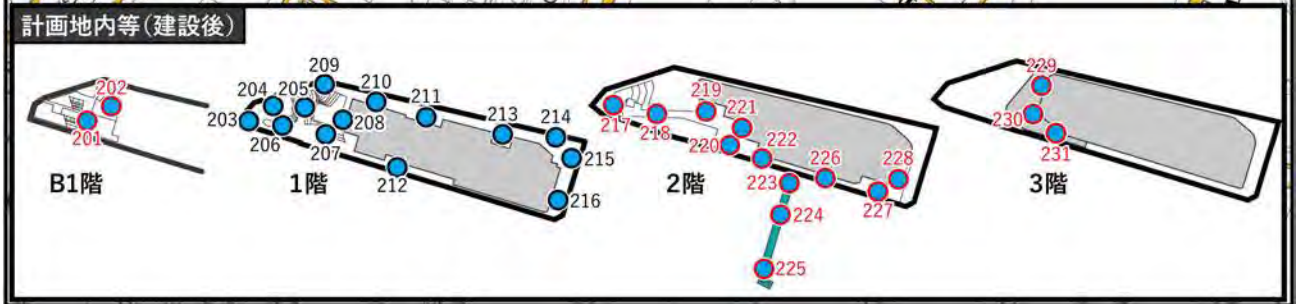
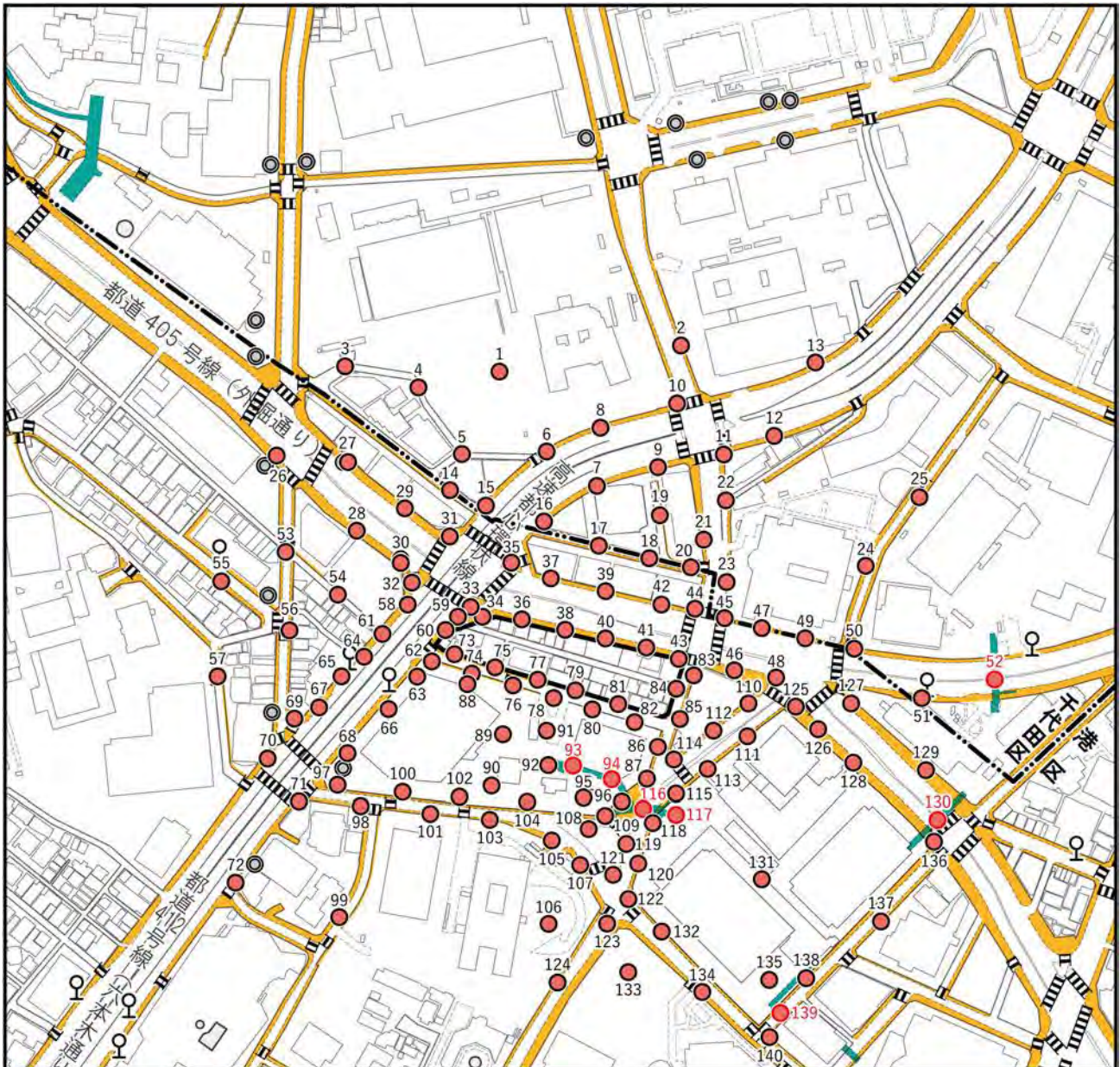
凡例

- : 計画地
- : 居住者用建物
- : 道路交通騒音・振動、交通量調査地点(地点1～4)
- : 関係車両の主な走行ルート(入)
- : 関係車両の主な走行ルート(出)



注) 下記出典資料を基に作成  
 出典: 「土地利用現況調査GISデータ  
 令和3年区部」(東京都都市整備局)  
<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t000008d2000000019>

図5.5-1 騒音・振動調査地点位置図



凡例		 
: 計画地 : バス停留所 : マウントアップ歩道等 : ペDESTリアンデッキ・歩道橋 : 横断歩道 : 地下鉄出入口	: 予測地点 (地点1~140) : 予測地点 (建設後) (地点201~231)	

注) ○・赤字で示す地点は、地上以外の予測地点をあらわします。

図5.6-1 風環境の予測地点位置図

別表1 風環境の予測地点設定理由

地点番号	設定理由					
	計画地外					計画地内 空地等
	歩道	横断歩道	デッキ	バス停	その他道路等	
1					●	
2	●					
3					●	
4					●	
5					●	
6		●				
7	●					
8	●					
9	●					
10		●				
11		●				
12	●					
13	●					
14	●					
15		●				
16	●					
17	●					
18	●					
19	●					
20		●				
21	●					
22	●					
23	●					
24	●					
25		●				
26		●				
27	●					
28	●					
29	●					
30	●					
31		●				
32		●				
33		●				
34	●					
35		●				
36	●					
37	●					
38	●					
39	●					
40	●					
41	●					
42	●					
43		●				
44		●				
45		●				
46	●					
47	●					
48		●				
49	●					
50		●				

別表2 風環境の予測地点設定理由

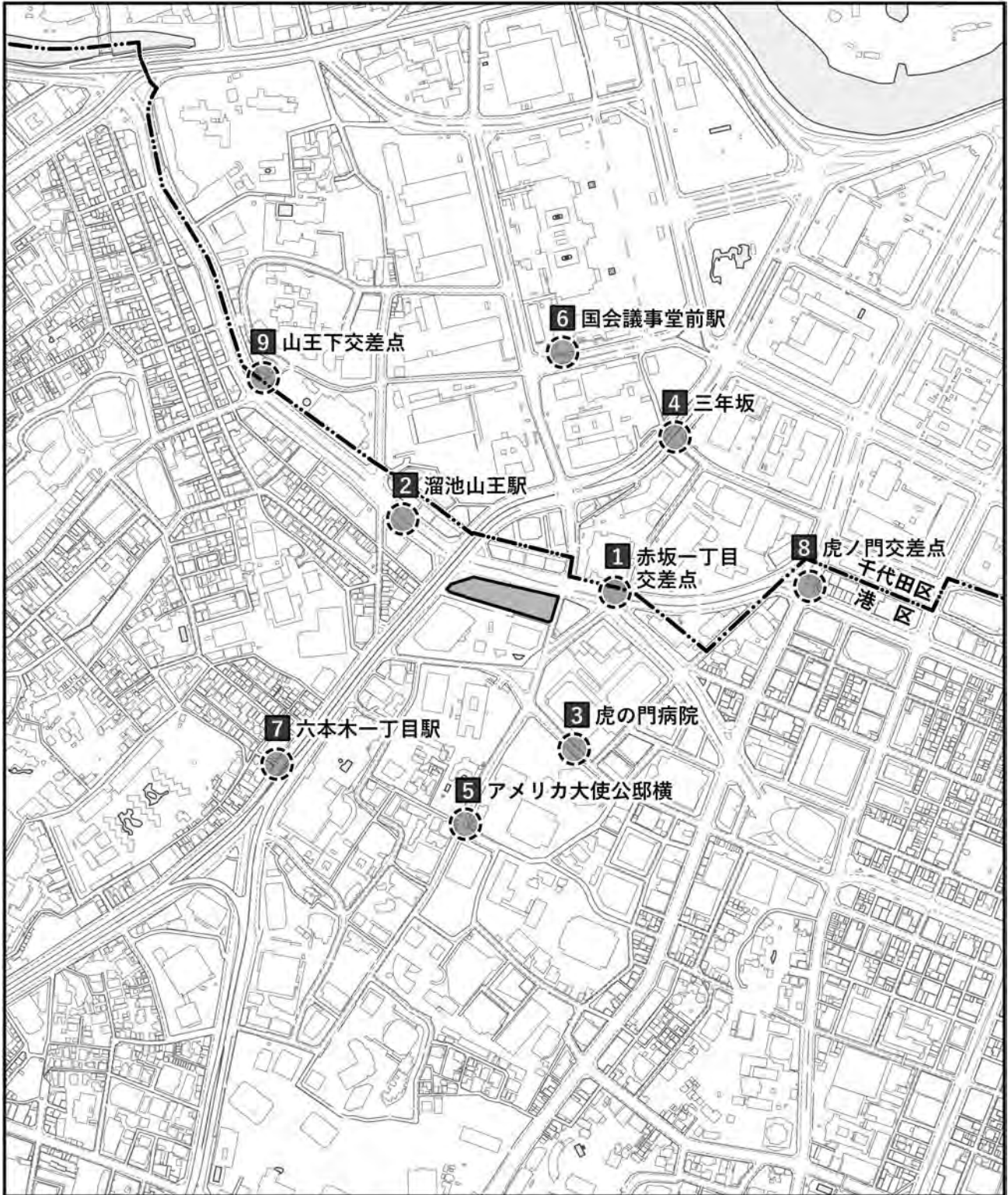
地点番号	設定理由					
	計画地外					計画地内 空地等
	歩道	横断歩道	デッキ	バス停	その他道路等	
51				●		
52			●			
53		●				
54					●	
55	●					
56		●				
57		●				
58	●					
59	●					
60	●					
61	●					
62		●				
63					●	
64	●					
65				●		
66				●		
67	●					
68	●					
69		●				
70	●					
71		●				
72		●				
73	●					
74	●					
75	●					
76		●				
77	●					
78					●	
79	●					
80					●	
81	●					
82					●	
83	●					
84	●					
85	●					
86	●					
87	●					
88					●	
89					●	
90					●	
91					●	
92					●	
93			●			
94			●			
95					●	
96	●					
97	●					
98		●				
99	●					
100	●					

別表3 風環境の予測地点設定理由

地点番号	設定理由					
	計画地外					計画地内
	歩道	横断歩道	デッキ	バス停	その他道路等	空地等
101	●					
102		●				
103	●					
104					●	
105	●					
106					●	
107	●					
108					●	
109	●					
110	●					
111	●					
112	●					
113	●					
114		●				
115	●					
116			●			
117			●			
118	●					
119					●	
120	●					
121					●	
122		●				
123		●				
124	●					
125		●				
126	●					
127		●				
128	●					
129	●					
130			●			
131					●	
132	●					
133					●	
134		●				
135					●	
136		●				
137	●					
138	●					
139			●			
140		●				

別表4 風環境の予測地点設定理由

地点番号	設定理由					
	計画地外					計画地内
	歩道	横断歩道	デッキ	バス停	その他道路等	空地等
201						●
202						●
203						●
204						●
205						●
206						●
207						●
208						●
209						●
210						●
211						●
212						●
213						●
214						●
215						●
216						●
217						●
218						●
219						●
220						●
221						●
222						●
223			●			
224			●			
225			●			
226						●
227						●
228						●
229						●
230						●
231						●



凡例

- : 計画地
- : 眺望地点 (地点1～9)

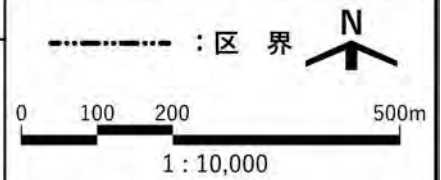


図5.8-1 景観調査地点位置図



## 6. その他



## 6. その他

### 6.1 実施者

#### 【環境影響調査を実施する者】

名称 赤坂溜池地区市街地再開発準備組合

代表者 理事長 古角 博治

住所 東京都港区赤坂一丁目8番1号

#### 【調査計画書作成業務の受託者】

名称 株式会社日本設計

代表者 代表取締役 篠崎 淳

住所 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

### 6.2 参考資料

「都市再生緊急整備地域 東京都心・臨海地域」(平成14年7月)

「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

ーサステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくりー」(令和3年3月 東京都)

「都市再生整備計画 六本木・虎ノ門地区」(令和5年6月 港区)

「国土数値情報(鉄道データ)」(国土交通省)

「特定都市再生緊急整備地域 東京都心・臨海地域」(平成14年7月)

「都市づくりのグランドデザイン」(平成29年9月 東京都)

「港区まちづくりマスタープラン」(平成29年3月 港区)

「ビルの新築に伴う地下排水槽(ビルピット)設計の手引き」(平成31年1月 東京都)

「東京都建設リサイクル推進計画」(令和6年4月 東京都)

「各年1月1日現在の人口・世帯数(昭和29年～令和7年)」

(令和8年2月閲覧 港区ホームページ)

「2022年1月～2026年1月 町丁目別人口・世帯数(赤坂地区総合支所管内)」

(令和8年2月閲覧 港区ホームページ)

「2022年1月～2026年1月 町丁目別人口・世帯数(芝地区総合支所管内)」

(令和8年2月閲覧 港区ホームページ)

「2022年1月～2026年1月 町丁目別人口・世帯数(麻布地区総合支所管内)」

(令和8年2月閲覧 港区ホームページ)

「町丁別世帯数および人口(住民基本台帳)：令和4年1月～令和8年1月」

(令和8年2月閲覧 千代田区ホームページ)

「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」(東京都建設局)

「東京都統計年鑑 令和元年～令和5年版」(東京都総務局)

「都バス路線案内 『みんくるガイド』(2025年4月版)」(令和7年4月 東京都交通局)

「都バス運行情報サービス」(令和8年2月閲覧 東京都交通局ホームページ)

「東急バス路線図」(令和8年2月閲覧 東急バスホームページ)

「ちいばす路線図」(令和8年2月閲覧 港区ホームページ)

「港区コミュニティバス 「ちいばす」路線図」

(令和8年2月閲覧 株式会社フジエクスプレスホームページ)

「国土数値情報(バス停留所データ)」(国土交通省)

「国土数値情報(バスルートデータ)」(国土交通省)

「土地利用現況調査GISデータ 令和3年区部」(東京都都市整備局)  
「港区都市計画情報サービス」(令和8年2月閲覧 港区)  
「千代田区都市計画情報提供ポータル」(令和8年2月閲覧 千代田区)  
「港区公共施設案内図 ぐるっとみなの 令和7年2月作成」(港区)  
「千代田区施設案内図 2025」(令和7年11月 千代田区)  
「『未来の東京』戦略 version up 2024」(令和6年1月東京都)  
「東京都環境基本計画2022」(令和4年9月 東京都)  
「みどりの新戦略ガイドライン」(平成18年1月 東京都)  
「東京が新たに進めるみどりの取組」(令和元年5月 東京都)  
「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」(平成24年5月 東京都)  
「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」  
(平成26年5月 東京都)  
「東京都生物多様性地域戦略」(令和5年4月 東京都)  
「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」(令和5年4月 東京都)  
「東京都景観計画」(平成30年8月改定 東京都)  
「東京都資源循環・廃棄物処理計画」(令和3年9月 東京都)  
「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」(平成27年3月 東京都)  
「東京都気候変動適応方針」(令和元年12月 東京都)  
「東京都気候変動適応計画アクションプラン」(令和6年3月 東京都)  
「ゼロエミッション東京戦略2020Update & Report」(令和3年3月 東京都)  
「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速-Fast forward to"Carbon Half"-」  
(令和4年2月 東京都)  
「港区基本構想」(平成14年12月 港区)  
「港区基本計画-令和3(2021)年度～令和8(2026)年度- 令和5(2023)年度改定版  
港区実施計画-令和6(2024)年度～令和8(2026)年度-」(令和6年1月 港区)  
「港区基本計画赤坂地区版計画書-令和3(2021)年度～令和8(2026)年度-  
令和5(2023)年度改定版」(令和6年1月 港区)  
「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」(令和4年8月改定 港区)  
「港区環境基本計画-令和3(2021)年度～令和8(2026)年度- 令和5(2023)年度改定版」  
(令和6年2月 港区)』  
「港区緑と水に関する基本方針」(平成18年3月 港区)  
「港区緑と水の総合計画」(令和3年2月 港区)  
「港区景観計画(平成27年度(2015年度)改定)」(平成27年12月 港区)  
「港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)令和3(2021)年度～令和14(2032)年度」  
(令和3年2月 港区)  
「港区低炭素まちづくり計画」(令和3年6月 港区)  
「大気汚染常時監視データ」  
(令和8年2月閲覧 国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ)  
「大気汚染常時監視測定局」(令和8年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)  
「環境総合測定局監視システム」(令和8年2月閲覧 港区ホームページ)  
「大気環境」(令和8年2月閲覧 新宿区ホームページ)  
「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果(令和2年～令和6年度)」  
(令和8年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

- 「港区の環境リサイクル 令和7年度(2025年度)版 事業概要」  
(令和8年2月 港区ホームページ)
- 「大気環境 新宿区内の大気汚染常時測定結果(令和2年～令和5年度)」  
(令和8年2月閲覧 新宿区ホームページ)
- 「港区行政資料集 令和7年度(2025年度)版」(港区)
- 「令和元年度～令和5年度 自動車交通騒音・振動調査結果」  
(令和8年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)
- 「数値地図25000(土地条件)」(国土地理院)
- 「国土数値情報(土砂災害警戒区域データ)」(国土交通省)
- 「土砂災害警戒区域等マップ」(令和8年2月閲覧 東京都建設局ホームページ)
- 「基盤地図情報 数値標高モデル」(国土地理院)
- 「東京都総合地盤図Ⅰ」(昭和52年 東京都土木研究所編)
- 「浸水リスク検索サービス」(令和8年2月閲覧 東京都建設局ホームページ)
- 「事業概要 令和7年版」(東京都水道局)
- 「東京都下水道局事業概要 令和7年版」(東京都下水道局)
- 「港区みどりの実態調査(第10次)報告書」(令和4年3月 港区)
- 「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」  
(環境省自然環境局 生物多様性センター)
- 「千代田区緑の実態調査及び熱分布調査報告書」(平成31年3月 千代田区)
- 「国指定文化財等データベース」(令和8年2月閲覧 文化庁ホームページ)
- 「東京都文化財情報データベース」(令和8年2月閲覧 東京都教育庁ホームページ)
- 「千代田区の指定文化財」(令和8年2月閲覧 千代田区文化財事務室ホームページ)
- 「港区文化財総合目録」(令和8年2月閲覧 港区立郷土歴史館ホームページ)
- 「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」  
(令和8年2月閲覧 東京都教育委員会ホームページ)
- 「港区埋蔵文化財包蔵地(遺跡)分布図(令和7年3月31日現在)」(港区立郷土歴史館)

### 6.3 問い合わせ先

赤坂溜池地区市街地再開発準備組合 事務局（日鉄興和不動産株式会社）

〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号

Tel : 03-6774-8000 (10:00～12:00、13:00～17:00／土・日曜、祝日、年末年始は除く)

図書に使用した地図は、「基盤地図情報 縮尺レベル  
2500」(国土地理院)をもとに、必要に応じて加筆修正  
を行っています。

この冊子は古紙配合の再生紙を使用しています。